



地方分権時代にふさわしい地方税制 のあり方に関する調査研究会報告書

～課税自主権の発揮しやすい環境整備に関する報告書～

平成 23 年 3 月

財団法人 自治総合センター

は し が き

平成 22 年度の研究会では、平成 21 年 11 月に出された地方分権改革推進委員会の第 4 次勧告や平成 21 年 12 月に出された平成 22 年度税制改正大綱において、課税自主権の拡大が盛り込まれたことを踏まえ、課税自主権を発揮しやすい環境整備をテーマとして、平成 22 年 8 月にその検討を開始し、3 回の会合をもつたところである。

一方、政府税制調査会においては、平成 22 年 11 月 19 日に片山善博総務大臣が提案した「地域主権改革税制～住民自治の確立に向けて～」を踏まえて、課税自主権の拡大について議論が行われ、その結果は平成 23 年度税制改正大綱に盛り込まれている。具体的には税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革することとし、法定税の法定任意税化・法定外税化の検討、制限税率の見直し、法定外税の新設・変更への関与の見直しが今後の改革検討項目として挙げられており、まさに、課税自主権を発揮しやすい環境整備という本研究会のテーマと軌を一にするものである。

短い期間の中で、地方税のあり方の根本に関わる重要なテーマについて検討を行ったため、この報告書では明確な結論を示しているわけではないが、本研究会の議論を踏まえた論点を示すことによって、今後の検討の参考となることを期待するものである。

なお、本年度の海外調査は、イタリア・ベルギーにおける課税自主権等地方団体の税制について調査を行った。近年、地方における自主財源確保が図られたイタリア、また、地方税における税率設定や独自税の創設に関して地方に大きな裁量が与えられているベルギーにおいて、貴重な情報を得ることができた。

最後に、今回の調査研究に当たり、御多忙のところ委員をお引き受けいただいた先生方、海外調査などにおいて調査研究に御協力をいただいた関係機関の方々に心から感謝を申し上げる。

なお、本調査研究は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて実施したものであり、同財団に対し深く謝意を表する次第である。

平成 23 年 3 月

地方分権時代にふさわしい地方税制の
あり方に関する調査研究会

委員長 林 健 久
財団法人自治総合センター
理事長 二 橋 正 弘

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する研究会委員
～課税自主権を発揮しやすい環境整備に関する研究～

委員長	林 健 久	東京大学名誉教授
委 員	木 村 陽 子	財団法人自治体国際化協会理事長
	小西 砂千夫	関西学院大学経済学研究科・人間福祉学部教授
	瀧 谷 雅 弘	東北大学大学院法学研究科教授
	辻 琢 也	一橋大学大学院法学研究科教授
	横 山 彰	中央大学総合政策学部教授
	手 塚 貴 大	広島大学大学院社会科学研究科准教授
	田 倉 英 明	東京都主税局税制部長
	宇都宮 治綱	横浜市総務局主税部長
	岡 崎 浩 巳	総務省自治税務局長
	滝 本 純 生	総務省税務担当審議官
	青 木 信 之	総務省自治税務局企画課長

目 次

I 平成22年度調査研究会報告書

1 課税自主権を発揮しやすい環境の整備 ······	3
2 法定外税の新設・変更に係る手続き ······	5
(1) 現状 ······	5
① 法定外税の新設等の手続き ······	5
② 法定外税の課税の状況等 ······	7
(2) 沿革 ······	7
① 法定外独立税の許可制 ······	7
② 法定外独立税の報告制への移行 ······	7
③ 法定外税の許可制の導入 ······	8
④ 法定外税の同意付き協議制への移行と法定外目的税の創設 ······	8
⑤ 法定外税の協議対象となる場合の要件の緩和と納税者意見 聴取手続きの創設 ······	9
⑥ 同意要件等の変遷 ······	9
(3) 論点 ······	10
① 事前の国の関与 ······	10
② 現行の同意要件の分析 ······	11
③ 関与を行う場合の最小限の要件 ······	12
④ その他の課題 ······	13
3 地方税の税率に関する規定 ······	14
(1) 現状 ······	14
① 地方税の税率の種類 ······	14
② 超過課税 ······	14
③ 標準税率未満での課税 ······	14
(2) 沿革 ······	15
① 税率の種類に係る変遷 ······	15
② 標準税率の要件の弾力化と取扱い ······	16
③ 超過課税額の推移 ······	19
④ 制限税率の変遷 ······	19

(3) 論点	20
① 一定税率	20
② 標準税率	20
③ 制限税率	21
④ 任意税率	21
⑤ その他	22
 4 法定任意税のあり方	22
(1) 現状	22
(2) 論点	24
 おわりに	25
 参考資料	26
・【資料①】法定外税の新設等の手続	26
・【資料②】法定外普通税・目的税の処理基準	27
・【資料③】法定外税の課税の状況等	28
・【資料④】同意要件等の変遷	30
・【資料⑤】各税率の種類における税目一覧	32
・【資料⑥】各税率の種類における規定例	33
・【資料⑦】具体的な税率の設定	34
・【資料⑧】超過課税の状況	36
・【資料⑨】標準税率未満での課税	37
・【資料⑩】標準税率未満で課税を行った場合の財政上の措置	38
・【資料⑪】超過課税額の推移	39

II 地方団体における課税自主権の取り組み

1 東京都の取り組み	45
2 横浜市の取り組み	45
 参考資料	47

・【資料⑫】東京都における課税自主権の活用状況について	47
・【資料⑬】「横浜みどり税」の概要と制定経過	52

III 平成22年度海外調査報告

「イタリア・ベルギーにおける課税自主権等地方団体の税制に関する調査」	
1 日程等	103
2 調査概要	104
ア. イタリア共和国	
(1)概要	104
(2)調査概要	104
① イタリア共和国政府経済財務省	104
② イタリア共和国政府内務省	108
イ. ベルギー王国	
(1)概要	112
(2)調査概要	113
① ベルギー王国財務省	113
② フラントル地域政府	117
③ ブリュッセル市役所	120
参考資料	124

I 平成22年度調査研究会報告書

I 平成22年度調査研究会報告書

1 課税自主権を発揮しやすい環境の整備

平成12年の地方分権一括法の施行以降、地方団体の課税自主権を拡充する改正としては、平成12年度に法定外税が許可制から同意付きの協議制に移行するとともに法定外目的税が創設され、平成16年度には、標準税率によらない場合の要件の緩和、固定資産税の制限税率の撤廃等が行われた。

平成21年度の地方分権改革推進委員会4次勧告では以下のとおり述べられている。

地方分権改革推進委員会 第4次勧告(抄)(平成21年11月9日)

II 中長期の課題

1. 地方税制改革

(2) 課税自主権の拡充

地方自治体の創意工夫による課税自主権の拡充は、地方財政の充実に加え、地域の多様化に合わせた自治体経営の自律的展開の観点からも重要な課題である。近年、法定外税に係る国との関与の縮減、制限税率の撤廃などの制度改正が行われ、地方自治体においても法定外税や超過課税を実施するところが増えている。これらによる財政収入の増加には一定の限界もあるが、上記の意義に照らして、地方自治体においては課税自主権の積極的な活用に努めるべきである。国においても、地方自治体が課税自主権を一層発揮しやすくなるよう、制度及び運用の両面において更なる見直しを進めるべきである。

また、平成22年度税制改正大綱においては、地方税に関する国との関与のあり方の見直しや地方の意見を反映する仕組みの構築について、以下のとおり記載されている。

平成22年度税制改正大綱(抄)(平成21年12月22日閣議決定)

第3章 各主要課題の改革の方向性

9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

(2) 地方税に関する国の関与のあり方の見直し

地方自治体が事務事業のみならず税の面でも創意工夫を活かすことができるよう、課税自主権の拡大を図ります。

(3) 地方の意見を反映する仕組みの構築

国が地方に優越する上下関係から、対等の立場で対話していく新たなパートナーシップ関係に転換します。そのためには、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。

これらを受けて、引き続き課税自主権を拡大する必要があることから、法定外税の新設・変更に係る手続きや地方税の税率に関する規定、法定任意税のあり方等について幅広く検討を行うこととするものである。なお、課税自主権の拡大の根源的な意義は財源調達機能を高めることにあることに留意が必要である。

必ずしも今回の研究会の課題ではないが、平成22年度税制改正大綱記載のとおり、地方の自主性を尊重するという観点からは、地

方税法に法定する過程において、地方の声を十分反映できる仕組みを構築することも重要である。

また、税率の引き下げが行われる場合には、単に税制に止まるものではなく、地方団体の財政運営にも影響することから、その健全性の確保の観点から国がどこまで関与するのかという点についても留意が必要である。

なお、課税自主権を発揮し、法定外税を設けた場合や超過課税又は税率の引き下げを行った場合は、地方財政計画の歳入においては考慮されない¹。

2 法定外税の新設・変更に係る手続き

(1) 現状【資料①参照】

① 法定外税の新設等の手続き

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を設けることができ、これを「法定外税」という。

法定外税には、法定外普通税と法定外目的税があるが、その新設又は廃止の際には総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。また、特定納税義務者²がいる場合は、議会において意見を聞くことが義務付けられている。

総務大臣は以下のいずれかが該当すると認める場合を除き、同意しなければならないとされている。

ア 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること

¹ 法定任意税等の地方財政計画や地方交付税算入の際の取扱いについては、P22脚注11参照。

² 法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1／10を超える見込みがあること

② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1／10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

- イ 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ウ 前2号に掲げるものを除く外、国の経済施策に照らして適当でないこと

総務大臣の同意については、処理基準が定められており、上記同意要件の考え方が示されている。【資料②参照】

ア 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、国税又は他の地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。

イ 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。

ウ 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関する各省庁が行う施策（財政施策および租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

なお、総務大臣は、地方団体から協議を受けた場合は財務大臣に通知するとともに、同意にあたっては地方財政審議会の意見を聴か

なければならないとされている。

地方団体は、不同意の場合など不服がある場合は、地方自治法に基づき国地方係争処理委員会に審査の申出をすることができる。

② 法定外税の課税の状況等【資料③参照】

法定外税の課税の状況は、平成20年度決算額ベースで約447億円であり、地方税収に占める割合は0.11%に過ぎず、その半分以上は原子力発電に係る核燃料に関する税が占めている。これは、国税、地方税の法定税すでに多くの課税ベースが対象となっていることが背景にあると考えられる。

過去の推移をみると、平成元年の消費税の導入に伴い、商品切手発行税が徐々になくなり市町村の件数が減っている。また、平成12年度改正で法定外目的税が創設されたことに伴い、平成15年度以降、都道府県の件数が伸びている。

なお、平成19年度に税収が大きく減少しているのは、原子力発電所が停止されたことに伴うものである。

(2) 沿革

① 法定外独立税の許可制

現在の法定外税に相当する制度は、明治以来存しており、道府県、市町村とともにこれを設定することができるとされていた。昭和15年の新地方税法の制定に際し、市町村については、法をもって課すことと定められた税目のほかに、内務、大蔵両大臣の許可を受けて独立税を設定することができることとされた。道府県についてはその権能はないものとされたが、その後昭和21年の改正において、道府県も再び法定外独立税を課することができるものとされた。

② 法定外独立税の報告制への移行

昭和23年に、地方団体の首長の公選等の実施に伴い、地方財政の自主性の強化拡充を図る措置の一環として、地方団体は従来のよ

うに許可を得ることなく、その条例の定めるところによって法定外独立税を設定し、又は変更することができるものとされた。その際、その旨を内閣総理大臣（地方財政委員会が担当）に報告し、その条例の内容が適当でないときは、内閣総理大臣（地方財政委員会）は、地方税審議会の審査に付し、その審査に従って条例を取り消し、又は変更することができるものとされた。

③ 法定外税の許可制の導入

昭和25年の地方税制の改革を契機として、従来道府県において設定されていた温泉税等の13税目に及ぶ法定外独立税及び市町村において設定されていた特別事業税等122税目に及ぶ法定外独立税が廃止された。併せて、法定外普通税の新設及び変更については、あらかじめ、地方財政委員会（その後自治大臣に改められた。）の許可を受けなければならぬこととされた。³

④ 法定外税の同意付き協議制への移行と法定外目的税の創設

平成12年、地方公共団体の課税自主権を尊重する観点から、地方分権一括法において、地方税法の改正が行われ、法定外普通税の新設及び変更の際の国の許可制度が廃止され、同意を要する事前協議制とされた。また、住民の受益と負担の明確化や課税の選択の幅を広げる観点から、地方公共団体が地方税法に定めのない目的税（法定外目的税）を独自に創設することができることとされた。

事前協議制への移行の考え方としては、自治事務については「許可」という国の関与は原則として想定されない、地方分権推進の観点から国と地方団体の対等な関係にふさわしいものに改める、との観点を踏まえるとともに、課税関係の安定性や納税者に与える影響

³ 許可制度の趣旨については、京都市の古都保存協力税に関する以下の判決で触れられている。

「〔法定外普通〕税の新設または変更を自治大臣の許可にからしめた制度の趣旨は、地方税の税目を法定した意味を失わせず、かつ、地方公共団体の自治権（課税権）と国全体の経済政策並びに国及び他の地方公共団体の税財政との調和を保つことにある。」（昭和59年3月30日京都地裁判決（抄））

等を勘案すると、事後ではなく、事前の調整が必要であることから、「許可」を「事前協議」に改めることとされた。

また、国の関与を縮小する観点から、税源の所在及び財政需要の有無については、協議の対象から除外することとされた。

⑤ 法定外税の協議対象となる場合の要件の緩和と納税者意見聴取手続の創設

平成16年度税制改正により、税率の引下げ、課税期間の短縮、法定外税の廃止など、税負担を軽減する方向で既存の法定外税の内容を変更する場合については、総務大臣への協議・同意を不要とすることとされた。

また、特定少数の納税者が税収の大半を納税することとなる法定外税について、条例制定前に議会で納税者の意見を聴取する手續が創設された。

⑥ 同意要件等の変遷【資料④参照】

昭和15年の許可制の際には、許可基準に係る規定は特段設けられていなかった。報告制となった昭和23年度の改正では、地方税審議会に審査請求を求める要件として、「国民の租税負担、国の経済施策等に照し適当でないものがあると認めるとき」が規定された。

平成12年度改正以前の許可基準は、「税源があること」及び「財政需要があること」が明らかな場合は許可しなければならないとした上で、以下の事項に該当する場合は許可しないこととされていた。

- ア 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、且つ、住民の負担が著しく過重となること
- イ 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ウ 前2号に掲げるものを除く外、国の経済施策に照らして適当でないこと

平成12年度改正により、同意付き協議制となつたが、その際の同意要件は、それまでの許可要件から「税源があること」及び「財政需要があること」を除き、上記のア、イ、ウに該当する場合以外は同意するという現状のものとなつた。

(3) 論点

法定外税の新設・変更に係る総務大臣の協議・同意の手続きは、「国全体の経済政策並びに国及び他の地方公共団体の税財政との調和を保つ」という趣旨から設けられているが、地方団体の課税自主権を發揮しやすくする観点からはどのような見直しが考えられるかについて、幅広い観点から検討を行つた。

検討にあたっては、①事前の国の関与、②現行の同意要件の分析、③関与を行う場合の最小限の要件、④その他の課題、の視点から分析した。

国が関与を行う意義等について考えるにあたっては、今後さらに法定外税に関する分析や判例が蓄積されることが期待される。

① 事前の国の関与

現行制度では、法定外税を新設・変更する場合、地方団体は事前に国に協議し、その同意を得る必要がある。

国の関与を減らし、地方税法に法定外税を設けることができる要件を定めることとした場合においては、法定外税の違法性の判断は事後的に納税者からの訴訟手続きを経て行われることが想定される。この場合、救済されるまで相当の時間を要することから、大量に反復して事案が発生するという税の性格を踏まえると、仮に違法とされた場合の還付加算金も含めた地方団体の財政負担に留意する必要がある。

のことから、事前に国が関与を行うことによって、実務上慎重

な議論が行われる機会⁴となり、結果として事後の争訟を減らす効果があるといえる。

一方で、総務大臣の同意はいわゆる消極要件に基づくものであり、同意が得られた法定外税が違法でないことまで保証するものでない。実際の訴訟が提起される場合も、大臣の同意そのものを取消訴訟の対象とするのではなく、条例に基づく課税の違法性を対象としていることから、制度論としては事後の争訟を減らす機能はないともいえる。

また、実務上現行の三要件に該当することは少ないとから、現行の制度が、地方団体が課税自主権を発揮する上で必ずしも妨げになつていいとの指摘もあった。

② 現行の同意要件の分析

事前の国の関与のあり方によって、地方税法に定める要件の法的性格は、法定外税を設けることができない要件（違法事由）、地方団体が条例制定を行うにあたっての考慮すべき事項（考慮事項）ないしは国の関与の基準となることがあり得る。

それぞれの関与のあり方によって、適切な要件を検討する必要があるが、その検討にあたって参考になることから、以下では、現行の同意要件を分析し課題の提示を行う。

⁴ 総務大臣が同意にあたって付帯意見を付した例としては、以下のものがある。

- ① 平成14年、福島県「核燃料税」について、「納税者への説明や協議期間が十分でなかつたと言わざるを得ない」と指摘し、「納税者である東京電力に対し更に十分な説明を行うとともに、税収使途の明確化を図るなど、本件課税に対する理解を得るための最大限の努力を行うこと」等としている。
- ② 平成16年、豊島区「放置自転車等対策推進税」について、「課税団体と納税者の見解がほぼ全面的に対立したままであり、納税者との協議や相互理解が十分に進んでいるとは言い難い。特定少数の納税者に課税する法定外税の場合には、納税者の理解を得る努力を尽くすことが特に重要である」と指摘し、「放置自転車を解消するための具体的な対策について、総合的に協議・検討を尽くすとともに、その状況を踏まえて、本件課税のあり方にについて必要な見直しを行うこと。」としている。結果的には、鉄道事業者との協議のため課税時期が1年延期され、課税されないまま税条例は廃止された。

ア 1号要件「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」

- 「かつ」とされていることから、国税又は他の地方税と課税標準を同じくしていない場合は要件に該当しないこととなるが、違法事由又は考慮事項であれば、住民の負担が著しく過重とならないことは、要件たり得るのではないか。
- 納税者から見れば、複数の団体から課税される場合もあり得ることから、他の地方団体の法定外税との関係も考慮することも考えられるのではないか。

イ 2号要件「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」

- 「重大な障害」について、より具体的な基準を示すべきではないか。
- 「物の流通」以外にも、「人の往来」についても要件に加えていいのではないか。

ウ 3号要件「国の経済施策に照らして適当でないこと」

- 処理基準においてもなお、国の裁量の余地が大きいことから、より明確化を図るべきではないか。
- 国が判断する基準としては成り立つが、地方団体は判断できないことから、違法事由又は考慮事項としては不適当ではないか。

③ 関与を行う場合の最小限の要件

国の事前の関与をなくした場合、現行の三要件のうち少なくとも「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、その性質上地方団体には判断できないことから、その取扱いが課題となる。

国の経済施策と関係なく地方団体には無制限に課税権が認められるとするのは適切ではないと整理した場合には、その判断について

国から意思表示をする仕組みを導入する必要があるが、国の意思表示が単なる意見の表明に止まらず、係争処理手続きまで含む場合、むしろ法定外税の導入に対する時間的制約となることも考えられる。

④ その他の課題

以下では、現行制度における実務上の課題について整理する。

現行制度では、総務大臣への協議は、地方財政審議会への意見の聴取等の手続きがあることから、議会における条例可決後に行うこととされている。議会の議決の前に国に協議した場合、地方団体の判断への影響が大きいことから、地方団体の自主性を尊重する観点からは、団体の意思を明確にした上で協議を行う今の運用は合理的であると考えられる。一方で、住民の代表である議会の議決を経た後に、総務大臣の不同意等を理由として条例を修正することは困難であることを考えれば、条例可決前の一定の段階で事前に国に協議できる手続きの導入を検討することが期待される。その際には、税の導入に向けたスケジュールが立てやすいように、協議に要する標準処理期間⁵を設ける必要があると考えられる。

また、現行制度では、各団体が国と協議するいわば垂直的調整のみが規定されているが、同一納税者に対して都道府県も市町村も課税する場合や産業廃棄物税のように圏域を越えて行われる経済活動に着目して課税する場合などの事例も見られるようになっていることから、他の地方団体とのいわば水平的調整のあり方についても大きな課題である。

どのような仕組みであっても、地方団体が法定外税を検討するにあたっては、そもそも税の形で負担をお願いするのが適當か、他の方策はないのかについて十分考慮する必要がある。また、納税者の意見を十分に聞くという手続きを経ることは税制を構築する上で極めて重要であり、現行の特定納税義務者制度は評価できる。

⁵ 政府の同意に係る標準処理期間は3ヶ月とされている。

3 地方税の税率に関する規定

(1) 現状

① 地方税の税率の種類

現行の地方税法の法定税の税率は、以下のとおり分類される。

- ア 一定税率 地方団体が地方税法に定められた税率以外の税率を定めることができない税率
- イ 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率
- ウ 任意税率 地方税法において税率を定めず地方団体が任意に税率を設定できる税率
- エ その他

このうち、「イ 標準税率」と「ウ 任意税率」は、さらに、制限税率が設けられているものと設けられていないものに分類できる。

現行の地方税法におけるそれぞれの税率ごとの税目一覧は【資料⑤】、規定例は【資料⑥】、具体的な税率の設定は【資料⑦】のとおりである。

② 超過課税

標準税率である税目については、標準税率を上回る税率を設定(超過課税)することが可能であるが、その状況は【資料⑧】のとおりである。その多くは地方法人二税であり、約 85 % を占めている。

③ 標準税率未満での課税

標準税率である税目については、標準税率を下回る税率を設定することが可能であるが、近年【資料⑨】のとおり、愛知県名古屋市等において、個人住民税等を減税する事例が見られる。

標準税率未満で課税を行った場合には、世代間の公平性の観点から地方債の発行に一定の制約が設けられ、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。

なお、地方債が許可制であった平成 17 年度以前においては、普

通税について標準税率未満で課税を行う団体については、地方債の発行が認められていなかった。

(2) 沿革

① 税率の種類に係る変遷

昭和25年的地方税法の制定以降、税率の種類の変更を伴う改正は以下のとおりである。

- 昭和25年度 固定資産税について、一定税率（1.6%）を、制限税率（3.0%）付きの標準税率（1.6%）に変更
- 昭和32年度 入湯税について、標準税率（20円）を、「20円を標準とするものとする。」というその他の税率の定め方に変更
- 昭和50年度 事業税について、超過課税に係る届出制の廃止に伴って、標準税率を、制限税率（標準税率の1.1倍）付きの標準税率に変更
- 昭和51年度 自動車税と軽自動車税について、税率の引き上げに伴って、標準税率を、制限税率（標準税率の1.2倍）付きの標準税率に変更
- 昭和52年度 娯楽施設利用税について、税率の引き上げに伴って、標準税率を、制限税率（標準税率の1.2倍）付きの標準税率に変更
- 平成10年度 個人の市町村民税について、課税自主権の拡大を図るため、制限税率（標準税率の1.5倍）を廃止し、標準税率に変更
- 平成16年度 固定資産税について、課税自主権の拡大を図るため、制限税率（標準税率の1.5倍）を廃止し、標準税率に変更

このように、昭和 50 年代における改正は、税率の引き上げに伴い制限税率を導入するという、地方団体に制約を課すものであるが、ここ 10 年ほどの間における改正は、課税自主権の拡大を図る観点からのものとなっている。

② 標準税率の要件の弾力化と取扱い

標準税率は、地方税法第 1 条第 1 項第 5 号において、「地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。」と定義されている。

この標準税率の要件についての変遷は以下のとおりである。

ア 標準賦課率

現在の地方税法制定以前の地方税法においては、標準賦課率について、「その財政上特別の必要があると認める場合を除く外、……標準賦課率をこえて課税してはならない。」とされていた。

当時の通達⁶では、「賦課率の標準を定める税目にあっては、可及的にその標準により賦課率を定むべきでもあること。」とされており、「標準」に合わせた税率設定が求められていた。

イ シャウプ勧告と標準税率の法定

昭和 24 年のシャウプ勧告では、「平衡交付金は各地方毎に別個に計算すべきものである。それは(A)当該地方における一定標準税率による地方税予想収入額と(B)地方行政に必要な最低経費との差額を埋め合わせるべきものである。」としており、「標準税率」が平衡交付金の歳入の算定の基礎となる概念とし

⁶「地方税法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」(昭和 23 年 7 月 7 日付地財委発第 299 号 各都道府県知事あて地方財政委員会事務局長通達)

て用いられている。

これを受けて昭和25年の地方税法においては、標準税率が、「地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上の特別の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、地方財政委員会が地方財政平衡交付金の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。」と定義された。

ここで、「通常よるべき」という性質、標準でない場合の要件及び地方財政平衡交付金の算定の基礎となる税率であることが示された。なお、昭和27年度における地方交付税の導入に際して、「地方平衡交付金」が「地方交付税」に改正されている。

この定義は、平成16年度改正まで変わらなかつたが、超過課税が多くの団体で実施されている状況に鑑み、その解消のための通達⁷が出されるなど、「標準」に合わせた税率設定が求められていることから、「通常よるべき」という性質に一定の規範性を持たせていたものと考えられる。

昭和40年代においては、「できるだけ標準税率によって課税することは望ましい」とする通達⁸を出すとともに超過課税の解消又は軽減を行った市町村に対して財政措置を行うことにより、超過課税の解消を図っており、その推移は以下のとおりである。

⁷ 「地方税法および同法施行に関する取扱についての依命通達」（昭和29年5月13日付自乙市発第22号 各都道府県知事あて自治庁次長通達）においては、「……標準税率（制限税率をあわせて定めるものを含む。）を規定する税目について税率を定める場合においては、住民負担の実情にかんがみ、とくに施設を充実する場合等を除いて、可及的に標準税率によることが望ましいものであること。」とされている。

⁸ 「地方税の超過課税の解消について」（昭和44年2月22日付け自税市発第16号 各都道府県知事あて自治庁税務局長通達）においては、「……地方団体は財政上の特別の必要があると認める場合のほかはできるだけ標準税率によつて課税することは望ましい。」とされている。

【図①】昭和40年代における個人市町村民税（所得割）における超過課税実施団体数の推移

年度	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50
団体数	1,200	1,158	1,084	1,016	899	577	73	25	7	2	1

ウ 要件の弾力化

平成16年度改正においては、標準でない場合の要件について、「その財政上特別の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率」とされていたものを、「その財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率」に改正し、要件の弾力化が図られた。

この改正は、「特別の」という規定ぶりについては、標準税率の規範性が強く感じられ、地方団体が標準税率によらない課税を行うことを抑制することとなっているとの指摘もあったことから、地方団体の税率設定の自由度を高めるという観点から行われた。

これにより、以下のような事例が標準税率によらなくてよくなる場合として想定された。

- 窒素酸化物や粒子状物質による地域環境汚染に対応するため、環境汚染に係る自動車税の寄与度が大きいことにかんがみ排出ガスを抑制するために自動車税の税率を引き上げる場合
- 企業を誘致し地域経済を活性化させるため、法人事業税・法人住民税の税率を引き下げる場合。
- 土地の流動化を促進するため、固定資産税の税率を引き下げる場合

エ 財政上の措置

標準税率未満で課税を行った場合には、世代間の公平性の観点から地方債の発行に一定の制約が設けられている。【資料⑩参

照】

地方債制度においては、平成17年度までは許可制が取られており、標準税率未満で課税を行う団体については、起債が認められていなかった。協議制となった平成18年度以降は、標準税率未満で課税を行う団体は許可団体となり、総務大臣又は都道府県知事の許可を受ければ起債できることとなった。

③ 超過課税額の推移

超過課税額の推移は【資料⑪】のとおりであるが、その額の多くは法人関係税が占めている。

④ 制限税率の変遷

昭和25年の地方税法の制定以降、制限税率の変更を伴う改正は以下のとおりである。なお、制限税率は、税率で定められる場合と、標準税率に対する倍率で定められている場合がある。

- 昭和27年度 法人市町村民税について、税率引き下げに伴い、約1.07倍の税率から1.2倍の税率に緩和
※以降数度の税率改定が実施されるが制限税率は概ね1.2倍程度の税率で推移
- 昭和29年度 固定資産税について、不動産取得税の創設に伴い、約1.88倍の税率から約1.67倍の税率に強化
- 昭和34年度 固定資産税について、超過課税の縮小及び解消を図るため、約1.67倍の税率から1.5倍の税率に強化
- 昭和59年度 法人市町村民税均等割について、税率の引き上げに伴い、1.25倍～1.69倍の税率を、1.2倍に統一して強化
- 平成16年度 法人事業税について、課税自主権の拡大を図る

ため、1.1倍を1.2倍に緩和

- 平成18年度　自動車税と軽自動車税について、課税自主権の拡大を図る観点から、1.2倍を1.5倍に緩和

このように、平成における改正は、課税自主権の拡大を図る観点から行われている。

なお、標準税率が定められておらず、制限税率のみが規定されている都市計画税については、以下の改正が行われている。

- 昭和53年度　都市計画税（標準税率は定められていない）について、0.2%を0.3%に緩和

(3) 論点

以下では、課税自主権の拡大の観点から、税率の設定等について見直しを行う場合の論点について整理する。

① 一定税率

一定税率である税目には、特別徴収義務者の負担を軽減するという課税技術上の理由に基づく住民税（利子割、配当割等）、多段階の消費課税である税の性質という理由に基づく地方消費税、円滑な経済流通を阻害しないという理由に基づく地方たばこ税、自動車取得税、軽油引取税の他に、鉱区税、狩猟税、事業所税がある。

一定税率であることの理由が必ずしも明確でない税目については、標準税率等に見直すことが考えられるのではないか。

② 標準税率

標準税率と異なる税率を採用している団体が必ずしも多くない現状を踏まえ、異なる税率を採用しやすくため、かつては標準税率によって課税することが好ましいとして一定の規範性を持たせていた「通常よるべき税率」という要件を「標準的な税率」などの表現に変更すること又は「標準税率」という名称を変更することが考えら

れるのではないか。

一方で、「標準税率」が地方交付税の算定の基礎であることから、地方の共有財源である地方交付税の交付団体が「標準税率」を下回る税率を設定することには一定の制限を課すべきとの考え方⁹もあり得る。

制限税率として上限が設けられている税目もあるが、下限は設けられていない。地方団体の課税自主権を高めた場合税率引き下げ競争が起こることが考えられること、将来の財政負担が大きくなると住民が移動することも考えられることから、地方債制度や財政健全化法などの財政上の仕組みを踏まえながら、全体を調整する観点から下限を設けることも検討するべきではないか。また、軽減税率を設けることができる地域を限定するなど下回る税率を採用できる場合の要件を定める必要はないか。

③ 制限税率

制限税率について、課税自主権を拡大する観点から廃止又は緩和を行うことが考えられるのではないか。その際、法人については参政権がないこと等を踏まえ、納税者の権利を保護する観点から引き続き合理的な範囲で課税権を制約する必要があるのではないか。

④ 任意税率

任意税率とされている税目は法定任意税である水利地益税、共同

⁹ シャウプ勧告では、「標準税率について、「それよりも低いかまたは高い税率を用いることは自由であろう。」としつつ、「(平衡) 交付金を受ける資格を持つための唯一の要件は、地方当局が標準税率を用いてあげたであろうものと少なくとも同一の全歳入をあげることであろう。」としている。また、「交付金を受ける資格を得るために、地方当局は少なくとも標準必要額に相当する額(交付金を含めて)を適当な能率をもって費消し、最低限度の地方行政をしなければならない。また、少なくとも標準租税を標準税率で課税して得られるだけの歳入額をあげて、地方費用の公正な負担分を引受けなければならない。」とし、「これら二つの制限以外には、地方当局はいかなる種類の地方行政作用をどれだけするか、どんな租税をどの程度課税するかを全く自由に決定できる。」とし、課税権を自由に行使する前提として、最低限度の行政を行う義務のみならず交付金を受ける地方団体には一定の財源調達義務があるとの考え方を示している。

施設税、宅地開発税であるが、法定任意税のあり方と合わせて検討する必要がある。

⑤ その他

税率の変更は、一律に適用されることから影響額が非常に大きく、行使が困難である面もある。地方団体の自由度を高める観点からは、税率の変更権以外にも、特例等について、地方団体が決められる仕組みを設けることも考えられるのではないか。

税率の変更以外にも、地方団体は不均一課税¹⁰を行うことができ、両者は密接な関係がある。課税の公平性には留意しつつ、重課できる場合の要件を見直すことも考えられるのではないか。

4 法定任意税のあり方

(1) 現状

地方税法に基づく税目は、以下のとおり法定税、法定任意税、法定外税に分類できる。またそれぞれ、普通税と目的税に分類できる¹¹。

¹⁰ 地方税法において、不均一課税については以下の規定がある。

（公益等による課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

（受益による不均一課税及び一部課税）

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

¹¹ 法定任意税や法定目的税は、国民健康保険税を除き、地方財政計画上、歳入として計上される。また、地方交付税の算定上は、①基準財政収入額には算入せず、収入相当額を基準財政需要額から控除する（狩猟税、都市計画税）、②基準財政収入額に算入した上、相当額を基準財政需要額に計上する（事業所税）、③基準財政収入額及び基準財政需要額のいずれにも計上しない（入湯税、水利地益税等）などの取扱いがされている。

【図②】地方税の類型

	普通税		目的税	
	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税
法定税	道府県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税 鉱区税	市町村民税 固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税	狩猟税	入湯税 事業所税
法定任意税			水利地益税	都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税
法定外税	道府県 法定外普通税	市町村 法定外普通税	法定外目的税（H12創設）	

法定税は、地方税法第4条又は第5条において、「課するものとする。」とされており、地方団体は特別の事情がない限り法定税を課さなければならない。

法定任意税は、地方税法第4条又は第5条において、「課することができます。」とされており、地方団体が特別の目的の事業等に要する財政収入を確保するため、その受益者に対して課税することができる税とされている。法定任意税の意義としては、同一課税客体に対する地方団体間の課税権の調整や課税の整合性を図りやすく、かつ実際に課税するか否かは地方団体の判断に委ねることができる点が挙げられる¹²。

法定外税のうち法定外目的税については、「住民の受益と負担の関

¹²自治総合センター（2001）『課税自主権の活用のあり方について』
P13

係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げる」との観点から、平成12年度に創設された。

(2) 論点

任意税率とされている税目は全て法定任意税の目的税であるが、法定外目的税の制度ができたことから、課税団体のない又は少ない税目については、必ずしも法定税とする必要はないのではないか。

一方で、例えば産業廃棄物税のように法定外税として導入され課税ベースが共通な場合、又は例えば環境のための税のように地域の特殊性ではなく共通の課税ベースを定めた方が適切であると考えられる場合については、地方団体間の課税権の調整や課税の整合性を図る観点から法定任意税とすることも考えられるのではないか。その際、法定任意税は、地方団体の課税権の制約としてではなく、国において必要な調整を行い地方団体が選択できる税目の要件をメニュー化するという機能を持つものとして位置づけられるのではないか。

おわりに

地域主権を確立するための税制の構築を目指し、当研究会では「課税自主権を発揮しやすい環境整備」をテーマとして議論を行った。具体的には、法定外税の新設・変更に係る手続きの見直し、地方税の税率に関する規定の見直し、法定任意税のあり方の見直しといった項目について、少ない研究会の開催ではあったが有意義な議論ができたものと考えている。

平成23年度税制改正に向けた政府税制調査会における議論の中で、片山善博総務大臣より「地域主権改革税制～住民自治の確立に向けて～」が提案された。その基本的考え方として、①地方税は住民自治を支える根幹であり、少子高齢化が進む中で地方の役割がますます重要になることを踏まえ、その充実を図ること、②税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革することが示されている。この改革の実現に向けた具体的な検討項目としては、法定外税の新設・変更への関与の見直しなど当研究会で議論を行った項目が挙げられている。

今後、地域主権改革税制を実現するため、総務大臣主催の研究会においてその具体化に向けた検討が行われることとなるとなるが、当研究会の議論が一つの参考となれば幸いである。

法定外税の新設等の手続

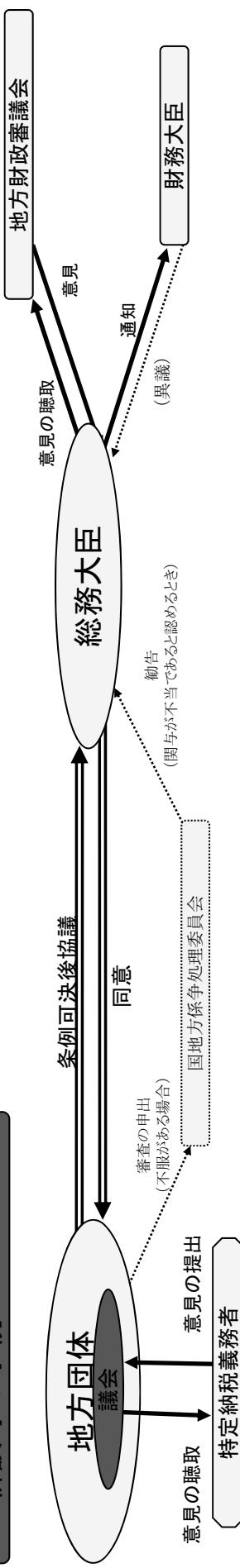
資料①

1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目(法定税)以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となつたほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のはずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1／10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1／10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

法定外普通税・目的税の処理基準

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」
(平15・11・11 総税企 第179号 各都道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意にかかる処理基準

一 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- (2) 地方団体間ににおける物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

二 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のこととに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、国税又は他の地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間ににおける物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関する各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

法定外税の課税の状況等

(1) 法定外税の課税の状況

平成20年度決算額 447億円(地方税収額に占める割合 0.11%)

1 法定外普通税 [342億円 (22件)] 2 法定外目的税 [105億円 (35件)] (平成22年4月現在)
 (平成20年度決算額)

[都道府県]

石油価格調整税	10	沖縄県
核燃料税	143	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	14	茨城県
核燃料物質等取扱税	113	青森県
臨時特例企業税	50	神奈川県
計	329億円	<15件>

[市町村]

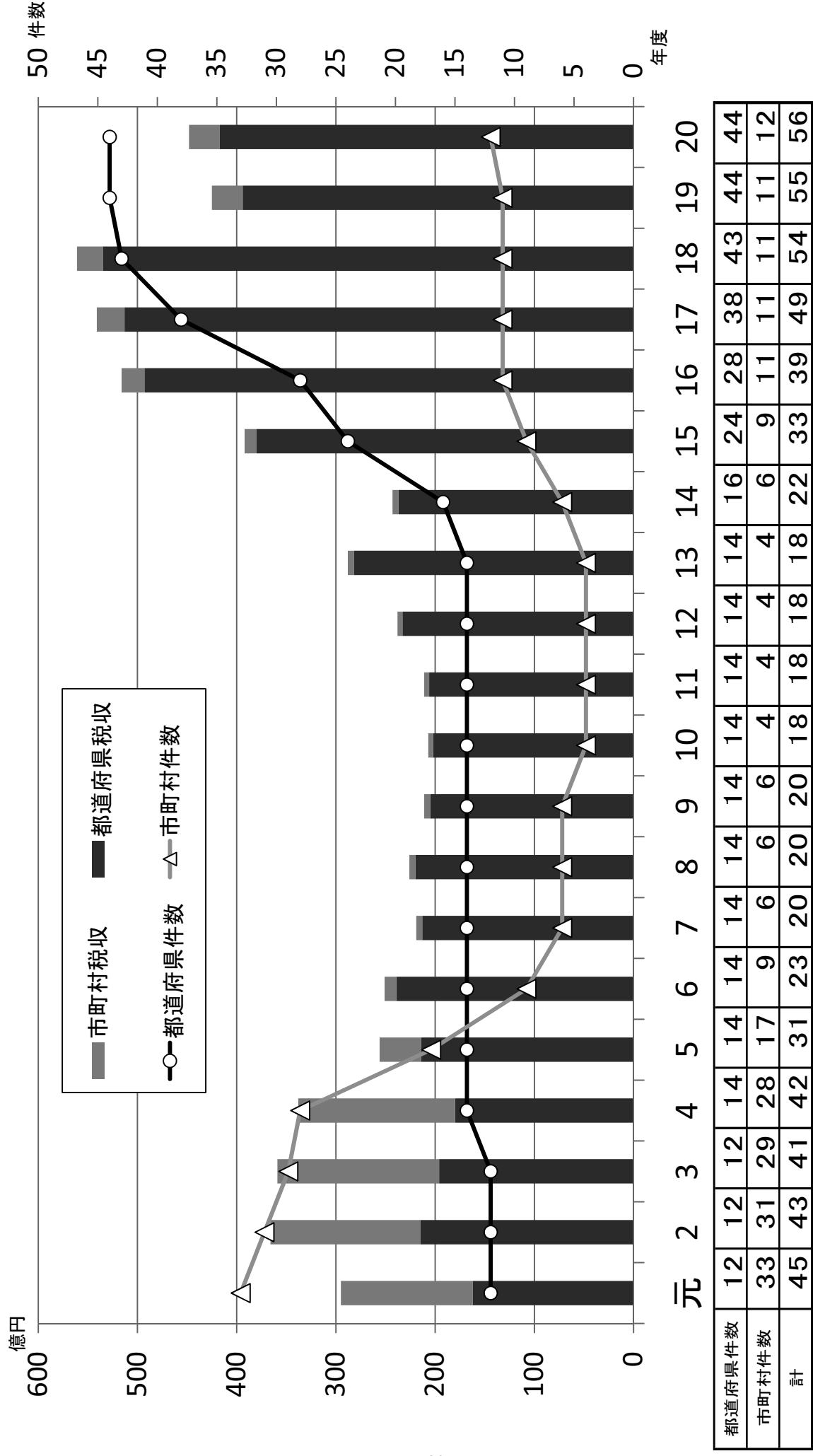
砂利採取税等	0.3	城陽市(京都)、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6	熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.7	太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	3	薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	4	豊島区(東京)
計	13億円	<7件>

[市町村]

宿泊税	13	東京都
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県
計	88億円	<29件>

(注)端数処理のため、計が一致しないことがある。

(2) 法定外税の税収規模・件数の推移



(注)1 税額については、各年度の決算額である。

(注)2 平成6年度までの件数は、都道府県については各年4月1日現在で許可を受けている団体数(平成4年度のみ(は5月1日現在))を、市町村については、7月1日現在条例を設けている団体数を挙げている。平成7年度以降は、都道府県・市町村とも決算を計上した団体数を挙げている。

同意要件等の変遷

(1) 法定外独立税の許可制(昭和15年度～)

第63条 独立税トシテ課スルコトヲ得ベキ市町村税左ノ如シ
略
2 略
3 市町村ハ前2項ニ掲タルモノノ外別ニ税目ヲ起シテ独立税ヲ課スルコトヲ得
4 前項ノ独立税ノ新設及変更ニ付テハ内務大臣及大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ

※許可基準に係る規定は、地方税法令には特段設けられていない。

(2) 法定外独立税の報告制(昭和23年度～)

(道府県税の独立税の税目)
第46条 道府県は、独立税として左に掲げるものを課するものとする。但し、徴収に要する経費が徴収すべき税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りではない。
略
2 道府県は、前項に掲げるものの外、別に税目を起して、独立税を課することができます。

(地方団体の報告義務)

第122条 地方団体は、左に掲げる場合には、当該各号に関する条例（当該条例を改正し又は廃止する条例を含む。）を議決した後、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。当該条例がその施行後施行の日の属する年度を含み3年度を経過した場合において、なおその効力を有するととも、また同様とする。

- (1) ~ (2) 略
- (3) 第46条第2項、第103条第3項、第119条第3項、第121条、第128条第2項、第129条及び第131条第1項の規定により、独立税又は目的税を新設し又は変更するとき。
- (4) ~ (5) 略

(地方税審議会の審査)

第123条 内閣総理大臣は、前条第1項又は第3項の規定により報告を受けた場合において、当該条例について国民の租税負担、国の経済施策等に照し適当でないものがあると認めるときは、報告を受けた日から30日以内に、地方税審議会に対し、意見を附けて、当該条例の審査を請求することができる。

(3) 法定外税の許可制(平成12年度以前)

(自治大臣の許可)

第261条 地方財政委員会（自治大臣）は、第259条の規定による申請を受理した場合において、当該申請に係る道府県法定外普通税について当該道府県にその税収入を確保できる税源があること及びその税収入を必要とする当該道府県の財政需要があることが明らかであるときは、これを許可しなければならない。但し、左に掲げる事由があると認められる場合においては、その許可をすることができない。

- 1 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、且つ、住民の負担が著しく過重となること。
- 2 地方団体間に重大な障害を与えること。
- 3 前2号に掲げるものを除く外、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(4) 法定外税の同意付き協議制(現行)

(総務大臣の同意)

第261条 総務大臣は、第259条の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 1 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 2 地方団体間に重大な障害を与えること。
- 3 前2号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

各税率の種類における税目一覧

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

種類	概要	税目			
		道	府	県	市町村税
一定税率	地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	道府県民税(利子割) 道府県民税(配当割) 道府県民税(株式等譲渡所得割) 地方消費税 道府県たばこ税	自動車取扱税 軽油引取税 鉱区税 狩猟税		市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
標準税率	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率が定められた上で、制限税率が定められている税率。	道府県民税(法人 事業税)(個人、法人) ゴルフ場利用税 自動車税			市町村民税(法人 市町村民税(法人 軽自動車税 鉱区税
制限税率なし	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。	道府県民税(個人 事業税)(個人 道府県民税(法人 不動産取得税 固定資産税(道府県分)			市町村民税(個人 市町村民税(個人 固定資産税
任意税率	地方団体が税率を定めるに当たって、それを超えることができるない税率。				都市計画税
制限税率なし	地方税法において税率を定めず、地方団体に税率設定を委ねている税率。				水利地盤税 共同施設税 宅地開発税
その他					入湯税

○ 現行地方税法の法定税の税率に係る規定例は以下の通り

種類	規定例
一定税率	(地方消費税の税率) 第72条の83 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。
標準税率 あり	(自動車税の標準税率) 第147条 4 道府県は、前三項に定める標準税率を超える税率で自動車税を課する場合には、前三項の税率に、それぞれ一・五を乗じて得た率を超える税率で課すことができる。
制限税率 なし	(法人税割の税率) 第314条の4 法人税割の標準税率は、百分十二・三とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、百分の十四・七を超えることができない。
制限税率 なし	(不動産取得税の税率) 第73条の15 不動産取得税の標準税率は、百分の四とする。
任意税率	(都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の税率は、百分の〇・三を超えることができない。
制限税率 なし	(宅地開発税) 第703条の3 2 宅地開発税の税率は、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公施設による受益の状況等を参照して、当該市町村の条例で定める。
その他	(入湯税の税率) 第701条の2 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

* 規定例は全て地方税法

具体的な税率の設定

(1) 都道府県税分

税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要
道個人[府県得等均配当株式等譲渡所得割利事業個法]	<p>標準税率(4%)(分離課税が適用される所得にかかる特例あり) 標準税率(1,000円) 一定税率(5%)(平成22年12月31日までは3%) 一定税率(5%)(平成22年12月31日までは3%) 標準税率(5%) 標準税率(2万円～80万円) 一定税率(5%)</p> <p>標準税率(3%～5%)</p> <p>標準税率(注)(資本金1億円超の普通法人)</p> <p>外形標準課税対象法人(注)(資本金1億円超の普通法人)</p> <p>附加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割 3.8%～7.2% ※ (1.5%～2.9%)[148%]</p> <p>所得課税法人(資本金1億円以下)の普通法人、公益法人等及び特別法人等) 所得割 5%～9.6% ※ (2.7%～5.3%)[81%]</p> <p>収入金額課税法人 収入割 1.3% ※ (0.7%)[81%]</p> <p>※平成20年10月1日以後開始事業年度から()内の税率が適用(暫定措置)</p>	<p>有(創設時より)(昭和56年度より6%) 無</p> <p>有(昭和50年度より)(1.1倍) 有(平成16年度より1.2倍、制限税率創設(昭和50年度より) (当初1.1倍)</p>	平成9年度までは届出制 昭和49年度までは届出制 昭和49年度までは届出制
地方譲貿不動産	<p>一定税率(25%) 一定税率(25%)</p> <p>標準税率(本則4%) (住宅及び土地は平成18年4月1日から平成24年3月31日まで3%)</p> <p>一定税率(1,000本につき1,074円)</p> <p>標準税率(1人1日につき800円)</p> <p>一定税率 5%(当分の間の措置。本則3%) 自家用自動車 及び軽自動車 3%</p> <p>一定税率 32,100円(当分の間の措置。本則15,000円)</p> <p>標準税率(定額課税)</p>	無	平成9年度までは届出制 平成21年度までは暫定税率 平成21年度までは暫定税率
ゴ自軽自動車	<p>一定税率(1.4%)</p> <p>標準税率(1.4%)</p> <p>一定税率(5,500円、8,200円、11,000円、16,500円)</p> <p>任意税率</p>	無	平成9年度までは届出制

(注) 事業税(法人)の外形標準課税は、平成16年4月1日以後開始事業年度から適用。

(2) 市町村税分

税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要
市町個人[所得等]個人税	標準税率(6%)(分離課税が適用される所得に係る特例あり) 標準税率(3,000円)	無	平成10年度改正において、個人の市町村民税における制限税率が廃止された。
法人[均等割]	標準税率(12.3%)	有(創設時より)(昭和56年度より14.7%)	平成10年度改正において届出制が廃止され、1.7%を超える一定の場合の議会手続が必要となった。
固定資産	標準税率(5万円～300万円)	無	平成16年度改正において、制限税率が廃止された。
軽自動車	標準税率(定額課税)	有(平成18年度より1.5倍、制限税率創設は昭和51年度より)（当初1.2倍）	
市町別土地	標準税率(1%)(200万円/月以下の場合 0.7%)	有(創設時より)(1.2%)(200万円/月以下の場合 0.9%)	平成15年度以降は新たな課税を停止。
入事業	一定税率 標準1人1日150円	無	
都水共宅	一定税率 資産割 600円/m ² 従業者割 0.25%	有(創設時は0.2%)	昭和53年度より0.3%
市利同地	制限税率(0.3%)	無	
都水共宅	任意税率	無	
市利同地	任意税率	無	
市計画	税	税	
市施設	税	税	
市開発	税	税	

超過課税の状況

(1) 超過課税実施団体数 (H22. 4. 1現在)

○ 都道府県
　　<道府県民税>

個人均等割

30団体

岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

所得割

1団体

岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

法人均等割

30団体

岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

法人税割

46団体

岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、佐賀県、佐賀県、鹿児島県

法人事業税

8団体

岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、佐賀県、佐賀県、鹿児島県

自動車税

1団体

岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、佐賀県、佐賀県、鹿児島県

市町村

<市町村民税>

個人均等割

3団体

北海道夕張市、神奈川県横浜市、富崎県宮崎市

所得割

2団体

北海道夕張市、兵庫県豊岡市

法人均等割

404団体

北海道夕張市、兵庫県豊岡市

法人税割

1,003団体

北海道夕張市、兵庫県豊岡市

<固定資産税>

162団体

北海道函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝川町【青森県】藤ケ沢町【山梨県】早川町【京都府】伊根町【鳥根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川県】高松市【高知県】高知市、須崎市【福岡県】大牟田市

個人均等割

3団体

北海道夕張市、神奈川県横浜市、富崎県宮崎市

所得割

404団体

北海道夕張市、兵庫県豊岡市

法人均等割

1,003団体

北海道夕張市、兵庫県豊岡市

法人税割

1,003団体

北海道夕張市、兵庫県豊岡市

<軽自動車税>

33団体

北海道函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝川町【青森県】藤ヶ沢町【山梨県】早川町【京都府】伊根町【鳥根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川県】高松市【高知県】高知市、須崎市【福岡県】大牟田市

個人均等割

33団体

北海道函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝川町【青森県】藤ヶ沢町【山梨県】早川町【京都府】伊根町【鳥根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川県】高松市【高知県】高知市、須崎市【福岡県】大牟田市

所得割

33団体

北海道函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝川町【青森県】藤ヶ沢町【山梨県】早川町【京都府】伊根町【鳥根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川県】高松市【高知県】高知市、須崎市【福岡県】大牟田市

法人均等割

33団体

北海道函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝川町【青森県】藤ヶ沢町【山梨県】早川町【京都府】伊根町【鳥根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川県】高松市【高知県】高知市、須崎市【福岡県】大牟田市

法人税割

33団体

北海道函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝川町【青森県】藤ヶ沢町【山梨県】早川町【京都府】伊根町【鳥根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川県】高松市【高知県】高知市、須崎市【福岡県】大牟田市

市町村

<入湯税>

北海道函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝川町【青森県】藤ヶ沢町【山梨県】早川町【京都府】伊根町【鳥根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川県】高松市【高知県】高知市、須崎市【福岡県】大牟田市

市町村税計

2団体

北海道函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝川町【青森県】藤ヶ沢町【山梨県】早川町【京都府】伊根町【鳥根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川県】高松市【高知県】高知市、須崎市【福岡県】大牟田市

超過課税合計

2団体

北海道函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝川町【青森県】藤ヶ沢町【山梨県】早川町【京都府】伊根町【鳥根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川県】高松市【高知県】高知市、須崎市【福岡県】大牟田市

※ 地方法人二税の占める割合:85. 8%

(2) 超過課税の規模 (H21決算見込^(注1))

道府県税(団体数 ^(注2))	
道府県民税	個人均等割(30団体)
所得割	所得割(1団体)
法人税割	法人均等割(30団体)
法人事業税	法人税割(46団体)
自動車税	自動車税(1団体)
市町村税	市町村税計
市町村民税	個人均等割(3団体)
市町村税	所得割(2団体)
固定資産税	法人均等割(411団体)
軽自動車税	軽自動車税(34団体)
鉱産税	鉱産税(34団体)
入湯税	入湯税(2団体)
市町村税計	22百万円
超過課税合計	4, 151. 2億円

(注1) 平成21年度決算見込額は、平成22年7月時点の見込額。

(注2) 団体数は、平成21年4月1日現在。

標準税率未満での課税

「市町村税の税率等に関する調」によると、直近20年間をみて市町村民税において、税率を標準税率未満に設定し、減税を行った団体はなかつたが、近年以下の様な事例が見られる。

団体名	税目	実施年度	内 容
愛知県 名古屋市	個人 市民税	H22年度 課税分のみ (注1)	《均等割》 税率を10%引き下げ(3,000円 → 2,700円) 《所得割》 税率を10%引き下げ(6% → 5.4%)
	法人 住民税		《均等割》 9段階に区分されている税率を、それぞれ10%引き下げ 例) 資本金1,000万円以下かつ従業員数50人以下の法人の例 50,000円 → 45,000円 《法人税割》 税率を10%引き下げ(14.7% → 13.23%) 例) 資本金1億円以下かつ法人税額が年2,500万円以下の法人の場合 12.3% → 11.07%
愛知県 半田市	個人 市民税	H22年度 課税分のみ (注2)	《均等割》税率を約97%引き下げ(3,000円 → 100円) 《所得割》税率を約6.7%引き下げ(6% → 5.6%)
	埼玉県 北本市	H23年度 課税分のみ	《均等割》税率を10%引き下げ(3,000円 → 2,700円) 《所得割》税率を10%引き下げ(6% → 5.4%)

(注1) 名古屋市は当初、単年度ではなく恒久的な措置として条例を提案したが、市議会は平成22年度限りの措置とする修正案を可決。

(注2) 半田市は交付団体となつたことから、来年度の減税は行わないことを表明している。

標準税率未満で課税を行った場合の財政上の措置

標準税率未満で課税を行った場合には、世代間の公平性の観点から地方債の発行に一定の制約が設けられている。

○ 許可制（平成17年度まで）

標準税率未満で課税を行う団体については、世代間の公平性の観点から起債ができなかつた。

平成17年度以前の改正前地方財政法（抄）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。
 五 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、狩獵者登録税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいすれも標準税率以上である地方公共団体において、戦災復旧事業費及び学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費並びに公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合。

○ 協議制（平成18年度以降）

標準税率未満で課税を行う団体については、総務大臣又は都道府県知事の許可を受ければ起債できることとされた。

地方財政法（抄）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四
 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、狩獵者登録税及び法定外普通税を除く。）の税率のいすれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることが必要しない。

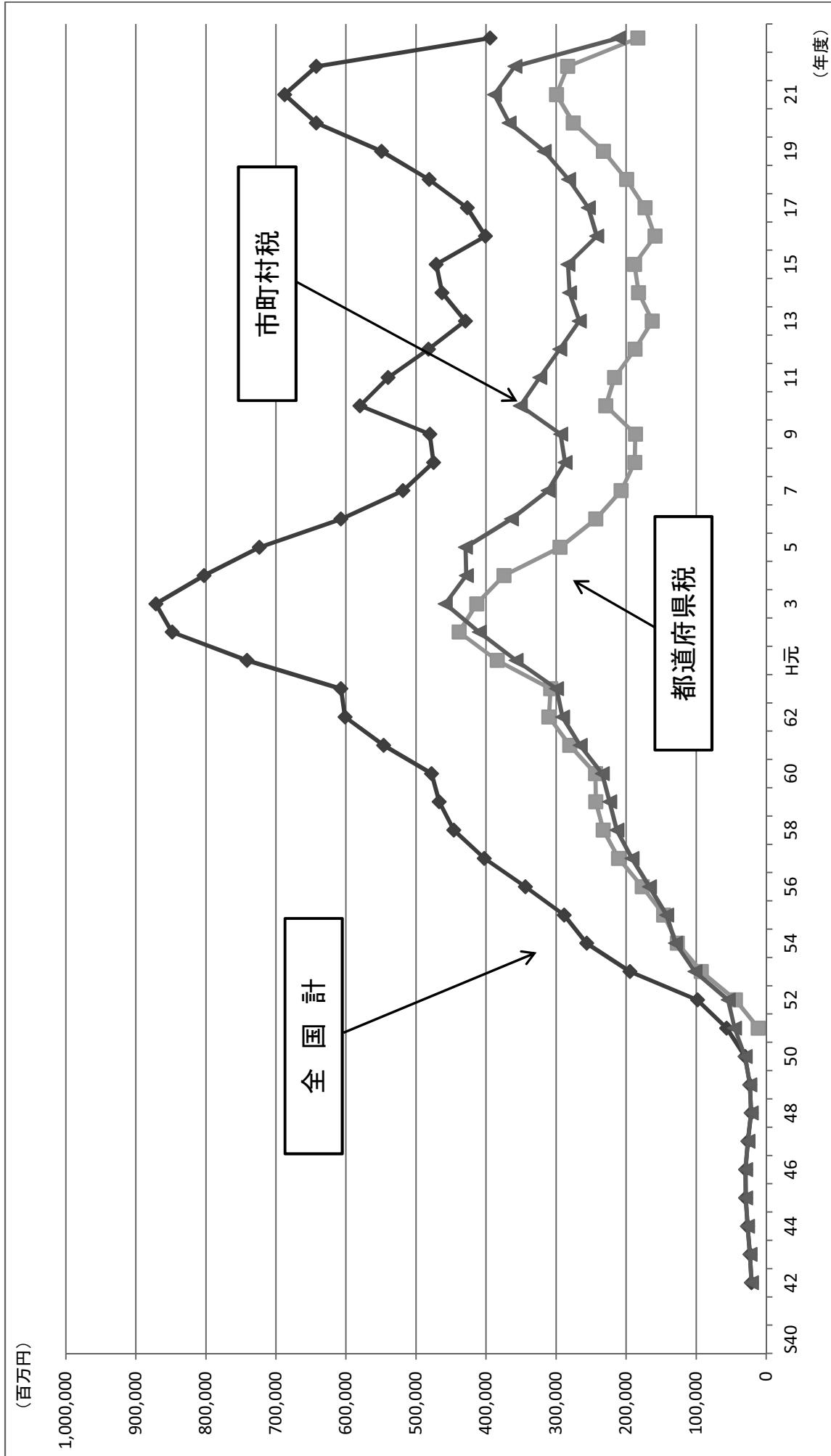
平成22年度 地方債同意等基準

六 標準税率未満により許可を要する場合
 普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもつてその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の状況等を勘定して、地方債を許可するものとする。

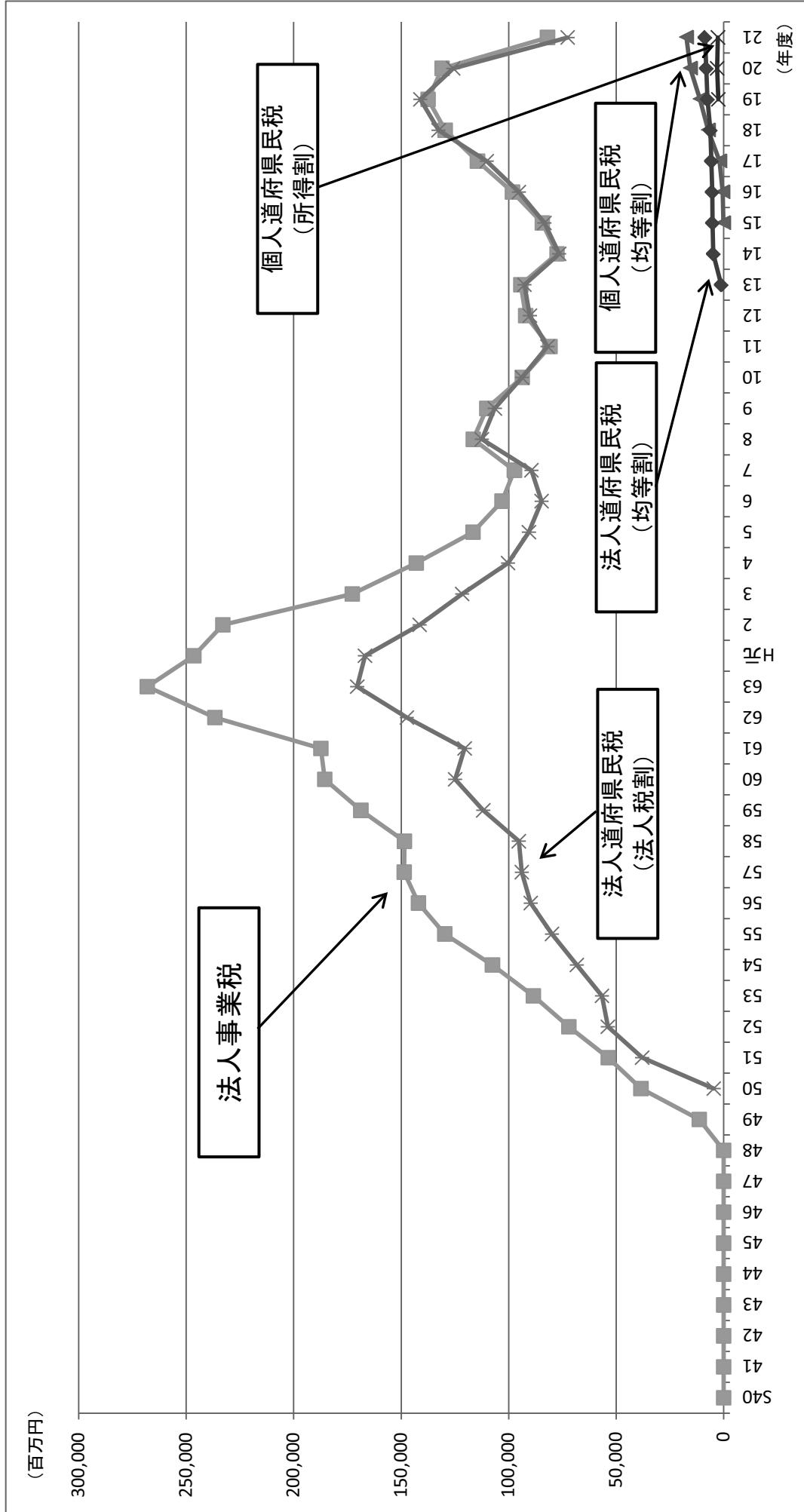
(1) 全国計

超過課税額の推移

資料⑪

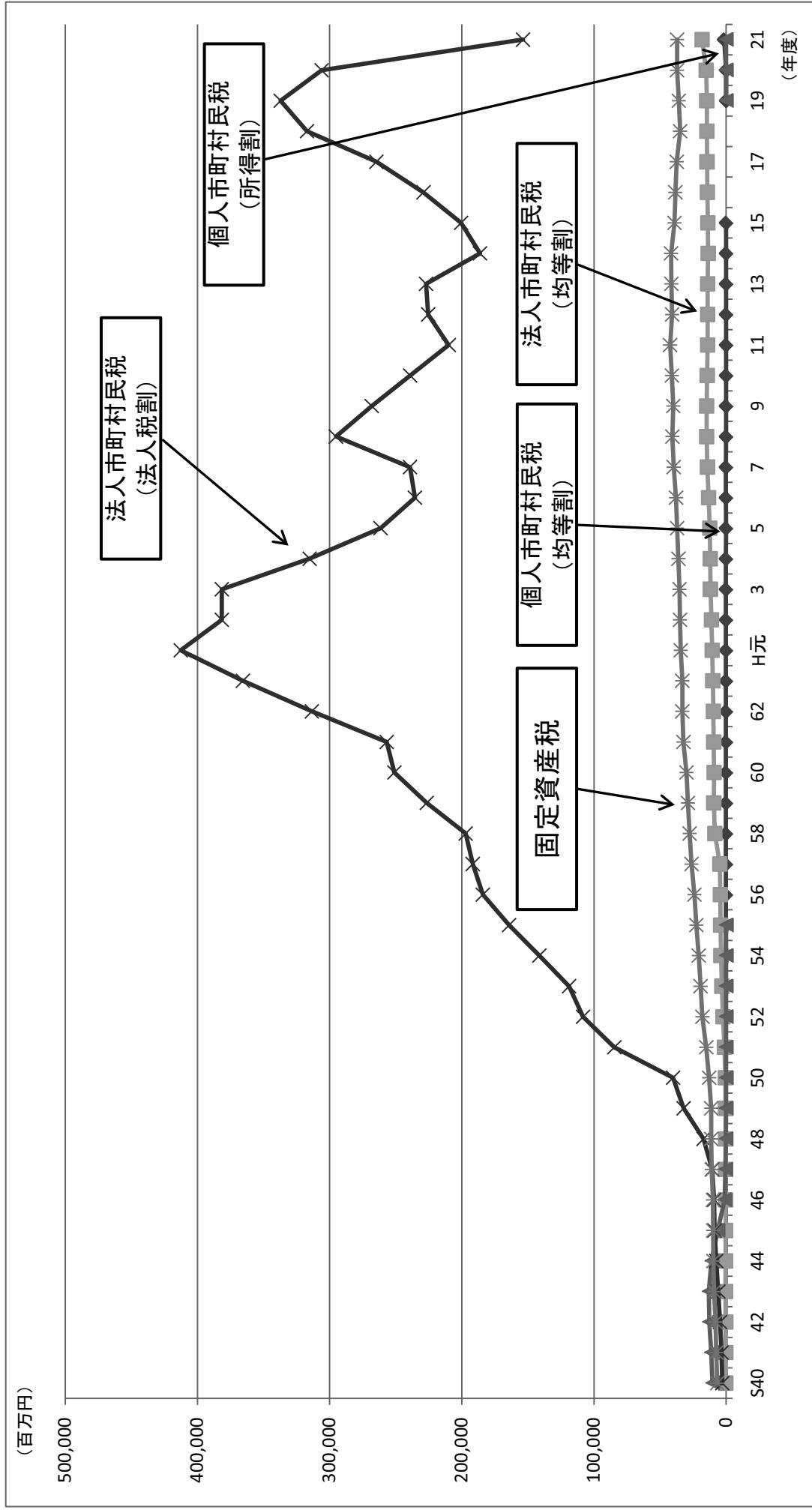


(2) 都道府県税における超過課税額の推移



(注) 上記の税の他、自動車税において、昭和50～57年度にかけては広島県が、平成16年度以降は東京都が超過課税を行っている。

(3) 主な市町村税における超過課税額の推移



(注) 上記の税の他、軽自動車税、鉱産税、入湯税で超過課税が行われている。

Ⅱ 地方団体における課税自主権の取り組み

Ⅱ 地方団体における課税自主権の取り組み

地方団体における課税自主権の取り組みとして、東京都より宿泊税と自動車税のグリーン化（重課）について、横浜市より勝馬投票券発売税と横浜みどり税について報告された。その概略は以下のとおりである。

1 東京都の取り組み【資料⑫参照】

東京都においては、超過課税を活用し、地方税法に定める自動車税のグリーン化の重課対象を拡大し、独自に10年を超えるディーゼル車を重課対象に含めている。平成22年度の重課による超過課税の額は都独自で約900万円となっている。

法定外税の活用事例としては、国際都市東京の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため宿泊税を平成14年に創設している。

徴収方法としてホテルまたは旅館の経営者により特別徴収することとされており、特別徴収義務者となるホテルまたは旅館の経営者からの協力が不可欠であることから、制度創設に際しては、ホテル協会や旅館組合へ十分に説明を行った。また、都外から訪問する旅行者等への負担増になるということから強い反対意見もあり、メディアを通じた論戦が行われたこと也有って、結果として世論の認知度が高まった。

税収規模は平成22年度予算ベースで約9億円となっており、東京都としては、安定した税収を現在確保し、観光振興施策の推進を財政面から支えている大変意義のある税であると考えている。

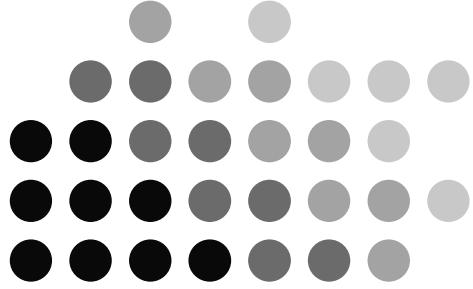
2 横浜市の取り組み【資料⑬参照】

横浜市では近年において市内の山林・農地が急速に消失している状況に鑑み、適切な緑化や緑地の保全を目的とした事業・施策を行うための財源確保の必要性の高まりを受け、「横浜みどりアップ計画」が策定されており、この計画を実現するための財源として市民

税均等割への超過課税を活用した「横浜みどり税」を導入している。税収相当額は「緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金」に積み立てられ、その使途については、「横浜みどりアップ計画」に掲げられた4事業・施策に充てるものとしている。（実施期間は平成21年度から5年間）。税収規模は創設当時の想定として年平均24億円が見込まれている。

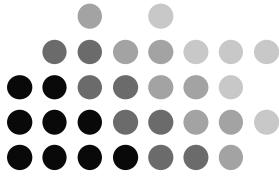
法定外税の活用事例としては、横浜市の行政サービスを受けている公共法人のうち、多額の収益をあげている法人に対して、相応な負担を求めるなどを課税の趣旨とした勝馬投票券販売税に係る創設の試みがある。これは平成12年4月の地方分権一括法制定に伴って法定外税が許可制から同意付きの協議制になるといった流れの中、平成12年12月に市議会で可決されたものであるが、総務大臣の同意が得られず、平成16年2月に廃止条例が提出され、実施には至らなかった。不同意から廃止までの間、市では有識者を交えた税財政制度懇話会が開催されており、法定外税については①一般的な財源不足対策は税源移譲によるべきであり不適当、②市の固有施策を根拠に活用すべきであるといった報告が出されている。

東京都における 課税自主権の活用状況について



平成22年8月24日

東京都主税局



目次

1. 東京都における超過課税の状況
 - 1-① 法人二税の超過課税税 1
 - 1-② 自動車税のグリーン化 2
2. 東京都における法定外税の状況 3

1—①. 東京都における超過課税の状況

○法人二税の超過課税

	法人都民税	法人事業税
導入	►昭和50年	►昭和49年
趣旨	►大都市特有の膨大な財政需要に対応 ►極めて厳しい都財政の状況を勘案	►同左
期間	►5年間(平成27年9月30日)	►当分の間
超過税率	►20.7%(標準税率17.3%の1.2倍)	►3.26%(標準税率2.9%の1.12倍)
対象法人	►資本金1億円超又は法人税額1千万円超の法人	►資本金1億円超又は所得2千5百万円超の法人
超過課税による影響額	►約1,000億円(平成22年度当初予算)	►約430億円(平成22年度当初予算)

※1 法人事業税の超過税率は、外形標準課税対象法人(所得割)の場合である。

※2 法人都民税の超過課税による収税額は、市町村税相当分を含む。

1—②. 東京都における超過課税の状況

○自動車税のグリーン化

軽課 措置の内容	対象車 及び 軽課割合	低公害車(電気自動車等) 低燃費車 (注1)	50% 50%
	対象車 及び 重課割合	新車新規登録の翌年度分について税率を軽減	
重課 措置の内容	ディーゼル車 ガソリン車等	新車新規登録から11年超 (都は独自に10年超を対象) ガソリン車等	10% 10%
	11年(10年)超又は13年超となつた年度分について税率を割増		

(注1) 低燃費車とは、平成22年(ディーゼル車については平成17年)に達成すべき燃費基準(1リットル当たりの走行距離)を満たすものである。

(注2) ★制度とは、平成17年排出ガス基準値に基づき、75%以上性能の良いものを★★★★としている。

2. 東京都における法定外税の状況

○宿泊税の概要

目的等	▶国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ホテル又は旅館の宿泊者に一定の負担を求める法定外目的税として創設	
納税義務者	▶都内のホテル又は旅館の宿泊者	
課税標準	▶都内のホテル又は旅館への宿泊数	
税率	▶宿泊料金(1人1泊、素泊) 1万円以上1万5千円未満 100円 1万5千円以上 200円	
徴収方法	▶ホテル・旅館による特別徴収(翌月末日までに申告納付)	
税収規模	▶平成22年度当初予算額 約9億円	
実施時期	▶平成14年10月1日より実施	

横浜みどりアツブ計画



「横浜みどり税」の概要と制定経過 —横浜市における課税自主権の活用—

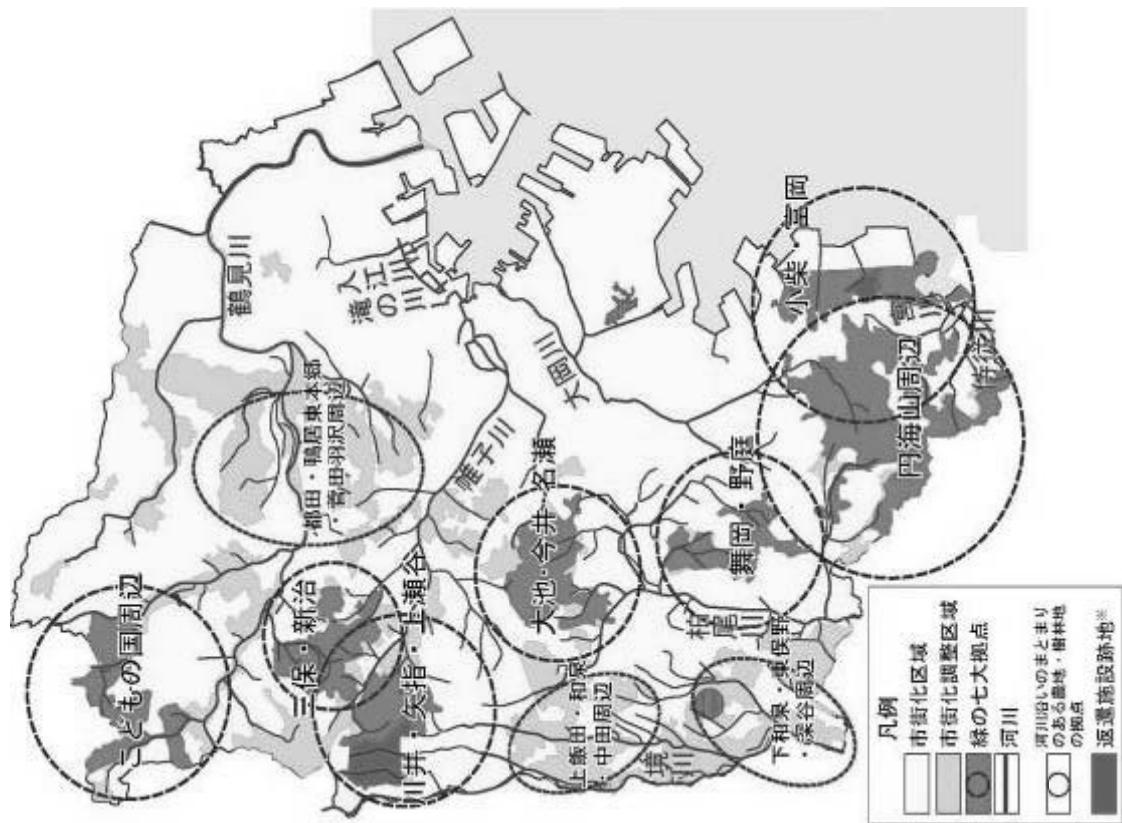
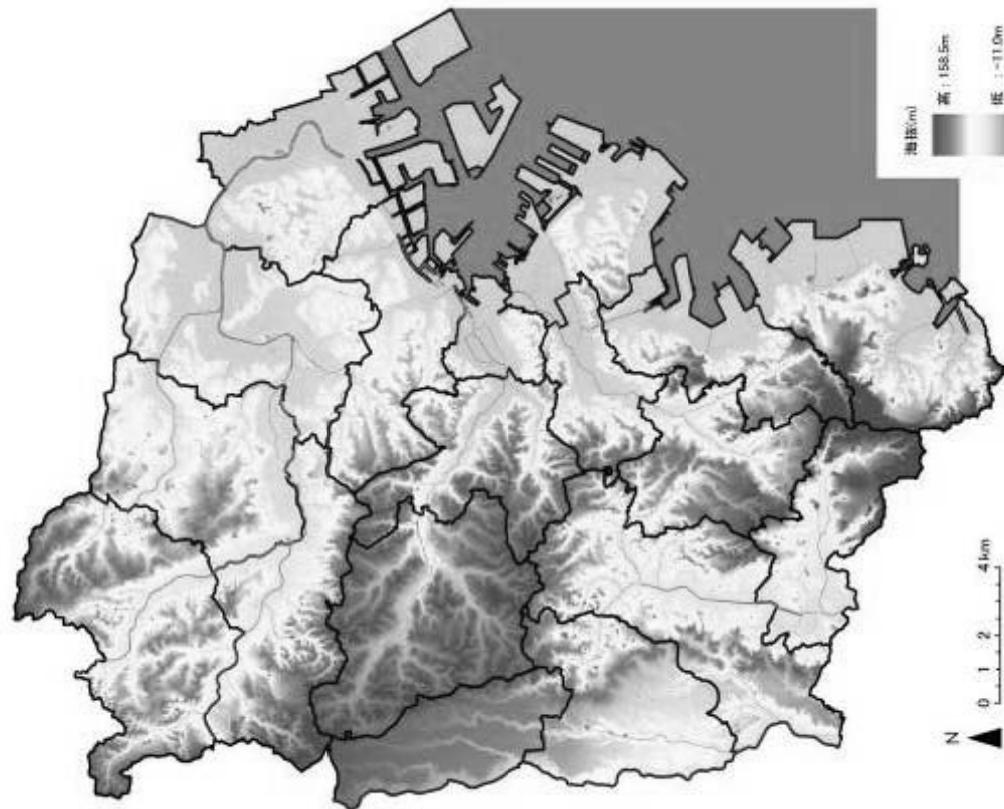
平成22年8月24日

横浜市総務局主税部税制課

税制課長 鈴木 栄



横浜の緑の特徴



横浜の緑の風景

河川沿いに広がる田園風景



街なかの緑(街路樹)



谷戸と農地



市街地に残る斜面緑地

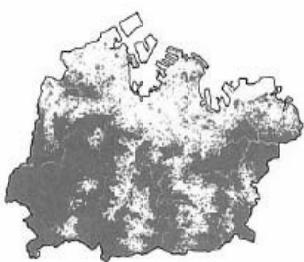


1 条例制定の背景

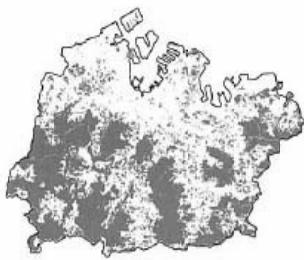
(1) 横浜市内の緑の減少

緑の総量は減少を続け、毎年約100haの山林・農地が失われています。緑は一度失われると回復が困難であるため、その保全は緊急的に取り組まなければならぬ課題です。

横浜の緑がピンチです！ …横浜の緑は大きく減少し、今も減り続けています。



〔40年前の横浜の緑〕1970年
(緑被率: 約50%)



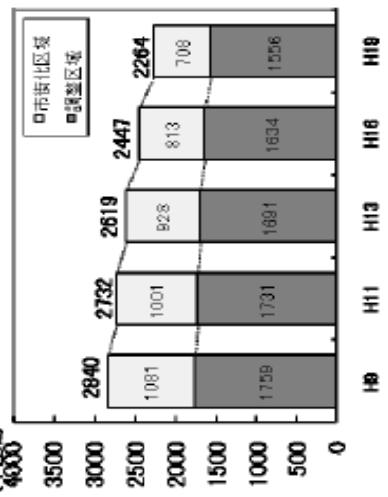
〔30年前の横浜の緑〕1980年
(緑被率: 約40%)



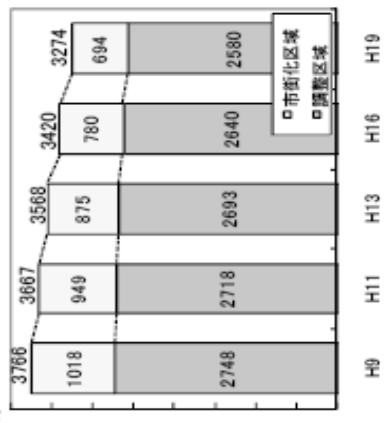
〔現在の横浜の緑〕2004年
(緑被率: 約31%)

21年度調査 29. 8%

山林の面積推移

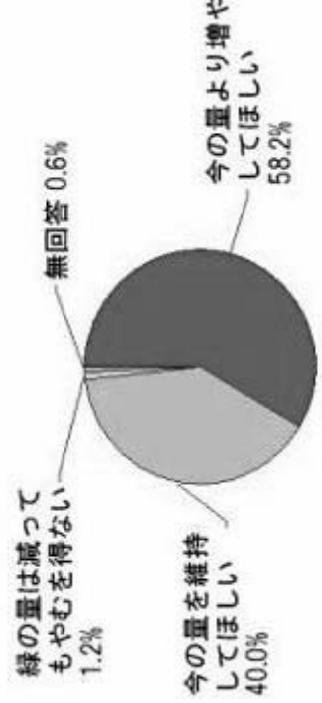


農地の面積推移



緑に対する市民意識調査 (H20.5)

緑の総量の維持・増加を望む声が多くなっています



* 固定資産概要調書等をもとに集計
(農地については、生産緑地地区・市街化調整区域内の農地を対象に集計)

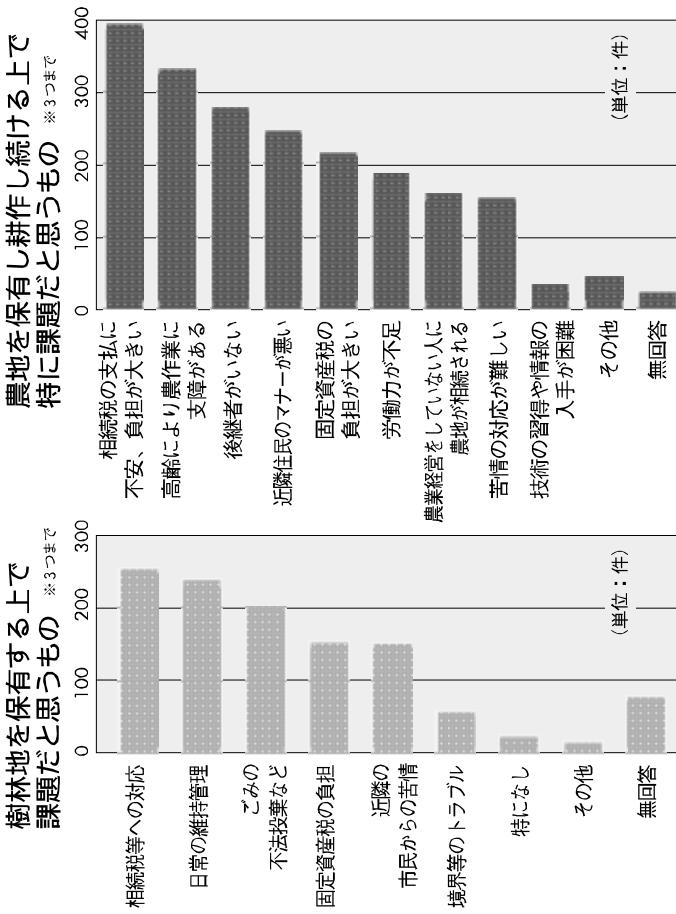
(2) 緑の減少原因と市民の意識・意向

土地所有者の声 市民の声を聞きました。

緑減少の原因・課題

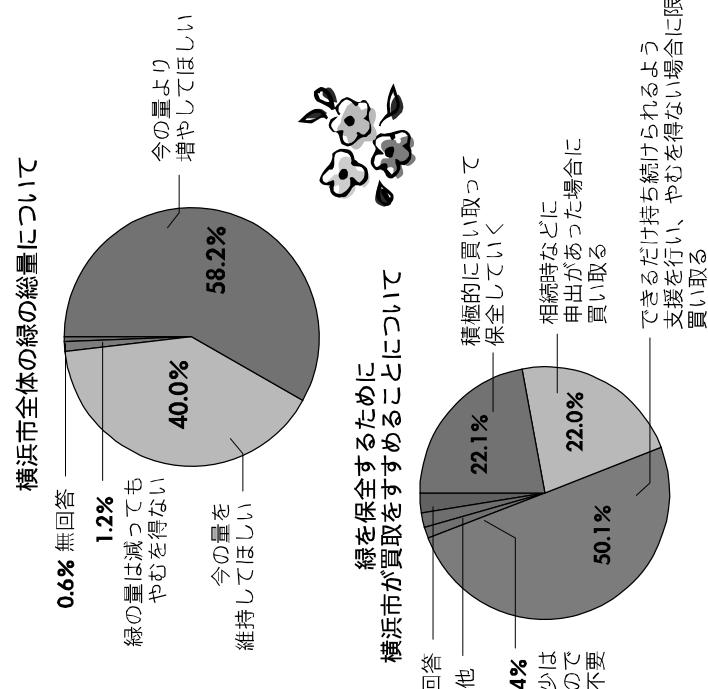
市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート調査(平成19年9月)
(対象：1,828人、回収数：774通 (回答率42.3%))

横浜の緑の多くは民有地に依存し、土地所有者の方々は日常の維持管理や相続など負担が大きく、緑減少の一因となっています。



横浜の緑に関する意識調査(平成20年5月)
(対象：10,000人、回収数：4,171通(回収率41.7%))

緑の総量の維持・向上に対する意識は高く、緑を守るために買取をすすめることについては、「できるだけ持ち続けられるよう支援を行い、やむを得ない場合に買い取る」という意見が約半数をしめています。



できるだけ持ち続けるよう支援を行う、やむを得ない場合に限り、支援をする

国の制度及び予算に関する提案・要望

平成20年6月要望

(総務省・財務省・国土交通省)

○緑地保全及び公園の確保に向けた制度の拡充

緑地を保全することを目標とした

- 1 相続税物納制度の見直し及び新たな制度の創設等
- 2 税制上の負担軽減措置の拡充
- 3 首都圏近郊緑地保全法に基づく緑地保全の推進
- 4 福祉施設等の公園への立地実現に向けた都市公園法の見直し

平成21年5月要望

(農林水産省・国土交通省)

○緑地・農地の保全のための関係法令の見直し

都市部において緑地・農地を保全するため、関係法令を見直すこと。

- 1 相続税物納制度の要件緩和及び物納された国有財産の取扱の見直し
- 2 緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充
- 3 農業生産活動に不可欠な施設への相続税納税猶予対象地の拡大
- 4 市民農園に対する相続税評価の緩和
- 5 市民農園利用者用駐車場を設置するための農地法等の改正

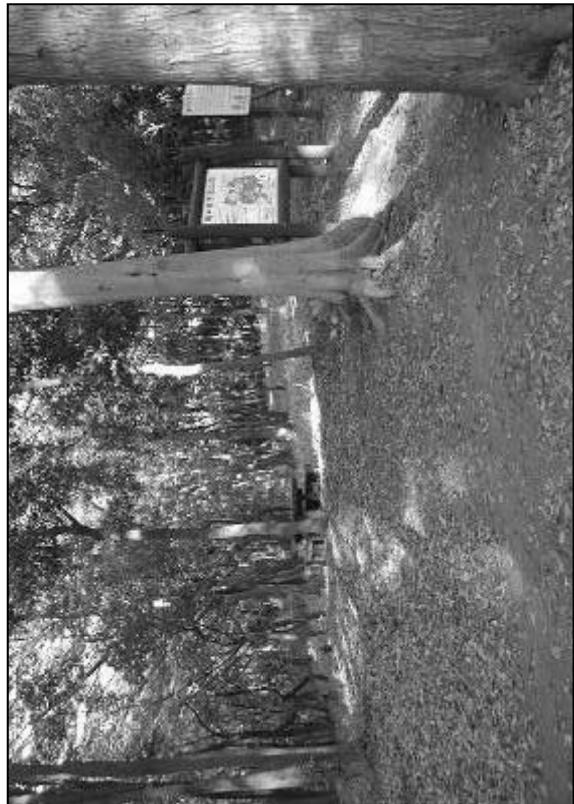
(3)横浜市の緑地保全制度の概要

制度の名称等	根拠法令等	対象	設置基準等	設置方法(期間)	優遇措置等	管理形態	行為制限等
近郊緑地特別保全地区による制度	首都圏近郊緑地保全法	市内全域（近郊緑地保全区）	近郊緑地保全区域の緑地で、樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当地域を有している土地の広さを有している土地	都市計画決定（永年）	①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価額8割減（山林及び原野） ③相続税の延納利子税の利率の引下げ ④相続等不測の事態等に入れる旨の申出が可能	・原則所有者による管理・区域内での開発等の重複行為は禁止 ・市民の森などとの重複行為は禁止 ・指定の場合、通常の管轄は愛護会へ影響を及ぼす ・樹林保全上著しい影響を及ぼす行為は禁止	
特別緑地保全地区	都市緑地法	市内全域	おおむね1,000m ² 以上の自然環境を形成する緑地	都市計画決定（永年）			
市民の森	緑の環境をつくり育てる条例	市内全域	おおむね2ha以上の公園可能な樹林地を中心とする一定の区域	市民の森契約（10年以上）	①固定資産税、都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金 ③更新時の継続一時金交付	・原則所有者による管理 ・開発及びその土地の変更等は禁止 ・散策路や広場等の通常の管理は愛護会へ委託 ・所有権移転や権利設定をする場合は、市長と協議	
緑地保存地区	緑の環境をつくり育てる条例	市街化区域	500m ² 以上の一団の樹林地	緑地保存契約（10年以上）	①固定資産税・都市計画税の減免 ②更新時に継続一時金の交付 ③緑地相談制度	・原則所有者による管理 ・樹木の伐採（管理行為を除く）、土地の形質の変更等禁止	
条例による制度	緑の環境をつくり育てる条例	市街化調整区域	おおむね1,000m ² 以上の一団の樹林地	緑地保存契約（10年以上）	①固定資産税の減免 ②更新時に継続一時金の交付	・原則所有者による管理 ・樹木の伐採（管理行為を除く）、土地の形質の変更等禁止	
ふれあいの樹林	緑の環境をつくり育てる条例	市街化区域	主に樹林に覆われたおおむね1～2ha以上の土地で、市民の憩いの場として利用可能な区域	賃貸借契約（10年以上）	①固定資産税・都市計画税相当額と 固定資産税課税標準額1.3/100を乗じた額をあわせた額を賃借料として支払付	・原則所有者による管理 ・草刈り等は愛護会へ市が管理を委託	

緑地保全制度の活用(法に基づく保全)

南本宿特別緑地保全地区

開放日：平成7年1月25日
場所：旭区南本宿町（市街化区域）
面積：5.2ha
その他：「南本宿市民の森」にも指定



公田・荒井沢特別緑地保全地区

指定日：平成8年12月25日
場所：栄区公田町（市街化調整区域）
面積：7.0ha
その他：「荒井沢市民の森」にも指定



緑地保全制度の活用（緩やかな保全①）

市民の森（市内全域）

－公開可能なまとまりのある良好な樹林地を保全－

【指定基準】 概ね20,000m²以上の一団の樹林地

【設置・契約期間】 市民の森契約・契約期間10年以上
【優遇措置】

- ① 固定資産税・都市計画税の減免
- ② 緑地育成奨励金(30円/m²)、継続一時金(30円/m²)の交付



緑地保全制度の活用（緩やかな保全②）

緑地保存地区（市街化区域）

－市街化区域に残る身近な緑を保全－

【指定基準】500m²以上の一団の樹林地

【設置・契約期間】 緑地保存契約・契約期間10年以上

【優遇措置】

- ① 固定資産税及び都市計画税の減免
- ② 継続一時金(300円/m²)の交付
- ③ 緑地相談制度

(土地所有者が、横浜市に対し特別緑地保全地区等への移行の相談・照会ができる制度)



緑地保全制度による保全措置面積の推移

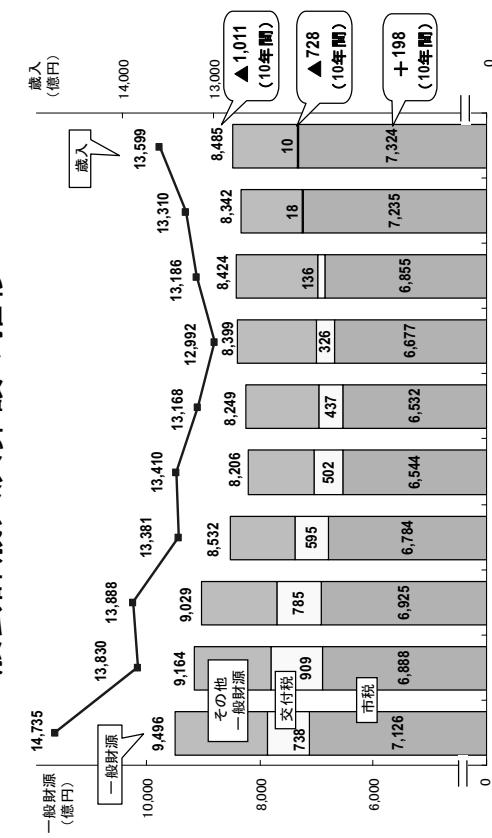
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
法	特別緑地保全地区	150	165	171	184	196
	円海山特別緑地保全地区	100	100	100	100	116
	市民の森	416	417	419	419	445
条例	緑地保存地区	172	170	163	160	154
	源流の森	11	11	8	10	11
	計	849	863	861	873	922

5年間で約73haの面積拡大

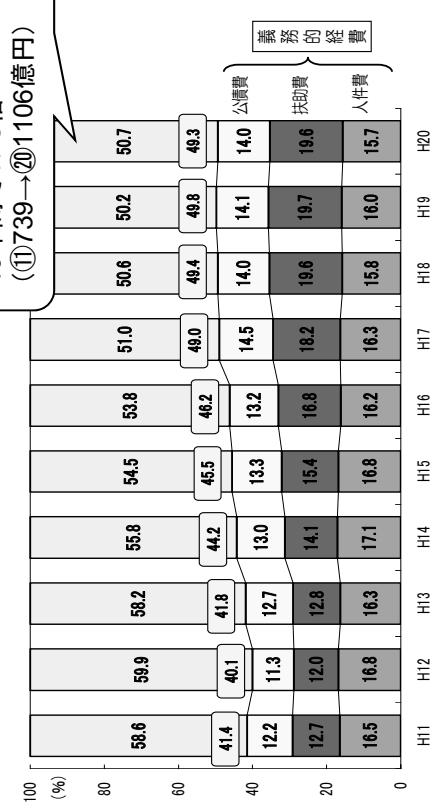
(4)財源確保の必要性 ~横浜市の財政状況(横浜みどり税導入検討当時:平成20年度)~

- 過去10年間の動き
 - 一般財源収入 ▲1000億円減少
 - 扶助費増加等で義務的経費が拡大
- 財政健全化に向けた取組
 - 市税等で償還する市債発行を抑制
 - その他内部経費、施設等整備を抑制
- 今後の財政見通し
 - 財源不足額 21年度 ▲100億円
 - 22年度 ▲ 60億円

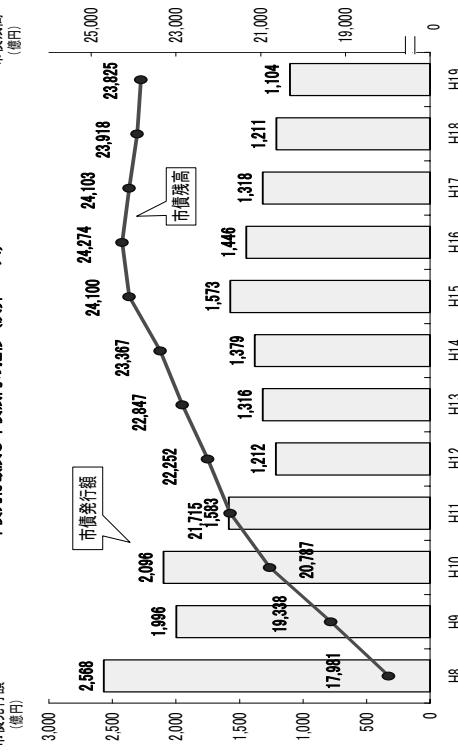
一般会計歳入決算額の推移



一般会計歳入予算構成比

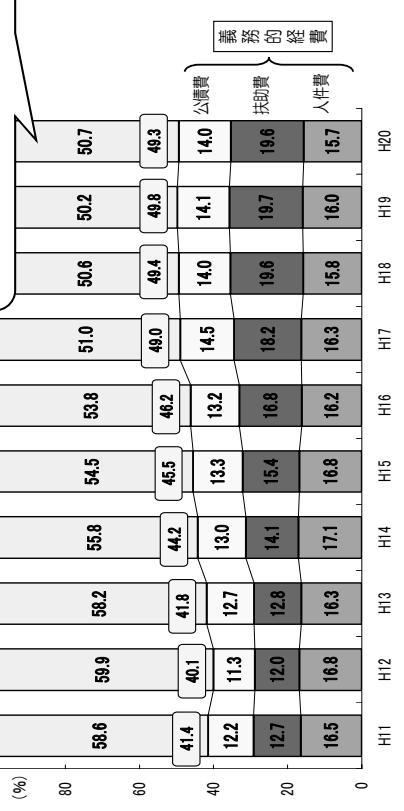


一般会計市債の発行抑制と残高縮減



福祉・医療経費
10年間で1.5倍
(⑪739→⑫1106億円)

一般会計歳出予算構成比

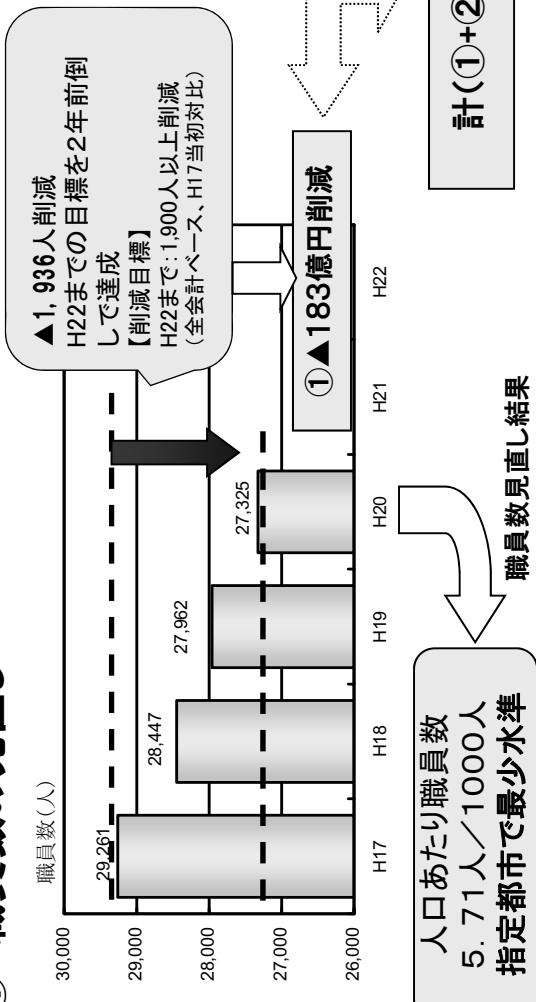


<参考>行政改革の取組状況（横浜みどり税導入検討当時：平成20年度）

（主な取組）

- ◆ 職員数の見直し 人口あたり職員数（普通会計）→指定都市最少に
- ◆ 給与制度見直し 退職手当支給月数の引下げ／手当の廃止 等
- ◆ 民間委託の推進 学校給食（調理）／水道事業（検針）／地下鉄（駅業務） 等
- ◆ 指定管理者制度 公の施設4300施設中912施設で導入（20年6月まで）
- ◆ 経常経費の縮減 庁舎管理など内部経費を縮減（毎年度▲1～▲3%）
- ◆ 外郭団体改革 特定協約の締結／外部評価／団体数ピーカー67→42団体に
- ◆ 多様な財源確保 ネーミングライツの導入、広告事業 等

① 職員数の見直し



(5) 横浜市中期計画の方針



■ 基本施策7-1

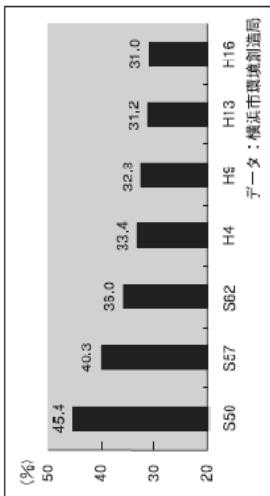
「緑の総量の維持・向上を図ります」【横浜みどりアップ計画】

現状と課題

横浜市には、大規模な樹林地や田畠などの農地のほか、公園や学校の緑、個人の庭、街路樹など、様々な「緑」があります。これらの中の「緑」の総量は、「緑被率」（市域に占める緑の割合を航空写真で計測）で表すことができます。これまで横浜市では、樹林地・農地の保全や公園の整備を進めることにより、緑の確保を図ってきましたが、昭和50（1975）年に45.4%あった緑被率は、都市化の進展により宅地面積が増加し、樹林地や農地が減少した結果、平成16（2004）年には31.0%となっています。

横浜市の人口は中期的には引き続き増加することが予想されており、このまま從来の施策を継続するだけでは、緑被率30%を割り込むことが予想されます。緑豊かなまち横浜を次世代に継承するためには、緑の保全・創造に向けた新たな施策展開や既存の施策の拡充など、これまで以上に「緑」の総量の維持・向上に取り組んでいく必要があります。

緑被率の推移



取組の方向と目指す姿

横浜の未来を創るリーディングプロジェクトの一つである「横浜型環境行動推進プロジェクト」の実現を図るため、「横浜みどりアップ計画」を新たに策定し、樹林地・農地の保全施策や公園整備を拡充し、米軍施設返還後の跡地活用や150万本植樹行動、緑の保全や創造に向けた土地利用規制と併せた新たな制度の活用や仕組みづくり、財源の検討等を進め、緑の総量維持・向上を目指します。

「環境行動都市戦略」

水脈を守り育て、地域環境の保全に貢献する都市を実現します。

重点政策

重点事業7-1-5

事業名	緑の保全・創造に向けた新たな制度等の活用・検討 <新規>	所管局	環境創造局・まちづくり調整局・行政運営調整局
事業内容	適切な緑化や縁地の保全を図るため、緑化地域など新たな制度の活用を検討するとともに、緑の環境整備のための新たな財源の確保について検討していきます。	事業費概算見込額(5か年)	0.1億円
目標(指標)	①緑の保全・創造に向けた新たな制度 ②緑の環境整備のための新たな財源	現状値 H17年度末	目標値 H22年度末 ①検討中 ②検討中 ①制度の活用 ②新たな財源確保

重点取組

1 多様な財源確保と公正・公平な受益者負担

重点取組8-1-4

取組名	新たな税の検討 新たな税の検討	所管局	行政運営調整局 環境創造局 まちづくり調整局
取組内容	・貴重な緑の保全など、財政状況にかかわらず着実な取組が求められる施策のためにには、安定した財源の確保が必要です。そこで、まず、市民共有的財産である緑の保全に向け、市民・事業者など多くの人に、できるだけ「広く・薄く」負担していただきやすくことを基本として、新たな税の導入について議論を進めます。		
目標(指標)	緑の保全・創造に向け、新たな税の導入について検討 —	現状値 H17年度末	目標値 H22年度末 —

2 条例制定のプロセス



(1) 課税自主権活用の動き

①「勝馬投票券発売税」の取組み

- 平成12年 4月 地方分権一括法
→法定外税が許可制から同意制、制限税率廃止など
- 平成12年12月 勝馬投票券発売税の市会議決
- 平成13年 3月 総務省不同意
→国地方係争処理委員会へ審査申出、再協議へ
- 平成16年 2月 廃止条例可決
(理由)①税源移譲に一定の進捗、②同意の見込みがない 等

<参考> 横浜市税財政制度懇話会(平成13～15年度)

- (報告)
①一般的な財源不足対策としては不適当(税源移譲によるべき)
②法定外税は、市の固有施策を根拠に活用されるべき

② その後の経過

- 平成18年4月 国から地方への税源移譲(3兆円)の実施
(平成19年所得税→住民税の改正)
- 平成18年12月 横浜市中期計画策定
 - ・緑の保全創造リーディングプロジェクト「みどりアップ計画」
 - ・緑の保全創造に向けた新税の検討

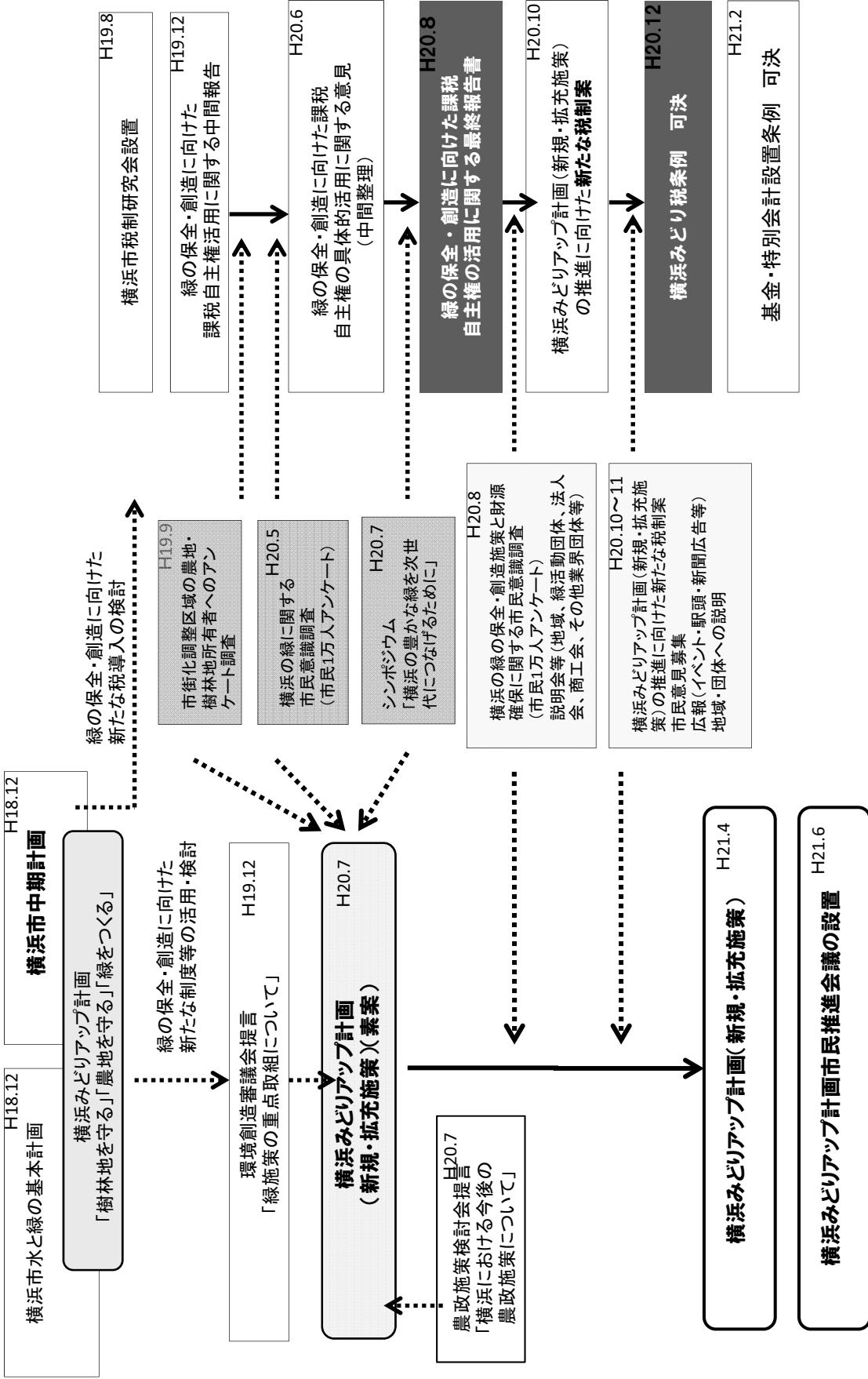


【市内部での税制案検討】

- <既存制度> 宅地開発税、都市計画税、減免措置など
- <新規制度> 緑化採税、開発税、超過課税 など

<参考> 横浜市税制研究会の設置(平成19年8月～)
広く市の施策目標の達成に向けた課税自主権の活用方策を検討する
→ 19年度 緑の保全創造に向けた課税自主権の活用方策

(2) 構想から導入までの経過

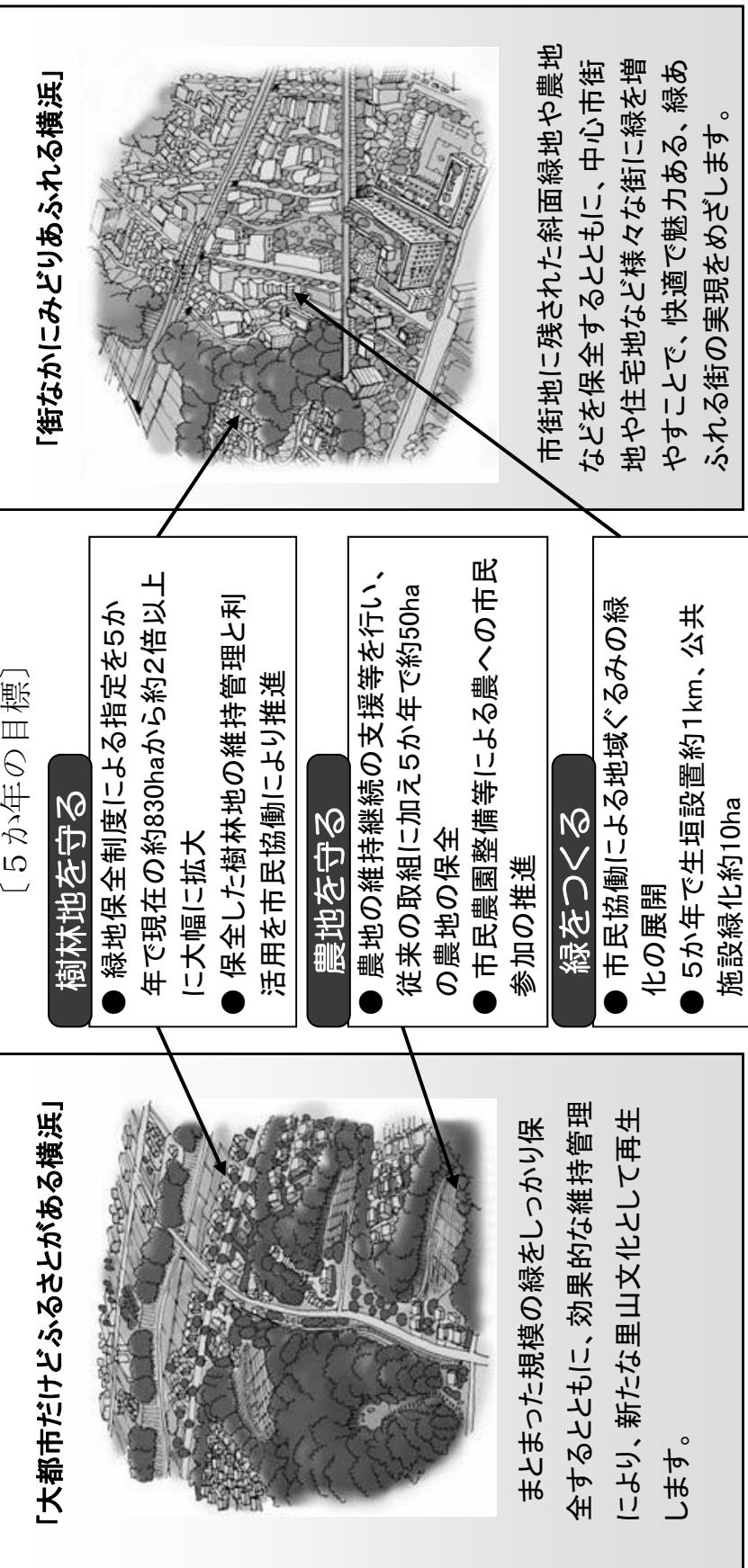


(3) 横浜みどりアップ計画の概要

■横浜みどりアップ計画がめざす横浜の姿

横浜みどりアップ計画では、将来にわたって緑の総量と質の維持・向上を図り、以下のような街や生活の姿をめざします。これらは、市民満足度の向上とともに、都市としての魅力やブランド力の向上にとっても、重要な要素となります。また、新規・拡充施策は長期的・継続的な視点に立ちつつ、重要な財源となる横浜みどり税の期間(平成21年度から約5か年)とも重なる5か年の事業計画としており、次の目標により事業を進めていきます。

3つの施策体系



樹林地を守る施策

(平成21年度～25年度事業施策費合計) <約484億円>

			5カ年事業費 (うち一般財源)
継続保有の促進 (できるだけ持ち��けてもらう)	<ul style="list-style-type: none"> ●緑地保全制度等の拡充 ●篤志の奨励制度 	—	
維持管理推進 (安心して持ち��けてもらう)	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・明るい森づくり ●森の守り人育成 	35 (35)	
利活用促進 (里山を活かした楽しみと資源の活用)	<ul style="list-style-type: none"> ●森の楽しみづくり ●森づくり市民提案制度の創設 ●森の資源循環促進 ●ウエルカムセンター等の整備 ●森林教室等の開講 	8 (8)	
確実な担保 (いざという時の買取りなど)	<ul style="list-style-type: none"> ●緑地保全制度による地区指定拡大と買取り ●よこはま協働の森基金制度の見直し ●国への制度要望 	441 (89)	

農地を守る施策

(平成21年度～25年度事業施策費合計) <約57億円>

		施策	5カ年事業費 (うち一般財源)
継続保有の促進 (できるだけ持ち��けてもらう)	<ul style="list-style-type: none"> ●生産緑地制度等の活用 	7 (1)	
農業振興 (地産地消などに着目した農業振興策)	<ul style="list-style-type: none"> ●地産地消の推進 ●施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入 	9 (9)	
農地保全 (周辺環境との調和と生産性向上)	<ul style="list-style-type: none"> ●田園景観や水田の保全対策 ●生産基盤整備の拡充 ●不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備 	8 (8)	
担い手育成 (農業を支える多様な担い手)	<ul style="list-style-type: none"> ●機械作業の受託組織の育成 ●コーディネーターの活用 ●農業後継者・横浜型担い手育成 ●農地の貸し手への支援 	3 (3)	
確実な担保 (いざという時の買取りなど)	<ul style="list-style-type: none"> ●公的機関による買取及びあっせん ●国への制度要望 	30 (5)	

緑をつくる施策

(平成21年度～25年度事業施策費合計) <約56億円>

緑化の推進 (地域で取組めば効果もアップ)	施策	5カ年事業費 (うち一般財源)
	●地域緑のまちづくり	
	●公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充	56 (56)
	●街路樹の維持管理	
	●民有地緑化の誘導等	



平成21年度～25年度の5カ年事業費 合計	約597億円 (約214億円)
平成21年度～25年度の単年度平均	約119億円 (約 43億円)
(うち横浜みどり税充当事業の一般財源額)	(約24億円)

【横浜みどり税の充当事業】(42事業中31事業)

- ①公有地化など緑の確実な担保に関する事業
- ②身近な緑化の推進につながる事業
- ③保全措置された緑の維持管理を充実し質の向上を図る事業
- ④緑のボランティアなど市民参画の促進につながる事業

* 施設整備、特定の個人や事業支援的な性格を有する事業（11事業）を除外
→既存財源等で対応

(4)横浜市税制研究会での検討

【横浜市税制研究会】青木宗明 神奈川大経営学部教授 (ほか5名(地方税財政有識者))
横浜市の政策目標の実現に向けた課税権自主権活用上の諸課題等について意見書申
20年8月最終報告まで、9回検討会・視察等(各開催ごとに検討資料、議事録を公表)
<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/citytax/kenkyukai/>

報告①(中間報告)の概要

税は政策目的実現のための手段、まずは政策

税制案策定には、縁の多面性に対応した検討、用途の明確化が必要など
(その他、超過課税、法定外税等、考えられる新税の方向性を整理)

報告②(中間整理)の概要

(基本)施策財源の確保、インセンティブ効果活用、市民参画の仕組

- ① 税制案(開発対象法定外税案、超過課税案等)→市民税「超過課税」が適当
- ② 税負担の軽減→補助制度との比較など限定的な手法として活用
- ③ 市民参画→用途の明確化、市民意向の施策反映へ市民会議の設置

報告③(最終報告)の概要

1 前提事項（施策・行財政改革等）の検証

- ・緑地保全指定の拡大、相続時等の公有地化など緑地保全・創造の施策案に合理性が認められる
- ・市債抑制、職員削減等行財政改革への取組の進捗状況を確認

2 課税自主権活用の基本的考え方

- ・「新税の創設」と「税負担の軽減による誘導」による方策が考えられる
 - ・新税の使い方、効果等を継続的にフォローする市民参画の仕組みを導入すべき
- 3 新税の創設
- ・市民税(個人・法人)均等割への超過課税方式が望ましい
(趣旨) 横浜の立地特性による強い開発圧力→緑地保全には大きなコストが必要
当該コストは他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超えるものと考えられる
緑保全創造の効果は多様で、その受益は市民(個人・法人)に広く及ぶもの

4 市民税均等割超過課税案

- ・公有地化、保全措置された樹林地等の管理等、保全により直接的な事業費への充当が適当
- ・新規拡充施策事業に要する一般財源規模から試算税率は1300円 → 一層精査のうえ税率を求める
- ・定期的な事業検証を行う前提で5年間の期間設定

5 税負担の軽減による誘導策

- ・原則としては、補助金その他の手法を十分検討、税負担の軽減は限定的にすべき
- ・現行の軽減措置(市民の森等)の周知による保全地区指定の拡大を進めるべき
- ・一層の緑化促進のインセンティブとしての軽減措置が考えられる(条例による基準を超える緑化等)

6 市民参画の仕組み等

- ・緑地保全創造の促進、新たな税負担導入には、市民の理解と納得が不可欠
- ・透明確かなための基金設置とその運用管理、施策効果検証等への市民参画組織の設置

<参考> 税制案の検討経過1（内部検討）

(1) 宅地開発税の導入<既存法定税目の活用>

【検討の趣旨】

・法定外税を検討する前提として、既存の法定税目である「宅地開発税」を導入することにより、緑の保全・創造を推進していく方策はとれないか。

【宅地開発税の概要】 地方税法第703条の3

- ・公共施設の整備が必要な地域（条例で定める区域）で行われる宅地開発事業を対象
- ・宅地開発の面積に対し、1m²あたり500円を超えない範囲で、条例で税率を定める
- ・具体的な税率は、当該開発地域での公共施設設置整備費用（一般財源）に応じた設定
- ・用途は、対象区域内の次の公共施設設置整備費用に限定される

- ①幅員12m未満の道路
- ②公共下水道以外の排水路
- ③0.5ha未満の公園、緑地、広場

→①基本的に、開発地区内の公共施設設置整備費の確保が目的の税制
②用途が限定的で、開発地区外の緑地保全等には効用がない
③実際の宅地開発に伴う公共施設の整備は、開発許可制度によつている、などから、昭和44年の税制創設以来、導入例もなく、なじまない

(2) 緑伐採行為に対する課税(開発者税等)

【検討の趣旨】

- ・緑を伐採する行為はある市目標である「緑の保全」に反し、市域内緑の減少の直接の原因であることから、法定外税による一定の負担を求めていく
- 【具体案の検討イメージ】法定外目的税(総務大臣の同意が必要)
 - ・市街化区域(または調整区域)の地目が山林である土地の開発事業を対象
 - ・開発面積に応じた一定の税率で負担を求める
 - ・用途は、協働の森基金の財源等緑地買収経費

→前提として緑の保全の必要性の理解が必要、規制方策との整理などの課題はあるが、原因者負担の考え方から、検討候補とする

(3) 超過課税の実施 <既存税目への税率上乗せ>

【検討の趣旨】

- ・緑の保全・創造による受益者は、広く市民一般に及ぶことから、それに必要なコストについて、受益者負担の考え方方にから、市民に広く薄く負担を求めていく
- 【具体案の検討イメージ】市民税(個人・法人)均等割の超過課税
 - ・個人市民税の均等割納税者 約180万人(非課税者を除く)
 - ・法人市民税の均等割納税者 約9.6万社
 - ・用途は、協働の森基金の財源等緑地買収経費

→受益者負担の考え方からは、最も妥当な方策としては、最も妥当な方策であり、検討候補とする

<参考> 税制案の検討経過2（税制研究会）

○緑減少への原困者負担を求める税制について

(案)開発事業など一定規模以上の緑地伐採行為に対し、緑地減少に応じた負担を求める税
→緑伐採=税負担への理解(cf汚染物質排出等)／従来の保全協力者のみへの課税
課税客体・課税標準の捕捉、駆込伐採や開発後の伐採対策などの技術・コスト問題

○開発時に高い緑化を誘導する税制について

(案)開発時の誘導(目標)緑化率を設定、緑化実績との乖離部分に対し負担を求める税
→ 都市計画法、開発条例等の要請を超える誘導水準の設定根拠
低税率・負担では免罪符的、高税率・負担では財産権上の課題 → 規制的手法へ

○固定資産税への超過課税について

土地所有者には、地価上昇と固定資産評価額に反映される形での負担があること
類似の負担に都市計画税の負担があること 等から採用は難しい

緑の保全・創造に向けた法定外税創設の視点・課題等

どのような対象が 考えられるか	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の減少を伴う開発事業を行う者 ・緑の減少を伴う開発事業の実施によって事業収益あるいは土地売却益を得る者は購入者等 ・緑の減少を伴う開発事業によって建設された住宅の販売者あるいは購入者等
負担を求める理由	<p>まとまった緑の伐採(減少)は、広く市民負担を求めて、共有財産である市内の緑(緑被率31%、緑地面積約13,500ha)の保全・創造を推進していくうえで、新たなコストを生むため(あるいは開発行為等で受益を得るため)【原因者負担／受益者負担】</p>
応分の負担か 規制(抑制)的な税か	<p>【応分の負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民全體に対して広く負担を求める一方、緑減少の原因者(受益者)に対しても応分の負担を求める。 <p>【規制(抑制)的な税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の減少を抑制するため、一定水準の負担を求めて、土地利用規制的な効果を発揮させる。
課税対象を適正に捕捉 することができるか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業の実施に必要な開発許可申請、建築確認申請等が活用できるか ・固定資産税の課税の基礎となる土地(補充)課税台帳に登録された地目(山林、田、畠、原野)が活用できるか <p>・既存の開発には課税されず、むしろ、これまで緑の保全に協力してきた者に限り課税されることになる。(課税の公平性→課税は遅及できないため。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税対象の規模によっては、施行前の駆け込み伐採や小規模開発を誘発する可能性がある。 ・課税対象(緑減少面積)の捕捉など、賦課徴収の手間、コストが大きくなるおそれがある。 ・土地譲渡益や住宅購入を課税対象とすると、譲渡益課税や不動産取得税との重複の可能性がある。 ・税負担の水準や課税対象の規模によっては、税負担を求めるには、税収を開発区域内の土地の価値を高めるなど、当該開発事業に一定の付加価値を与えるような用途に充てる必要があるのではないか。 <p>・地方税法では、むしろ良好な宅地開発を誘導するような税制上の措置が講じられている。</p> <p>・受益者負担として、開発事業者に税負担を求めるには、税収を開発区域内の土地の価値を高めるなど、当該開発事業に一定の付加価値を与えるような用途に充てる必要があるのではないか。</p> <p>・開発区域外の緑を保全・創造するために、開発事業者に対して負担を求める理由があるのか。</p> <p>・緑の保全・創造という目的を達成するためには、規制(抑制)的な税の導入する以外に、他により有効な手段は考えられないか。</p> <p>・開発抑制を目的とする税を導入した場合、その抑制効果を検証することができるか。</p>

＜参考＞関連規定(地方税法)1【超過課税関係】

(用語)

第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1～4 略)

5 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

(個人の均等割の税率)

第310条 個人の均等割の標準税率は、三千円とする。

(法人の均等割の税率)

第312条 法人にに対して課する均等割の標準税率は、次の表 (略) に定める額とする。

(表) 法人の資本金等の額の区分に応じて、**5万円～300万円**

<標準税率の解説>

標準税率の定義については、従前は、「財政上の特別の必要がある場合には これによることを要しない」とされていたが、税率設定の自由度を拡大する観点から平成16年度税制改正で「財政上その他の必要がある場合」に改められた。

これにより、財政上の必要性だけではなく、税収規模には直接関係なく一定の政策目的を達成するための手段として税率を変更することも可能となつた。ただし、制限税率が設けられている税目については、その率を超えることはできない。

【地方税法総則逐条解説（平成18年1月）】

* 標準税率を下回る税率定めることについては、地方税法上の特段の制約はないが、地方財政法の規定により、学校、保育所、道路などの事業費にあてる起債が総務大臣等の許可が必要となる

＜参考＞関連規定(地方税法) 2【軽減措置関係】

(公益等に因る課税免除及び不均一課税)

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。

- 2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、**不均一の課税**をすることができる。

<公益上その他の理由に基づく不均一課税(第6条台2項)の解説>

地方税法においては、課税標準あるいは税率の特例の規定がおかれています、これらが各種の政策目的等に基づいて、全国画一的に地方団体の課税権を制約しているのであるが、これに対して本条第2項は課税免除の場合と同様の趣旨により、個々の地方団体に対し不均一課税を行うことを認めているものである。不均一課税は、特定の場合において、ある一定の範囲の納税者に限って、条例により一般の税率と異なる税率で課税することであり、地方団体は、公益上その他の事由を考慮して、課税免除をするほどの事由はないが若干の特例措置を講ずる必要があると判断した場合には、それに応じて、適當な不均一課税を行うことができる。

【地方税法総則逐条解説(平成18年1月)】

* 課税免除(地方団体による非課税)の趣旨：その地域社会における社会経済生活の特殊事情を考慮して、その自主性にもとづいて免除することを認めているもの

不均一課税の代表的方は、税率によるものであるが、それに限らず、たとえば、税額控除によるもの等も含むと解すべきである。「公益上その他の事由」については、（略）住民の意思を反映する条例によって、地方団体の判断において「公益上その他の事由」を認めている以上、著しく不合理なものでない限り、地方団体の裁量に委ねられているものと解すべきであろう。

【「地方税の法理論と実際」碓井光明著 昭和61年7月】

（固定資産税の減免）

第367条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

＜参考＞関連規定(地方税法)3【その他】

(宅地開発税)

第703条の3 市町村は、宅地開発(宅地以外の土地の区画形質を変更することにより当該土地を宅地とすること又は宅地以外の土地を宅地に転用することをいう。以下本条において同じ。)に伴い必要となる道路、水路その他の公共施設で政令で定めるもの(以下本条において「公共施設」といふ。)の整備に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」といふ。)のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合には、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)第三条第一項の規定により住宅地造成事業規制区域として指定された区域)内において公共施設の整備が必要とする地域として当該市町村の条例で定める区域内で権原に基づき宅地開発を行う者に対し、当該宅地開発に係る宅地の面積(公共の用に供される部分の面積を除く。)を課税標準として、宅地開発税を課すことができる。

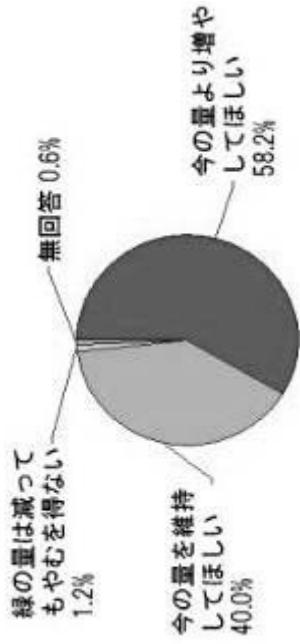
- 2 宅地開発税の税率は、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設による受益の状況等を参考して、当該市町村の条例で定める。

(5)市民意見募集の状況

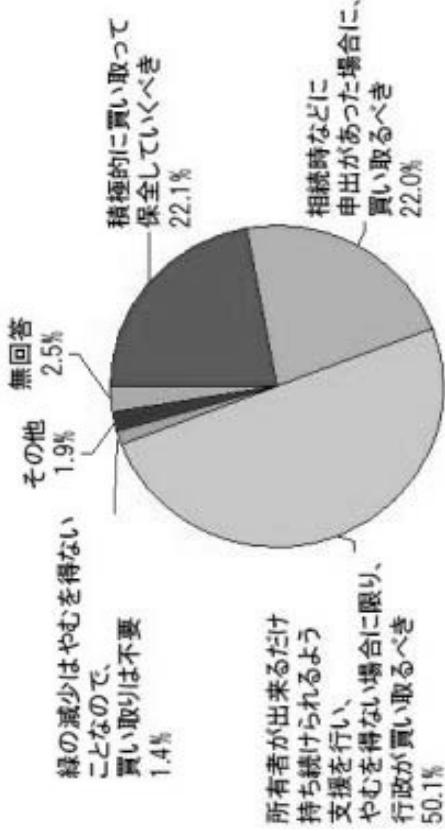
①市民意識調査・1万人アンケート(平成20年5月)

<調査方法> 郵送(郵送配布・返信封筒同封)
平成20年5月13日～5月31日
市民1万人(満20歳以上の市民から無作為抽出)
回収 4,171票／郵送方式

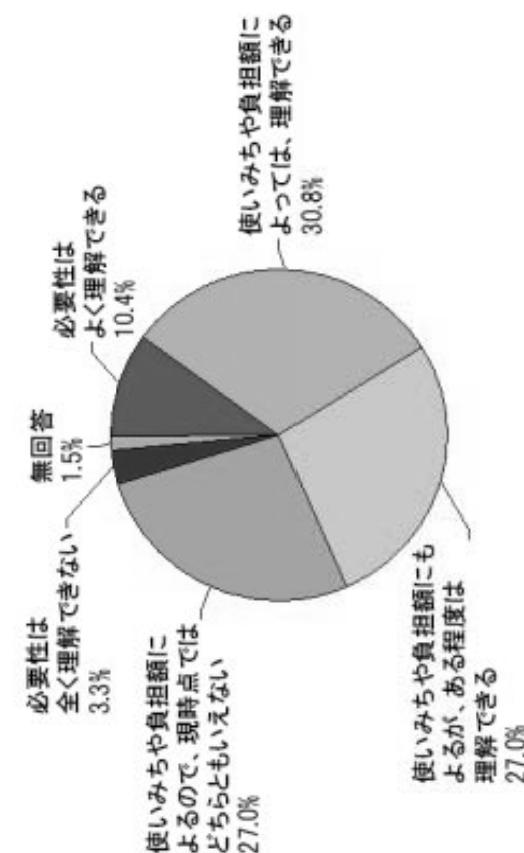
緑の総量について



市が買取を進めることについて



新たな負担について

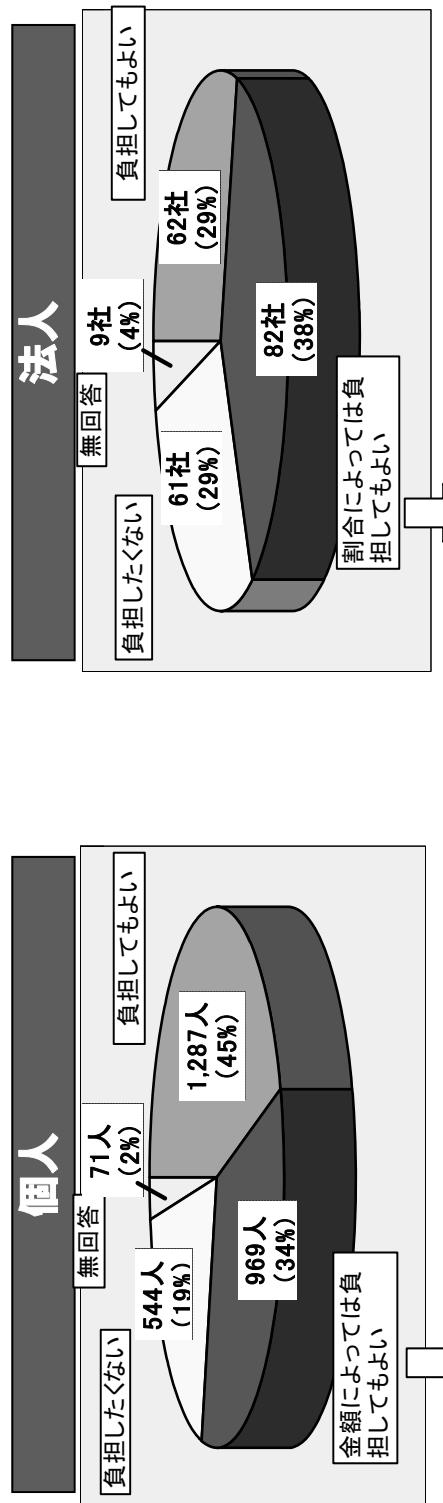


②施策と財源に関する市民意識調査（平成20年8月）

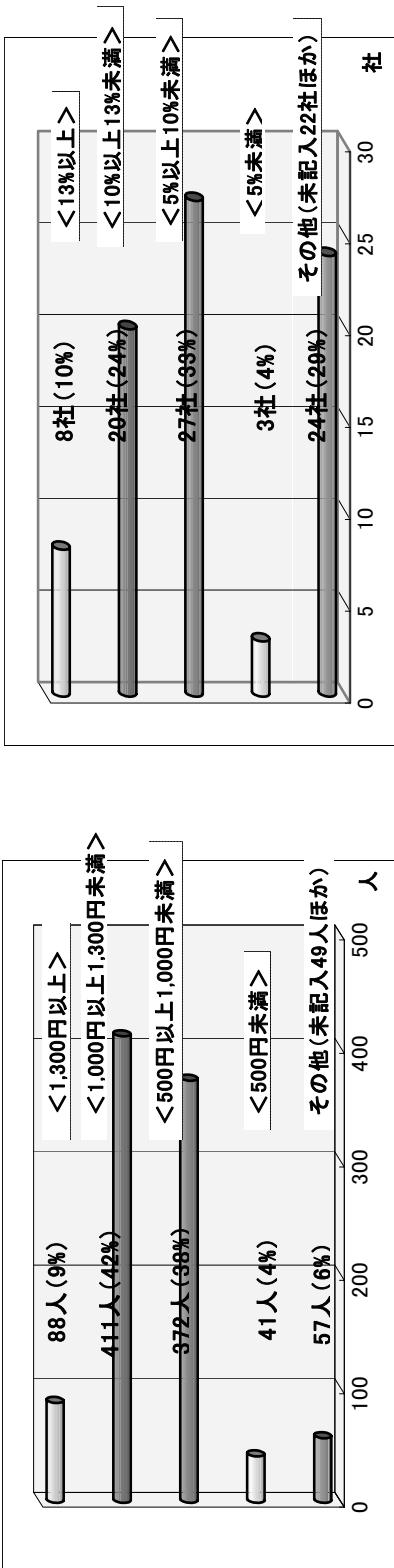


<調査方法> 郵送(郵送配布・返信封筒同封) 平成20年8月18日～8月29日
市民1万人(満20歳以上の市民から無作為抽出)／法人1千社(法人課税台帳から無作為抽出)
回収 (個人)2,871人、(法人)214社

計画推進の必要財源負担について(年間個人1300円、法人13%の試算値を提示)



負担してもよいと思う割合



③ 新たな税制案についての市民意識調査（平成20年10月）



<意見募集の方法> 新たな税制案（素案）に対する意見募集／平成20年10月18日から11月9日
(素案の内容)

みどりアップ計画（新規拡充事業）と事業費、税制研究会意見、これまでの意見募集結果
市民税超過課税（均等割1100円、11%）、軽減措置（緑化／農用地）など

* 事業費・財源の精査、充当対象事業の整理により税率を、1300→1100円に引き下げ
(閲覧場所) 市役所、区役所（緑・税所管部署、広報広聴部署の窓口）

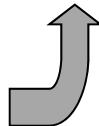
* その他の周知・広報： イベント・駅頭PR／地域マスコミ／区出張窓口／団体説明会など
(意見聴取) 郵送、ファクシミリ、電子メールによる
(結果公表) 主な意見（要旨）及び意見に対する市の考え方を整理

<http://www.city.yokohama.jp/me/gousei/citytax/midori-up/pdf/zeiseian.pdf>

区分	分	提出された文書の数
税制案の導入に反対など、否定的な立場からの意見		363 通
税制案の導入に賛成、やむを得ないなど、肯定的な立場からの意見		178 通
税制案に対する否定的または肯定的な意見の記載がないもの（施策の要望や提案などにとどまる意見など）		103 通
税負担に肯定的ながら、税制案の修正を求める意見		50 通
その他（市民周知の進め方など）		17 通
合 計	計	711 通
	合 計	711 通

<参考>提出文書数

郵送・持参	457 通
ファクシミリ	134 通
Eメール	120 通
合 計	711 通



<主な意見>

- みどりアップ計画に関するもの
 - ・ いざれの施策も良い取組であり賛成 等 (137件)
 - ・ 亂開発を許しておいて、今になつてみどりと言われても納得出来ない 等 (131件)
 - ・ 開発規制等の方策によるべき 等 (47件)
- 税制案に関するもの
 - この不景気に税金を上げるのはいかがなものか 等 (342件)
 - ・ 月100円程度の負担で緑が保全できるなら、ぜひ新税を導入してほしい 等 (160件)
 - ・ 緑地減少の原因者である開発事業者や緑地の売却者に課税すべき 等 (34件)
 - ・ 緑地の固定資産税・都市計画税を軽減すべき 等 (31件)
 - ・ 目的に即して適正に使い、市民に対して情報開示を行うことが必要 等 (29件)
 - ・ 税率を引き下げるべき 等 (23件)
 - 行財政改革に関するもの
 - ・ 職員給与の引き下げや事務事業の見直し等によって財源捻出すべき 等 (174件)
 - その他
 - ・ みどり税が必要とされる理由を丁寧に説明し、周知徹底を図るべき 等 (77件)

<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/citytax/midori-up/ikenkekka.html>

＜参考＞市内経済団体及び地域団体（自治会・町内会）等への説明会



＜意見聴取の方法＞

- ①区役所出張窓口での意見受付(18回)
- ②自治会・町内会(連合会)での説明・意見聴取(延べ34回)
- ③個別要請のあつた団体(単位町内会等)への出張説明会(17回)
- ④法人会・JA・商工会議所・税理士会等での説明会(56回)
- *その他、区民祭り等イベント(18回)、新聞広告(7紙)での周知など

【主な意見】 説明会実施団体数：120団体（経済団体等84団体／地域団体等36団体）

＜経済団体等の意見＞

- ・現下の厳しい経済状況の中では、新たな税負担は理解が得られない。
- ・緊急経済対策を検討するほどの厳しい経済環境での新税導入は、企業活動や市民生活に悪影響。
- ・諸外国の都市のように縁あふれる都市とするため、新たな税制案についでも賛成。
- ・縁は夢のある話で税負担はやむを得ない。単なる対処療法治にとどまらない対応を。
- ・縁の保全に向けて、企業もボランティア活動をしている。こうしたパワーを生かして。
- ・民間の力で縁をつくる、横浜スタイルを。
- ・5か年間はよいが、だまつて継続しないこと。どうやってチェックするか。

＜地域団体等の意見＞

- ・まずは内部の努力を示したうえで、それでも足りない場合に新税をお願いすべき。
- ・みどりアップ計画はぜひ推進して欲しい。
- ・縁が減ってきた原因是市が開発を認めてきたから。今になつて縁を保全の新たな税負担は理解できない。
- ・縁を減らしている開発者などに課税すべき。
- ・市民に周知されていないので、もつと時間をかけて説明し理解を求めるべき。

3 条例の内容

(1)横浜みどり税条例の内容

「横浜みどりアップ計画」の新規・拡充施策の財源の一部として、「横浜みどり税」を充ててまいります。

課税方式と税率、実施期間

市民税(個人・法人)均等割超過課税方式で、平成21年度から5年間実施

《個人》市民税の均等割に年間900円を上乗せ(平成21年度分から平成25年度分まで)

	平成20年度	平成21年度
市民税	3,000円	3,900円

◎ただし、所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除きます。

《法人》地方税法に規定される均等割額の9%相当額を上乗せ
(平成21年4月1日から26年3月31日までの間に開始する事業年度分)

◎ただし、当初2年度間は法人税割が課税されない法人を除きます。

市民税均等割への超過課税とは
現在、市民税では、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で、均等割(個人3,000円、法人5万円～300万円)を課税しています。超過課税はその均等割に一定額(率)を上乗せする方法です。

税収規模

約24億円(年平均)(個人 約16億円・法人 約8億円)
基金への積立て

税収相当額を「緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金(別途新設)」へ積み立てます。

固定資産税・都市計画税の
軽減措置

横浜みどり税により安定的な財源確保を図るほか、さらに緑化の誘導・農地の保全を図るため、基準以上の緑化を行った建築物の敷地や農家の敷地内等にある農業用施設用地について、固定資産税・都市計画税の軽減措置を新たに設けました。

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)のうち、
①公有地化等樹林地・農地の保全
②緑化の推進
③維持管理の充実による緑の質の向上
④市民参画の促進

などの施策・事業に充てます。

(2) 緑の保全創造に向けた軽減措置 ~固定資産税・都市計画税~

① 緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地

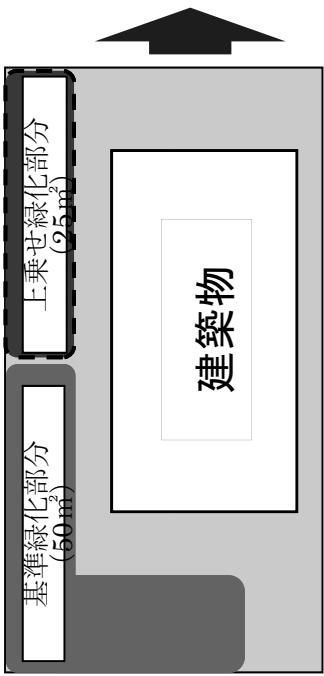
緑化地域制度や緑の環境をつくり育てる条例等に定める緑化基準を超えて5%以上の緑化を行い、横浜市建築物緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地のうち、一定の条件を満たすもの

【軽減額】 上乗せ緑化部分に相当する税額の1／4



◇緑化認定
07-1-0000

- ・基準緑化部分: 50m²(敷地の10%)
 - ・上乗せ緑化部分: 25m²(5%以上に適合)
 - ・緑化部分全体: 10年間の保全契約締結
- <軽減対象面積>
- ・25m² (全体緑化75m²－基準緑化50m²)
 - 実際の緑化面積75m²のうち、基準緑化部部分50m²を差し引いた上乗せ緑化部分25m²が軽減対象。
- <軽減額>・25m²に相当する税額の1/4が軽減対象。



<緑化基準>

開発行為	対象地区	敷地面積		根拠	適用
		500m ² 以上1000m ² 未満	1000m ² 以上		
斜面地の地下室建築(地下室マンション)	商業系用途地域	5%	5%	横浜市開発事業の調整等に関する条例等 協議	
	その他用途地域		10%		
大規模な建築物の建築等	商業系用途地域	5%	(工場等)10% (その他)5%	緑の環境をつくり育てる条例 規制 (建築確認審査)	
	その他用途地域		(工場等)15% (その他)10%		
緑化地域での建築	住居系用途地域内		10%	都市绿地法	

* その他、大規模工場(敷地面積9000m²以上等)の場合は、用途地域別に13%～25%の基準あり。

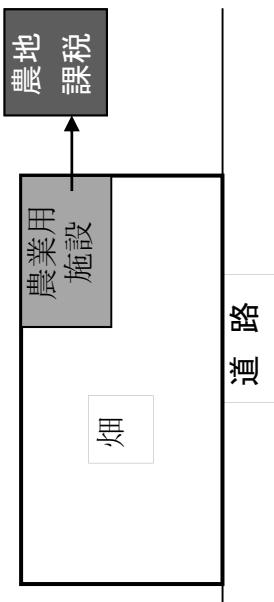


② 農家敷地内等の農業用施設用地

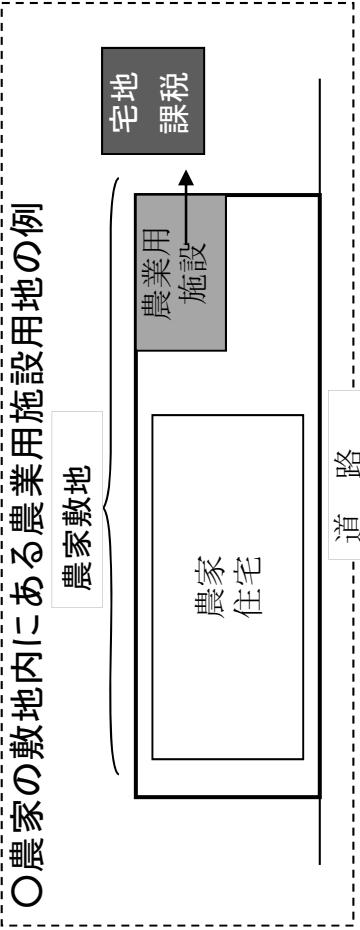
農家の敷地内等にある農業経営上不可欠な農業用施設用地で、所有農地等を10年以上耕作すること及び当該農業用施設を10年間継続して利用する契約を本市と締結したもの

【軽減額】 一般の農業用施設用地の税額との差額相当分

○一般の農業用施設用地の例



○農家の敷地内にある農業用施設用地の例



農業用施設 用地の税負担

農地		敷地外	敷地内（既存宅地等）	市街化区域
主な土地利用規制	農業用施設の敷地のみに限定	農業用施設の敷地のみに限定	住宅等、農業用施設以外の建物の建築が可能	敷地内外共通
価 格	3,074円/m ²	71,447円/m ²	71,447円/m ²	71,447円/m ²
固定資産税額	30円/m ²	322円/m ²	322円/m ²	322円/m ²
都市計画税額	(6円/m ²)			102円/m ²
合計額	36円/m ²	322円/m ²	322円/m ²	424円/m ²
敷地外との差額		292円/m ²	292円/m ²	388円/m ²

※ 税額は、平成20年度固定資産概要調査書を基に算出。

※ 市街化調整区域・敷地外の価格は、固定資産評価基準第1章第3節四により評価したもの。
その他の価格は、宅地(小規模住宅用地)、一般住宅用地及び非住宅用地)の平均価格。
なお、市街化調整区域の価格及び税額は、市街化調整区域と同程度の立地条件にあるものとして試算した。

(3) 議会での審議と結果

○20年12月4日 横浜みどり税条例の提案

	(税率等)	(用途・規模)	(備考)
税制研究会 (最終報告)	個人1300円／年 法人 13%／年	42事業(38億円)	新規・拡充事業の所要一般財源 総額とした場合の試算
		* 税用途(充当対象)の考え方整理、対象の個別事業選択	
意見募集 税制案	個人1100円／年 法人 11%／年	特定 31事業(32億円)	新税対象用途の特定化 (対象外事業は改革等内部捻出)
		* 市民意見募集結果を踏まえ、経済状況への配慮を加え提案	
条例提案 (可決)	個人900円／年 法人 9%／年 * 当初2か年赤字法人除外	同上 31事業(24億円)	対象事業について、事業手法や財源の見直し (計画期間中経費の削減、国費導入など)

* あわせて、緑地保全関連の軽減策についても、同条例にて規定

○議会審議

本会議(本議案単独審議)→委員会(税)4日くみどり税条例・関連3請願>
→本会議(賛成討論4会派・反対討論2会派)→附帯意見付可決12月12日

(主な討議)

- ①緑の実態・課題／従来の取組／新計画の内容／規制的保全手法
- ②財政状況・改革努力／公共事業の見直し／他の財源確保
- ③開発課税／超過税率／実施時期／市民説明・意向／今後の市民参加 等

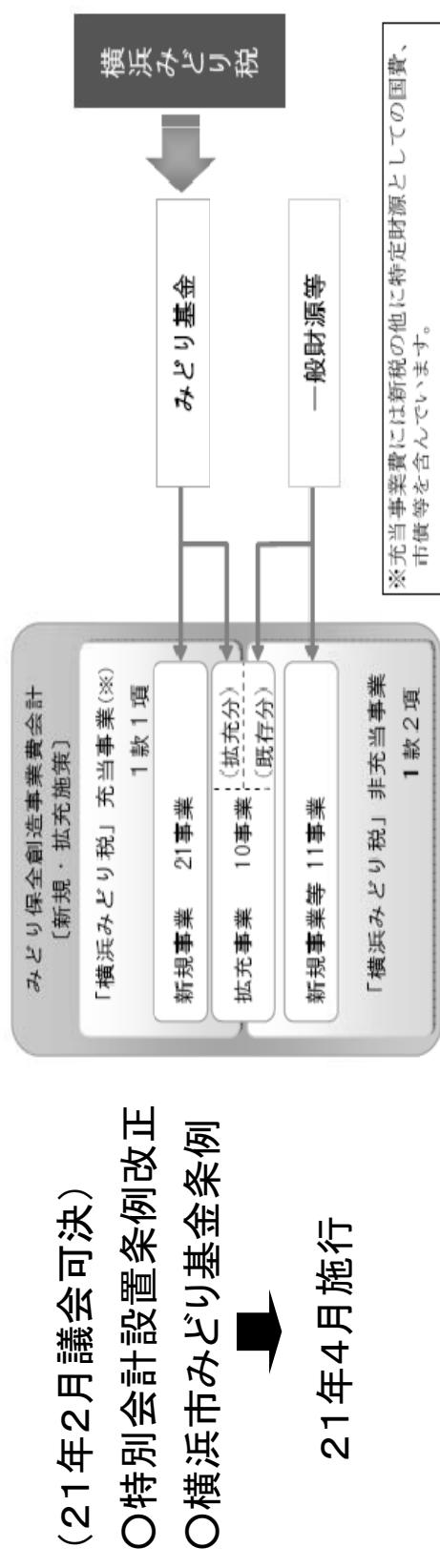
<附帯意見>

横浜に残された緑の減少に歯止めをかけ、次世代に継承するため、「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」による緑の保全・創造の取り組みを推進し、「将来」の横浜の緑にしつかりと対処することは、本市の喫緊の課題である。
また、厳しい財政状況の下、緑の保全等を推進するため市民税均等割超過課税の横浜みどり税を導入しようとすると、現下の厳しい経済情勢を直視すると、今回、横浜みどり税を導入し負担を求める以上、市民の十分な理解を得る努力が不可欠である。
そこで、横浜みどり税の導入に当たつて次の事項について特段の努力を払わねたい。

- 1 行政改革を一層推進し、特に事務事業については、徹底した見直しを行うこと。
- 2 緑の重要性・役割の大きさを多くの市民が共有できるよう、土地所有者も含めた広範な市民協力の輪を広げ、横浜の緑を守り、はぐくむための協働の取り組みを推進すること。
- 3 「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の推進を図るため、横浜みどり税以外の財源確保に積極的に取り組むこと。とりわけ、国からの支援策の早期実現を働きかけること。
- 4 横浜みどり税の目的、内容について、今後も引き続き、法人も含めた市民への周知の徹底を図ること。
- 5 横浜みどり税の用途については、そのすべてについて、市民に広く積極的に公開し、「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の事業進捗について、常に市民に明らかにすること。
- 6 いわゆる欠損法人に対する2年間の課税免除について、免除期間経過後の経済状況等に十分配慮し、必要に応じ柔軟な対応を検討すること。

4 条例の実施体制

(1) 特別会計と基金の設置



横浜みどり税条例(抜粋) 20年12月
第4条 市長は、横浜みどり税に係る収納額に相当する額を、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るために積み立てることとする。

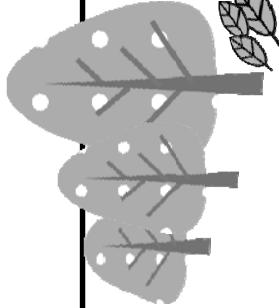
「横浜市特別会計設置条例の一部改正」(抜粋) 21年2月
横浜市特別会計の一部を次のように改正する。
第1条に次に1号を加える。(18)横浜市事業費会計
第1号みどり保全創造事業

横浜市みどり基金条例の制定(抜粋) 21年2月

第1条 縁の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、横浜市みどり基金を設置する。

第2条 基金に積み立てる額は、横浜みどり税条例第4条の規定により基金に積み立てる金額として、歳入歳出予算を持つて定める。

(2) 条例制定以後の広報と市民からの声



平成21年

- 1月 市・区連合自治会での説明／市ホームページ掲載
税務関連団体・経済団体への広報(チラシ配布依頼)
ポスター掲示／地域TV・ラジオ、新聞での案内

- 2月 町内会でのチラシ回覧／広報よこはま(市版)での案内

- 3月 フリーペーパー(地域誌)を活用した広報
広報よこはま(一部の区版)での案内

- 4月 広報よこはま予算特集号での案内
(21年度関連施策・事業予算を含む)

- 5月 広報よこはま税務特別号(21年度税制改正を含む)での案内
特別徴収税額通知書への案内掲載

- 6月 納税通知書に説明チラシを同封

<市民からの声>

① 関連広聴案件【市民からの提案事業(郵送、FAX、Eメール等)】 21年1月～6月

	賛成	反対	意見	質問	確認	合計
既存財源で対応すべき	4	1				5
経費削減等の努力が足りない	4					4
緑の減少は行政の責任	4					4
市民への事前説明・周知が不足	2	2				4
他の用途に充てるべき			4			4
開発規制の強化等を行うべき	1	2	5			8
その他	1	4	2	7		14
合計	2	20	14	7		43

② 納税通知書(説明チラシ同封)送付に伴う窓口や電話での問合せ
21年6月 約900件

主な意見

- ① 景気が悪いこの時期になぜ増税するのか
- ② 開発を規制しないで緑を減らしてきたつけを市民が負うのは理解できない
- ③ 行政の無駄遣いを止めることが先、安易に税負担を求めるのは不適当
- ④ 市民への周知がされないまま導入が決まつたことは不満
- ⑤ 緑の大切さは分かる、施策の成果や税の使いみちについて市民に明らかにしてほしい

(3) 今後の課題と取組み

◇ 適切で効果的な税の活用

- 5か年間の保全指定拡大と着実な買取要請への対応

緑地保全制度等の指定面積の見込み

指定予定面積(平成21～25年度)		
市街化調整区域	市街化区域	
1, 119ha	1, 050ha	69ha

所有者意向調査／緑地保全制度説明会の実施

(平成21年5月～6月)

- ・500m²／筆以上の山林所有者への意向調査
(郵送 約5000人)

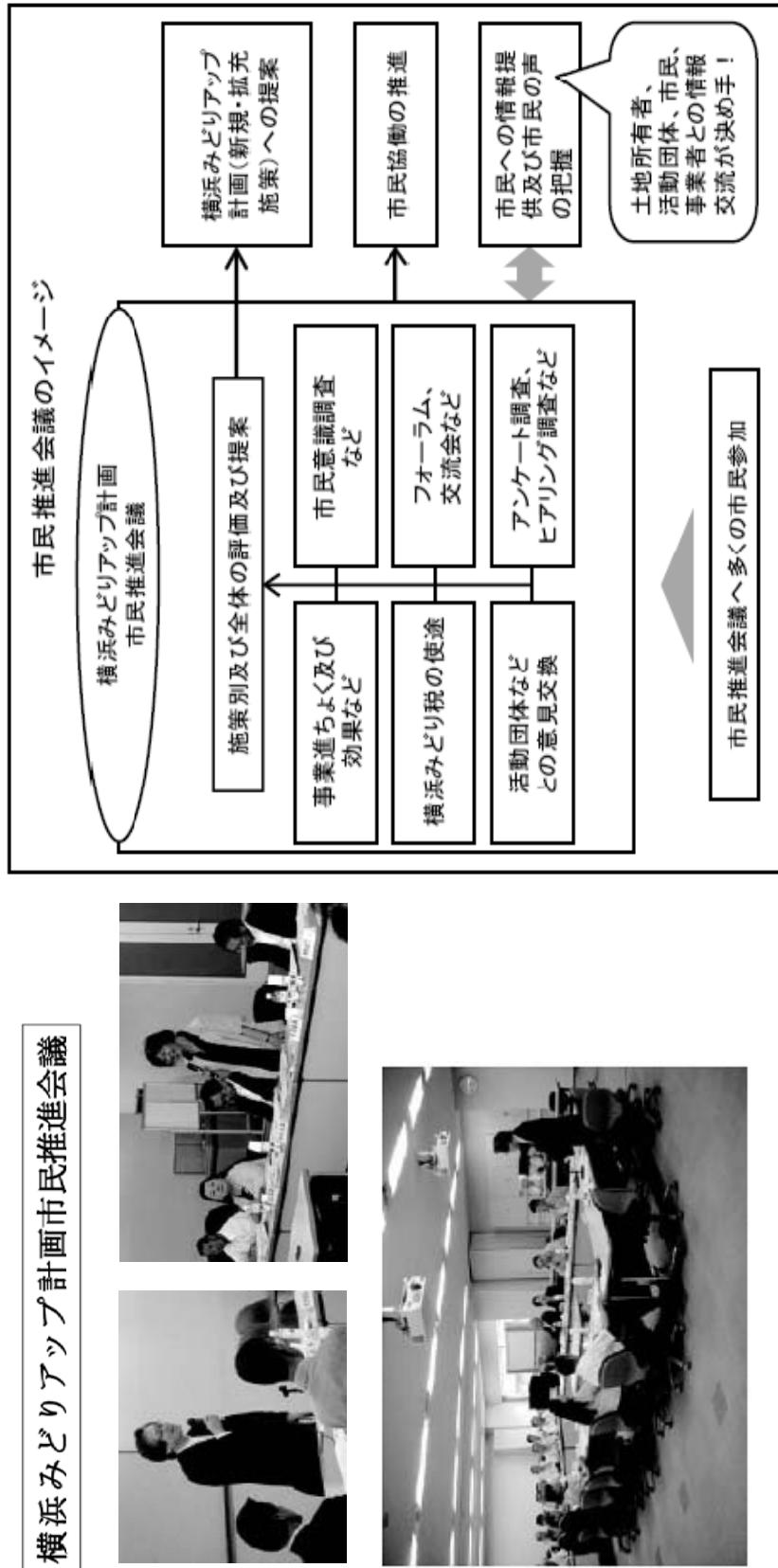
- ・樹林地保全制度等の説明会の開催
(市内5箇所)

- 21年度の保全指定と買取実績

□平成21年度事業目標	□平成21年度事業実績
①指定面積：51.6ha	①指定面積：87.8ha
②買取り対応予定面積：約16ha	②買取り対応面積：9.6ha (11地区・特別緑地保全地区等)

◇ 横浜みどりアップ計画市民推進会議の設置

- 目的 横浜みどりアップ計画推進に向け、市民への情報提供、施策・事業の評価、意見・提案等を市民参加により行う
- 委員 座長：進士 五十八（早稲田大学大学院客員教授 元東京農業大学地域環境科学部教授）
委員：学識経験者、関係団体、公募市民からなる14名



◇ 横浜みどりアップ計画市民推進会議 平成21年度報告書の概要

■ 平成21年度の事業を踏まえた評価と提案

● 全体にわたる評価と提案

- ・ 事業は順調に進んでいる
- ・ さらなる市民参加が必要
- ・ 市民が成果を実感できるようになすべき
- ・ 地域に根ざした体制をつくるべき
- ・ 積極的かつ分かりやすい情報提供が必要

■ 市民推進会議の新たな提案

● 政策との連携

- ・ みどりと生物多様性の連携
- ・ みどりと水を相互に連携した取り組みにつなげる
- ・ みどりを環境教育の場として積極的に活用

● プロモーションの取組

- ・ 市民参加によるわがまちのみどりの提案
- ・ 都心部におけるみどりの創造をプロモーションにつなげる
- ・ 農への参加を進め地産地消につなげる
- ・ 既成市街地で新たな緑地を創る

Ⅲ 平成22年度海外調査報告

III 平成22年度海外調査報告

「イタリア・ベルギーにおける課税自主権等地方団体の税制に関する調査」

1. 日程等

(1) 調査日程

平成22年9月23日（木）～28日（火）

(2) 調査者

林 健久（東京大学名誉教授）

羽白 淳（自治税務局市町村税課課長補佐）

(3) 調査先

イタリア共和国：経済・財務省、内務省

ベルギー王国：財務省、フランドル地域政府、ブリュッセル市役所

2. 調査概要

ア. イタリア共和国

(1) 概要

単一国家(人口 5,989 万人、面積 301,336k m²)

・共和国政府: 1

※ 外交、宗教、国防、通貨・金融、司法、公共の安全、住民登録、全国的な福祉の最低基準、税関、選挙、環境、文化、統計、教育の一般原則 等

・州(Regione): 20(うち特別州 5)

※ 国との競合的立法事項: 教育、生産、土地利用規制、港湾、空港、均衡財政、公共財政と租税の調整、文化活動の促進 等

この他、国の法律に留保されない事項についての排他的立法権

・県(Provincia): 110

※ 環境保護、文化財評価、交通政策、動植物の保護、交通政策 等

・コムーネ(Comune): 8,101(平均人口 7,395 人、平均面積 37k m²)

※ 県、州、国の権限とされる場合を除き市町村の権限。生産活動の許認可、土地登記 等

(この他、地方団体として、大都市、大都市圏、地区、山岳部共同体、コムーネ共同体が自治法に規定。)

(2) 調査概要

① イタリア共和国政府経済財務省(9/23 木 10:00-12:00)

対応者 Dr. Pasqualino Castaldi, Mrs. Ambra Citton

- ・財政連邦主義は、70年代からの取り組みが進められ、公共サービスのあり方、特に債務の増加が問題となり、改革が進められた。
- ・2001年の憲法改正により、国、州、県、コムーネの役割が明確化され財政連邦主義が明確にされたが、具体的には、2009年に委任法が定められ、今後、具体的なナショナルミニマムの水準や州や地方の権限を明確にする委任立法令を定めて、施行していくことになる。
- ・現在の法体系では、州に税の立法権限は憲法上あるが、施行法がないため、州の独自課税はできないとされている。今後、法制度を整備する予定である。
- ・課税自主権を検討する際の国の関与の条件などの検討はこれからである。
- ・一般的には、州が赤字である場合に最高税率が強制適用される。州生産活動税税(IRAP)なら4.82%、個人所得(IRPEF)付加税なら1.4%となるが、あわせて、国と赤字団体の代表によって構成される会議において、最長3年で財政赤字を解消する財政計画を作っていくこととなる。

(財政連邦主義の動き)

イタリアでは税の徴収は国がまとめて行っているシステムである。こうした中で、進められている財政連邦主義は、70年代からの取り組みであり、公共サービスのあり方や、特に債務の増加が問題となり、進められてきた。

例えば、国債で調達された国からの地方への交付金が、地方歳出が計画的に行われず、基金となって残り、運用として国債が買われるといったこともあり、国地方の財政関係の見直しの背景の一つであった※。また、歳入の分権化により説明責任を明確にするということも目的の一つであった。

※ 内務省では異なる説明

があった。

(2001年憲法改正)

2001年の憲法改正が、財政連邦主義を明確にした。原則として、第5章中の第117条から第119条の規定により、国、州、県、コムーネの役割が明確化された。

また、国民へのナショナルミニマムを目指すことも決められた。さらには、従前、国からのトランシファーに依っていたものを財源そのものを地方に移譲するということがうち立てられた。(第119条)

具体的な施行はまだされておらず、2009年に委任法が定められ、今後具体的なナショナルミニマムの水準や州や地方の権限を明確にする委任立法令を定めて、施行していくことになる。

トランシファーを地方財源として移すことを明確にすることとなったが、ミクロでは過剰や過少となることがあるので、平準化の取り組みを導入して、対応することとしている。

委任法の中では、交付金をなくす場合はそれに対応する税源を設けることとしている。イタリアはこれまで一つの国だったものを連邦化していくので、他の国のように複数の州などが連邦化して一つの国になるものとは異なり、平準化の視点をどのようにするかが難しい。

税源として交付金の見返りに設けられるものは額だけでなくナショナルミニマムを保障しなければならない。また、その前提として、現行水準の下で国庫の負担増を生じさせないということがある。

地方行政とは議論を重ねており、国の交付金で、何を廃止し、地方の税源とするのか、州・地方において、何をナショナルミニマムとするかをこれから議論していく。ナショナルミニマムのコストも地域で異なるよう話し合いを行っているところ。

例えば、医療費については、州が全て負担しているが、国の交付金は縮小しながら、州に州生産活動税(IRAP)や個人所得税(IRPEF)の州の付加税の税率を上げたり、付加価値税(VAT)の配付金の配分割合の見直しなどで対応しており、また、全体に医療費抑制の試みも行っている。

VATの配付金は2004年には、 $40\% + \alpha$ で上限を設けていたが、現在、VAT(EU分及び特別州分を除く)の44.72%となっているが、この上限についても見直しが検討されている。

徴収を国が行うものであっても、税によっては国税だったり、地方税とされたりする。付加価値税、所得税は国税。一方で、国が代行して徴収している州の税源は、IRAPと個人所得税(IRPEF)付加税がある。

IRAP は企業コードにより、国が他の地域の活動も踏まえて徴収し、IRPEF は州のコードを記載して、それにより配分等は行っている。自動車税は州が徴収する。

国税である VAT は、国庫に入り、割合により配分される。

(州による独自課税について)

最高裁判所で、判決が出て、現在の法体系では、州の独自課税はないという判決が出た。これはトリュフ税の導入を巡る議論であったが、州に税の立法権限は憲法上有るが、施行法がないため、独自のものはできないという判決であった。

そのため、州は税を課そうとすると憲法上、国から止められることとなっている。ただし、税率については独自に決めることができる。

IRAP について、州は1%の幅で独自に税率を決めることができ、実際に、3.9%から4.82%となっている、また納税義務者についても、カテゴリー別に優遇措置を設けたりすることがある。農業などは国の法律で低くなっている。

憲法裁判所の判決は、現行の施行法がないことも独自課税が認められない要素であったが、今後は、法律を設ける方向である。判決はトリュフ税に関するものであったが、国税の対象となるものは除くなどのルールも検討が必要。

コムーネに課税自主権はなく、税率決定権もなく、国法に基づき課税するのみである。ただし、今後、州に課税権限が与えられれば、州から地方団体に権限移譲されて行えることになる可能性はある。

不動産税(ICI税)については、施行法に向けて委任立法が行われたところであり、2014年に税率を変えられるようになる予定。その際、ICI ではなく、市町村不動産税(IMU(Imposta Municipale Unica))と名称を変更し、コムーネの統一的な資産課税として衣替えの予定。

2014年に IMU が導入されると、現在国税である、登記登録税、印紙税などの資産関係税は市に移譲される。単純に置き換えられないものは、平準化基金を設けて対応する予定。

また、国法で決められた税目を地方が取らないことは可能である。

委任立法にあたり、州の課税権行使について、流通を阻害するものは認められないなどの考え方についての議論はまだされてなく、時期尚早。原則、州の立法権限によるが、国税に代わるもので税負担が増えないという前提。ただし、制度変更時には増えないという意味で、国民負担は、国の財政をみながら、毎年考えるべきもの。

州は健康保険を担っているので、その保険をまかなうことができるかどうかという視

点から、税率が決められる。

州間の税率が異なることを理由に、企業が税率の低い地域に移転したりすることは、移転コストもかかるものであり、工場などがそこまで動くものではない。州はIRAP の税率3. 9%は保険財政にあてなければならず、下げるときには財源が別になければならない。傾向としては、多くの州で上げる傾向にある。

一般的には、州が赤字である場合に最高税率が強制適用される。IRAP なら4. 82%、IRPEF なら1. 4%となるが、あわせて、国と赤字団体の代表によって構成される会議において、最長3年で財政赤字を解消する財政計画を作っていくこととなる。

最高税率が強制適用されている州としては、カラブリア州、カンパニーナ州、ラツィオ州、モリーゼ州の4州であり、いずれも南部の州である。財政状況だけでなく、医療に関する監査によりサービスの質も合わせて監査が行われる。所得税の附加税もあるので、こうした州の住民は、他州より高い税率ということはそれほど認識していないかもしれない。こうしたことが認識されていくのは、これからではないか。

② イタリア共和国政府内務省(9/24 金 10:00-12:00)

対応者 Dr. Raffale Sarnataro, Dr. Maria Giovanna Pittalis

- ・ 州、県、コムーネの税について、国の法律に基づくものであり、法定外の税はない。ただし、地方が税をとることは憲法上不可能ではなく、財政連邦主義の実現の際には、地方団体が、税率を変える、優遇措置を可能とすることがある。
- ・ 法定外税も議論の俎上に上り、既存の税の付加税として可能性をあたえることは議論されている。こうした税などについて議論はされているが、財源としては、それほど大きなものにはならない。
- ・ 憲法124条に公共財政の調整を行う規定があるが、これは GDP にたいする財政赤字の限度額を定めたEUの規定を遵守した上で、行う必要があるので、各団体の役割を規定する憲法119条の兼ね合いを考えて議論しているところ。
- ・ 財政連邦主義を主導する北部同盟の主張は、富の生産、それにより支払われた税の分配の方法に問題があるとする。中央に集められ、分配されているが、富が生まれた地域に享受されるべきと主張している。税を新たに作る権限というより、分配について自由を与えるというところに集中している。独自税についてはそれほど目的にはなっていない。現在のところは 既存の付加税などが検討されている。
- ・ ナショナルミニマムのサービスを提供する義務を果たすために、調整は必要であり、州は医療サービスをおこなっているので、地域格差を生じないようにする必要がある。州の医療サービスは GDP の7%を占める重要な分野なので、財政連邦主義で地方の格差を生じさせないよう設計する必要があると考えている。
- ・ 現在、国会で北部、南部の代表が議論しているが、いずれも財政連邦主義に反対はしていない。最低限のサービスの保障をすることを条件に進める前提である。また、税に対する自主性を有することによって歳出への責任を地方団体がもつことも期待されている。
- ・ 現在、2つの国と地方団体の協議会が設置され、国市協議会(Conferenze stato-citta ed autonomie locali)、統一協議会(Conferenze stato regioni ed unificata)で協議が行われ、法的拘束力を持たないが、会議の決定事項は命令、法律なりに基本的には反映され、事実上の拘束力は大きい。
- ・ 最近の動きとして、地方の重要な不動産税(ICI)について、主たる住居について、非課税となった。これは、政権の公約として、緊急政令で廃止を決めた。これに伴う、市の歳入減は交付金で渡すということにされている。

(地方の課税自主権について)

州、県、コムーネの税について、国が決めているのか、地方が自身で決めるのかについては、憲法の規定による国の法律に基づくものであり、法定外の税はない。

地方が税をとることは憲法上不可能ではなく、財政連邦主義の実現の際には、地方団体が、税率を変える、優遇措置を可能とすることがある。

州の独自課税を可能として、県、市が例えば、トリュフ税のような独自の税を課することは、現在、税に関する立法権を議論しているところであり、原則は国の法律で規定する。州にそうした権限が与えられるかはまだ決定されていない。おそらく国が独占することになるのではないか。州の財源とされるものは IRAP,VAT,燃料税の配分金、個人所得税(IRPEF)付加税があり、VAT、燃料税は国が徴収し、一定の基準により配分、IRAP は国が徴収し、地方税として徴収地の地方団体に行く。

法定税も議論の俎上となり、既存の税の付加税として可能性をあたえることは議論されている。こうした税などについて議論はされているが、財源としては、それほど大きなものにはならない。

地方も当然、憲法上の財政自主権として、税を創設する権利を主張している。憲法119条にあるように、州、地方団体は税を法令で作ることができるのでなく、活用できるとしている。

憲法124条に公共財政の調整を行う規定があるが、これは GDP に対する財政赤字の限度額を定めた EU の規定を遵守した上で、行う必要があるので、各団体の役割を規定する憲法119条の兼ね合いを考えて議論しているところ。

新しい税でなく、課税するかどうか、税率、優遇措置を選ぶという範囲での議論がおこなわれている。

(地域間の関係)

財政連邦主義の実行の中で、大きな目的として、現在、強く掲げられているのは、北部同盟(リーガ)のものであるが、北部同盟の主張は、富の生産、それにより支払われた税の分配の方法に問題があるとする。中央に集められ、分配されているが、富が生まれた地域に還元されるべきと主張している。税を新たに作る権限というより、分配について自由を与えるというところに集中している。独自税についてはそれほど目的にはなっていない。現在のところは 既存の付加税などが検討されている。

北部同盟の主張は、北東部で盛んであり、これは富を産出している地域である。税を国に多く納める一方、一定の基準で配分されるので、富が生まれたところに還元されるべきという考え方である。

ナショナルミニマムのサービスを提供する義務を果たすために、調整は必要であり、州は医療サービスをおこなっているので、地域格差を生じないようにする必要がある。州の医療サービスは GDP の7%を占める重要な分野なので、財政連邦主義でも地方の格差を生じさせないよう設計する必要があると考えている。

現在、国会で北部、南部の代表が議論しているが、いずれも財政連邦主義に反対はしていない。最低限のサービスの保障をすることを条件に進める前提である。また、誰もが期待しているのは、税金に対する自主性を有することによって歳出へ

の責任を地方団体がもつことである。

(地方への監督等)

経済・財務省において、財政連邦主義は、国債で調達した国からの交付金が地方に行って歳出に回らず、基金として国債の運用に使われるという面があつたことが一つの理由という説明があることだが、40年以上前から、市などは緊縮財政で大変だったので、例外的に、投资基金として将来に向け現在手をつけられない基金はあるが、そうしたことではない。

投资基金もあるが、地方政府、州は一定の条件下、財政の規模により、投資のための借金はできる。デリバティブなどを使うことには懸念がある。

また、一般に借金の許可は必要ないが、一定の金額以上の場合は、経済・財務省の公共事業担当セクションに事前通知する必要がある。

また、予算、州法の承認にあたって、過大なものの監督について、2001年まで、州の監督委員会が、統一法にあつたが、2001年に廃止しており、チェックはしていない。地方団体は、税制は別にして、大きな自主性を持っている。内務省は、州は担当せず、県・コムーネを担当している。

(不動産税の減税施策について)

地方の重要な不動産税(ICI)について、主たる住居について、非課税となった。これは、政権の公約として、掲げていたもので、もともと主たる住居は所得に繋がらないので、ある程度税が減じられていたが、緊急政令で廃止を決めた。これに伴う、市の歳入減は交付金で渡すということにされている。

財政連邦主義に反するのではということが、批判の第一であったが、政府としては不動産税(ICI)ではなくて、他の財源を確保するといって、実施したもの。

(国と地方の関係)

現在、地方団体の意見は聞かれすぎるほど聞かれている。1997年に行政的連邦主義のとき、法令に基づき、2つの協議会が設置され、国市協議会(Conferenze stato-citta ed autonomie locali)、統一協議会(Conferenze stato regioni ed unificata)の協議が行われている。

これらの会議で、廃止された後の交付金をどうするのかを協議している。また、全ての税についても、この協議会を経ることになっている。また、財政連邦主義については、統一協議会で議論される。

会議のメンバーは、国と市の協議会は、全国市町村会(ANCI(Associazione Nazionale Comuni Italiani))の代表者と国の各省がテーマによって出席するもので、7-12人くらいである。また、統一協議会は、国(全省)、全州、全国県連合(UPI(Unione Delle Province d'Italia))、ANCIの代表で構成され、メンバーは35人程度である。

統一協議会の会長は、州務担当大臣であり、内閣府の州担当部署が事務局であり、

国市協議会の会長は内務大臣であり、事務局は内務省である。州については、自主性を有するものであり、従前から経済・財務省が担当している。

会議の意見は、法的拘束力を持たないが、会議で決められたことは命令、法律なりに基本的には反映され、単なる見解ではなく事実上の拘束力は大きい。

(ナショナルミニマム)

2001年の憲法改正、2009年の委任法、そして、現在の施行法令の調整の中で今後、県、市のナショナルミニマムについての調整は、協議会の中で議論しているが、特に簡易化担当局(Semplificazione)において、主に議論していく。

特に、ナショナルミニマムについて、医療は規定されているが、その他の行政分野についても議論している。具体化は今後の議論である。

(財政連邦主義)

イタリアで財政連邦主義が強くなったのは、EU のマーストリヒト条約の3%条項(スタビリティパクト)が梃子となって、進んだと言われることもあるが、そうではないと考えている。

現在の政府は富を産出するところに税を還元することを原則としており、結果的にマーストリヒト条約の方向性と一致したことではないか。この改革のエンジンとしては北部同盟が旗を振り、政府の方針となっている。市レベルにおいても財政連邦制を主張している。

(地方団体の行政能力について)

団体の規模、特に市町村にかなり差がある中で、合併とか、権能の差を設けるといったことについては、2009 年の委任法第 42 号で、市の規模が異なることを考慮して、いくつかの権能については、共同実施が規定された。任意だったものが、法律で義務化されることもある。市は、8,097 団体あるが、市の併合といったことについては、コムーネの歴史が長いので、なかなか難しい。

イ. ベルギー王国

(1) 概要

連邦制国家(人口 1,071 万人、面積 3,053k m²)

・連邦政府: 1

※外交、防衛、通貨、金融、社会保障、司法等を所管

・言語共同体(Community): 3(フランス語圏・オランダ語圏・ドイツ語圏)

※文化、教育等を所管

・地域(region): 3(ワロン地域・フランドル地域・ブリュッセル首都圏地域)

※経済政策、国土保全、環境、雇用、公共事業・交通等を所管。

フランドル地域政府はオランダ語圏言語共同体と一体化。

・県(Provence): 10

・市(Commune): 589(平均人口 18, 180 人、平均面積 52k m²)

ベルギーは、北部のオランダ語を公用語とするフランドル地域、南部のフランス語を公用語とするワロン地域、フランドル地域に位置しながらフランス、オランダ語を公用語とするブリュッセル首都圏地域からなる(一部ドイツ語圏を含む)。宗教はいずれの地域もカトリックが主である。

1830 年オランダから独立以後、対オランダの関係上、フランス語話者が優位に立ち、19 世紀から第二次世界大戦までは、鉄鋼、石炭を主産業とする南部のワロン地域が経済的に優位にあり、北部フランドル地域は、社会・文化的に不利な状況に置かれていた。

戦後、化学工業等が発展した北部フランドル地域は、鉄鋼、石炭に依る南部ワロン地域が衰退する中、言語問題と経済関係の逆転から、その対立が生まれ、複雑化している。

これまで、主に南北両地域の調整のため、1970 年頃から数次にわたる国家制度改革が行われ、オランダ語及びフランドル文化を守ろうとする北部フランドル地域と、衰退した経済の再建を図る南部ワロン地域との間の利害調整の歴史もある。

これらの結果、ベルギーは 1993 年に連邦国家に移行し、前述の、全国的な事項を担う「連邦」、文化・教育等を担う3つの「言語共同体」、経済等を担う 3 つの「地域」からなる国家となった。

ベルギーの地方税制は、これらの地域政府、特にフランドル地域政府、と連邦政府との間の利害調整、地方化の動きの中で、定められているものである。

(2) 調査概要

① ベルギー王国財務省(9/27 月 10:00-12:30)

対応者 General Auditor Mdm. Anne Van Nieuwenburg 他1名

- ・ 連邦、言語共同体、地域政府については、憲法170条で全ての税法は法律に基づくものとされる。言語共同体、地域政府の条例に問題があるとした場合でも、後付で法律上、認めることはできる。
- ・ ベルギーでは、地方分権ではなく地方化(regionalization)と言っている。
- ・ 直接税は、所得税、法人税(利益団体、非営利団体の二種類)、非居住者税(例えば、アパートによる家賃収入)がある。間接税は、付加価値税(TVA)、関税、酒税、たばこ税があり、税率は全て同じ。
- ・ 課税標準については、連邦などがすでに課しているものには課せないが、そうでなければ、地域政府、県、市は税を課してよいことになっている。
- ・ 法律で決まっているが、地域政府、言語共同体、県、市は、所得税、不動産税に對しては、付加税を課せられる。税率3.25%~6.75%の中で決められる。
- ・ 限定的課税自主権であるが、フランドル地域政府が税源移譲を求め、個人所得税ができる実績も示し、法人税も移譲させたいという動きがある。
- ・ 現実に税率は、なるべく市に決定させて、それを見ながら、県等が決める傾向にある。付加税の度合いは、財政的に豊かな自治体では、6%、財政が厳しいとより高くなる傾向であるが、市には制限税率はないので、議会を通じて決める。ワロン地域、フランドル地域ごとで税率の地域差はなく、市の状況による。
- ・ 市独自の税が市民のためでない、経済政策にあっていない場合などは、経済政策を担当する地域政府が廃止できる。また、教育分野であれば言語共同体が対応するというように、各レベルの政府が権限に基づいて関与する場合がある。

(ベルギーの税制について)

連邦、言語共同体、地域政府については、憲法170条で全ての税法は法律に基づくものとされる。言語共同体、地域政府の条例に問題があるとした場合でも、後付で法律で認めることはできる。

県、市については、新しい税を設定する場合は、県は県議会、市は市議会が権限を有する。民主的なシステムなので、税制上、何人よりも優遇措置を受けることはできず、それを法律で規定している。これらについては、憲法170条から178条に規定している。

全ての税徴収に関する、3言語共同体及び3地域共同体の税は法律で規定されている(1989年1月17日公布)。

1989年の法律は、第1条に各言語共同体の歳入について規定しており、第一の歳入は占用許可などであり、地域政府の最大の歳入は税が最大のものとなっている。地域政府の収入は税収、連邦政府からの交付金とされる。

(この他、連帯援助(Solidarite)は法律上規定されている別の地域政府から交付されるもので、地域総生産が低い方へ高い地域から行われるが、実施例はない。)

なお、オランダ語圏の言語共同体は地域政府と合併している。

ベルギーでは、地方分権ではなく地方化(regionalization)と言っている。

これまで、2つの政治上の動きとして民主化と連邦化があり、5つの国家制度改革が行われている。以前は、単一国家であった。

- ① まず、1968～71年に、3つの言語共同体が設けられ、当初、管轄は文化のみとされたが、徐々に言語共同体にその他の権限が移譲され、同時に政治的な事項も移譲されてきた。
- ② 次に、1980年8月に、ワロン、フランドル地域政府が設けられ、あわせて連邦政府の法律と地域政府との条例が異なる場合の調停機関も設立された。これにより、2つのコミュニティによる政治の不安定さが始まった。
- ③ 続いて、1988年に、1980年法が見直され、地方の権限がさらにます。調停機関の権限も増す。経済面、交通整備、公共工事も全て地方政府の権限とされた。一方で、協調システムも導入。この改革の施行にあたり、1989年法が施行され、また、ブリュッセル地域政府ができた。
- ④ 1993年に完全連邦化がなされた。地域政府は別の国の政府と条約を結ぶことができるようになり、各言語共同体、地域政府がそれぞれ議会と行政府を持つこととなり、現在、フランドル政府(言語共同体・地域政府)、ワロン地域政府、ブリュッセル地域政府、フランス語言語共同体、ドイツ語言語共同体がある。
- ⑤ 2001年に限定付きであるが、財政自主権が設定された。例えば、相続税は連邦徴収、一部移譲から、全て地域政府が徴収するようになった。

連邦政府は全てのベルギー人にに関するものを所管し、言語共同体は、文化、教育、学校等を所管している。地域政府は、主に交通、地域の経済政策となっている。

(税システムについて)

(連邦税)

直接税は、所得税、法人税(利益団体、非営利団体の二種類)、非居住者税(例えば、アパートによる家賃収入)がある。

間接税は、TVA、関税(全てEUに行き、25%を徴収手数料としてとる)、酒税、たばこ税があり、税率は全て同じ。EUは貿易自由化を進めているが、関税については、人員配置が必要で、コストでしかないが、EUは徴収手数料25%をあげてくれない。

所得税については連邦の直接税だが、フランドル地域政府は下げたいとして、同地域政府が下げて、その連邦の減収分を地域政府が負担して、連邦政府に払うこととしている。このための財源は、言語共同体と地域政府を一体化することの効率化によるコストカットや観光産業からの収入となっている。

税率を下げたことは非常に軽微なもので、憲法違反ではない。例えば、フランドル政府の公務員は、12ヶ月のうち、一ヶ月の収入が200～300ユーロ上がる程度の規模であるが、減税することができるという意志を示した点が大きい。

限定的課税自主権であるが、フランドル地域政府が税源移譲を求め、個人所得税でできる実績も示し、法人税も移譲させたいという動きがある。

(地域政府・市の税制)

地域政府においては、固定資産税、不動産譲渡税などがあり、市に付加税もある。テレビ・ラジオ税などもあったが、フランドル地域などでは廃止された。

地域政府は、不動産に対する税率を決めるが、実施されている税率としては、市に行く割合の方が大きい。

限定期的な自主権がある中央集権的な税制となっている。

連邦が徴収し、連邦から地域政府に交付される税は、賭博、アルコールを給仕する際の税、相続税、固定資産税、個人の不動産売却所得税(業の場合は除く)、土地の担保に対する税、ラジオテレビ税、自動車税、自動車登録税などがある(財政法第3条)。

これらは、法律で決まっている税目であるが、地域政府が税率、税の免除を決定する権限がある。例えば、ラジオテレビ税について、フランドル地域政府及びブリュッセル地域政府は廃止している。ワロン地域政府だけ課税している。ただし、課税客体は変えられない。条例で新しく税を設けることは可能であり、また、既存の税目の解釈を変更することもある。新設する際には、条例により、たとえば、浄水税、家屋を二軒以上所有している者に対する二軒目以降の建物への税などもある。具体的に、地方が税目を作ったものは、環境保護に関連するものが多い。

課税標準については、連邦などがすでに課しているものには課せないが、そうでなければ、地域政府、県、市は税を課してよいことになっている。

法律で決まっているが、地域政府、県、市は、所得税、不動産税に対しては、付加税をつけられる。税率3. 25%～6. 75%の中で決められる(財政法9条(b))。

現実には、なるべく市に決定させて、それを見ながら、県等が決める傾向にある。付加税の度合いは、財政的に豊かな自治体では、6%、財政が厳しいとより高くなる傾向であるが、市にはリミットはないので、議会を通じて民主主義で決めることになっている。ワロン地域、フランドル地域ごとといった税率の地域差はなく、それぞれの市町村等の状況による。ブリュッセル地域政府の中でも様々であり、ユックルというエリアは豊かで税率は低く、フォレという地域は低所得層が多いこともあり、比較的の税率が高くなっている。

(徴収事務について)

所得税の徴収は、国が行うこととなっており、法律上は、地方政府がやると言えばできる税目はある。フランドル地域政府が固定資産税だけ始めた。今後の権限移譲で変わる可能性もある。

(調整のメカニズム)

各レベルの政府間で二重課税を避ける仕組みとして、憲法に二重課税を行わない旨規定されている。また、実際に問題が生じたら、連邦が地域政府に指示を出せることとなっている。例えば、地域政府が国際機関に対して、条約に基づく控除を行わないとしたので、連邦が強制するとした結果、地域政府が議会を再招集して、控除を行うこととしたという例がある。ただし、法律により地域政府の権限が細かく決められているので、実際には、二重課税が起こりにくい。

改革の二段階目として調整メカニズムが導入された。税の調整のための法廷として、合憲裁判所が設けられ、税が合憲かどうかを判断する。立法、行政府から独立した存在。同裁判所の権限としては、法律が合憲でない場合、判定により法律を取り下げさせる権限、また法の廃止だけでなく、執行停止することも可能。

同裁判所への提訴は、大臣、地域政府に限定され、判決と同時に発効する。例えば、裁判があって、合法性、合憲性に疑問があって、合憲裁判所に提訴されると、その裁判は止まる。また、合憲裁判所の判決は、他の裁判所で考慮されなければならない。裁判官12名によって構成(89年法で規定)

使用言語は全て、オランダ、フランス語、場合によってドイツ語で作ることとされている。裁判長は、なるべくオランダ語又はフランス語を用いる人が同等に務めることとされる。合憲裁判所の前にも、前置されている組織がある。裁判自体は、それほど多くなく、まれである。

ベルギーの国情として、相談と妥協で進むことが多い。税に関するよくある話であり、裁判など問題が大きくなる前に非公式に調整されることが多い。

地方公共団体の税の共同徴収については、連邦が徴収するもの以外にそうした共同徴収はない。今後、地方団体同士で合意して取り組むということはあるかもしれない。

税制に関して、政治、学者、官僚の関与は、難しい課題で、ベルギーについては、豊かな国の税制といえる。今後を見守ること。よく市民により近いところが税を多く集めた方が責任が増す、という意見があるが、具体的にそれを証明してほしい。複雑で難しい問題。

(監督権の問題について)

連邦には、市、県に対する監督権はない。憲法41条、162条に自主権が規定されている。県市民の利益を越えると思われた場合は、限界があるという形である。

ある種の権限は地域、連邦、共同体が持っているものがある。

市独自の税が市民のためでない、経済政策にあっていないという場合は、経済政策を担当する地域政府が廃止できる。また、教育分野であれば言語共同体が対応するというように、各レベルの政府が権限に基づいて関与する場合がある。

また、外務省の中に、多国間条約、租税条約がどの地方レベルにあるかを決める委員会がある。政治レベルでは、外交各省間協議委員会で協議される。

その他、地域政府、県、市、連邦の権限を裁判になる前に調整する委員会もある。

(地方税の税率の傾向)

地方税の傾向として、個人所得課税はそれほどあがっていない。それほどでないだろう。ただ、商店、小売業に係る税で、市の税が2001～2005年までに29%上がっている。そのうち、ワロン地域では24%，ブリュッセル地域では40%，フランドル地域では32%の上昇となっている。

② フランドル地域政府(9/28 火 11:00-12:45)

対応者 財務省官房長 Kabinetschef Mr. Koen Algoed

- ・ 地域政府の税収は、特殊な税、賭博税、相続税等で構成されている。税収の前年度比10%増を見込んでいるが経済の成長によるもの。また、来年から自動車登録・更新税など交通税を地域が徴収することも増加要因である。地域政府は所得税附加税を課せず、市が1.7%を課している。
- ・ 言語共同体は課税しない、地域政府だけが課税している。いくつかの税目で税率を低くしたら、税収が増えた。例えば、相続税で、それまで、あまりきちんと納税されなかつたものが、税率が下げられたことで、きちんと払われるようになった。
- ・ 税収はそれほど大きくない。むしろ政策的に行っている。他のブリュッセル首都圏地域やワロン地域は比較的貧しいので求めない傾向がある。
- ・ 例えば、地域が掛けていたテレビ・ラジオ税をフランドル地域政府・ブリュッセル地域政府はやめた。テレビ・ラジオ税は定額であったので、人頭税的であり、不公平とした。一台年間50~60ユーロであり、総額で3億ユーロの税であった
- ・ 交付金が歳入の大きい部分を占めているが、フランドル地域政府で言えば、地域で納めたものが来るだけのことであり、自らでもっとコントロールしたい。
- ・ 税率設定については関与しないのが基本だが、2008年に、法人の固定資産税をあげないよう、地域の経済政策として市に指示し、企業が導入する新しい機械の税を0にし、市の減収分を補填した。規模は、4000万ユーロ／年かかる。
- ・ 所得税も減税して、補填を連邦にしており、年5500ユーロ以上の給与所得者でに減税を行った。減税・補てん規模は、2010年では、最大年150ユーロ／人で、年間75ミリオンユーロである。

地域政府の税収は、特殊な税、賭博税、相続税等で構成されている。税収の前年度比10%増を見込んでいるが経済の成長によるもの。また、来年から自動車登録・更新税など交通税を地域が徴収することも増加要因である。この他、水道会社Aquafin の民営化に伴う不動産登録税の増もある。地域政府は所得税附加税を課せず、市が1.7%を課している。

連邦政府の税金もかなり経済に左右される。少し上向きになると見込んでいる。また、連邦政府から来る交付金は簡潔な計算によるもの。

地域政府に権限を付与したので、地域の税金配分額も決まってきた。主に、消費税と所得税から構成されている。

国家制度改革で額が決まっているので、毎年増えるか減るかは景気不景気によって変わる。言語共同体に関する交付金は、経済だけでなく、文化、教育を所管することから18歳以下の人口によって配分される。景気の動向で増減するため、去年は3%減少した。

直接でなく、国家制度改革の際に、税収を国地域でどう分けるか決めた。財政力に応じて、所得税の合計にどれだけ寄与しているかによって決まる。

所得税は連邦政府が創設し、徴収する。配分は地域の寄与による。貧しい地域は連帯援助(solidaritie)で支援する仕組みもある。

1989年からこうした支援がある。2000年まで、共同体から直接支援していたが、2001年から連邦政府が支援する仕組みとなった。1997年からは、ブリュッセル地域政府も支援を受けている。ブリュッセル、ワロンが毎年10億ユーロの支援を受けている。このように、フランドル地域政府の支援が増加していたが、現在は2000年以降頭打ちで固定されたところ。毎年の所得税への貢献額で左右されていたが、2000年以降生じる差額は連邦が負担することになった。

1988年、1989年に3つ目の国家制度改革で、そういう計画となり、2000年に今の制度になった。

言語共同体の交付金は、所得税の貢献度合と18歳以下の人口という2つの要素で決められる。

フランドルは支出する方であり、1999年までは直接地域政府が支出していた。

(課税自主権について)

言語共同体は課税しない、地域政府だけが課税している。いくつかの税目で税率を低くしたら、増えたことがある。例えば、相続税で、それまで、あまりきちんと納税されなかつたものが、税率が下げられたことで、これまでよりきちんと払われるようになった。収入としてはそれほど大きくなかった。税制として、政策的に行っている。

そうした中で、より制度的な改正を求めていたが、他のブリュッセル地域政府やワロン地域政府は比較的貧しいので求めない傾向がある。

例えば、地域が掛けていたテレビ・ラジオ税をフランドル地域政府・ブリュッセル地域政府はやめた。テレビ・ラジオ税は定額であったので、人頭税的であり、不公平とした。一台年間50~60ユーロであり、総額で3億ユーロの税であった。

交付金が歳入の大きい部分を占めているが、フランドル地域政府で言えば、地域でおさめたものが来るだけのことであり、自らでもっとコントロールしたい。

地域政府は、市の課税への関与としては、所得税は連邦なので地域政府は関与しないが、固定資産税は地域政府が課税して、市に交付する。市は固定資産税には附加税を課せられる。市の税率について、地域政府は関与できない。市の税率は周辺の状況を見ながら、横並びで自然と収まっている。

税率の設定については関与しないのが基本だが、2008年に、法人の固定資産税をあげないよう、地域の経済政策として市に指示し、企業が導入する新しい機械の税を0にし、市の減収分を補填した。その財源としては、4000万ユーロ／年を要する。

また、所得税も減税して、補填を連邦にしており、給与所得者で、年5500ユーロ

以上の者について、減税を行った。減税・補てん規模は、2010年では、最大年150ユーロ／人で、年間75ミリオンユーロである。所得税の6.75%を増減することができる。

法律上は、補償なくともでき、法に規定もされていないが、連邦政府が課税し、徴収するものであり、連邦が財政的に困るから補てんしている。

(徴収手段について)

連邦が行っているが、自分たちでも行いたいと考えている。累進性は決まっているが税率を自分たちで決めたい。地域内の県市間を調整する仕組みは残る。

(行政の効率化について)

言語共同体政府と地域政府が一緒になって、議会、委員会が一つで済むようになり、コストが減り、効率化が図られた。ただ、言語共同体へ行くお金が大きくなる傾向があるところは課題である。

③ ブリュッセル市役所(9/28 火 14:00-15:30)

対応者 収入役 Mia Vermeir, Patrick van Brusselen 他 2 名

- 付加税の税率を市は定めることができるが、引上げは困難であり、ここ 10 数年同じ率となっている。所得税付加税は、地域政府が1%、ブリュッセル市が6%となっている。周辺のコムーヌと比較すると低くなっている
- ホテル税もブリュッセル市では収入が多い。ホテル税は、たいていの市で導入しており、税率は格付けの星によって異なる。一泊につき 2.15~8.75 ユーロとなっている。
- 地域政府は、市の間で税目等を調和するようアドバイスしている。例えば4年前にIT産業振興という経済的な観点から、地域政府からの指示で、パソコン一台あたりに課税していたITパソコン税を廃止した。
- 市の税率の引上げや引下げの議論は現在は特にならない。連邦や地域政府からの補助金は、それほど制約はないが、学校や安全に関する補助金などは使途が決まっている。ただ、警察に関する補助金の不足は市が負担していたり、生活保護に関する分でも同様の市の負担があり、財政は全般に健全であるが、余裕はない。
- 非市民的行動税を先日導入した。これは、ゴミを早く出しすぎたり、遅く出したりするなどの市内美化に反する行動について、課税するもの
- 地域政府への権限移譲の方向は歓迎している。現在、固定資産税の制度は連邦が所管しているのでいろいろと時間もかかり、権限移譲でより迅速な対応が可能となるのではないかと思う。

(市税の状況)

連邦政府が所得税、固定資産税を定めており、市は付加税を定めることができる。付加税の税率を市は定めることができるが、引上げは困難であり、ここ 10 数年同じ率となっている。所得税付加税は、地域政府が1%、ブリュッセル市が6%となっている。周辺のコムーヌと比較すると低くなっている。

固定資産税は評価額の 37.5%となっている。地域政府は 1.25%となっている。税収の中では事業所の面積に応じた市独自の税が大きい。また、ホテル税もブリュッセル市では収入が多い。ホテル税は、たいていの市で導入しており、税率は格付けの星によって異なる。一泊につき 2.15~8.75 ユーロとなっている。

他の税目は種類は多いが、税収としては多くない。また、収入確保だけではなく、政策手段として導入されているものもある。使われていない建物に課す税や、風俗関係などの店にも掛けるといったものがある。

一方で、やめた税は駐車税がある。これまで税として徴収して、レッカー会社へ手数料として支払っていたが、その手続きが煩雑であるため、税は廃止し、直接レッカー会社に支払う形とした。

連邦が徴収した税は、毎月振り込まれることになっている。市独自の税は自分で徴

収することとなっている。

(市税担当部局)

ブリュッセル市の税関係部局は、3セクションあり、課税担当・徴収担当・争訟担当に別れている。納税義務者は6ヶ月以内に申し立て可能。申し立てについては、事務部局が整理、市長、市議会議員から選ばれた評議員からなる特別な機関で決定することとなっている。

税務担当職員は、3セクションで25名。市全体では事務職員は約3000名で、その他、教師が約4000名で、警察は周辺コミュニーンと合同で設置しており、約3000名。(消防は地域政府の所管)

異動は本人の希望を元にするので税に関する部署に長く勤務する傾向がある。

税務行政の課題としては、市独自に行う徴収を迅速に行うことと、納税者からの申立てへの対応に時間がかかっている面があるので、その短縮は課題と考えている。

税収は10年間安定的に推移していて、若干収入が微減しているが、所得税収は安定している。

税率を上げることには慎重であり、また、他政府がかけていない税目については、課税することができる。

地域政府は、市の間で税目等を調和するようアドバイスしている。例えば4年前にIT産業振興という経済的な観点から、地域政府からの指示で、パソコン一台あたりに課税していたITパソコン税を廃止した。

市独自税の導入にあたっては、他レベルの政府との調整として、まず地域政府の承認を得ることが必要であり、その手続きの中で調整される。地域政府はあくまでアドバイスであるが、強く求められる。その場合、減収分については補填される。これまで税の廃止に関して争いになったことはない。

減収分の補てんは義務ではないが、補てんがなかったら市は税を止められない。

(市の歳入構成)

歳入約6.5億ユーロのうち、税が、36%でうち、連邦が徴収する付加税が27.72%、市が徴収する税が8.23%。その他、50%近くが補助金などで、うち連邦からの補助金が15.73%、地域政府からの補助金が6.98%、言語共同体からの学生一人当たりの教育関係の補助金が21.51%。その他、借り入れが3.34%、行政サービスの対価駐車料金や公営住宅家賃、保育料や、民営化した公的金融機関のデクシア(Dexia)の株式の配当などの歳入が6.86%ある。

(課税自主権の発揮について)

市の税率の引上げや引下げの議論は現在は特はない。連邦や地域政府からの補助金は、それほど制約はないが、学校や安全に関する補助金などは使途が決まっている。ただ、警察に関する補助金の不足は市が負担していたり、生活保護に関する分でも同様の市の負担があり、財政は全般に健全であるが、余裕があるわけ

ではない。

また、観光に関する新税などの議論はないが、非市民的行動税を先日導入した。これは、ゴミを早く出しすぎたり、遅く出したりするなどの市内美化に反する行動について、課税するもので、比較的人口の大きな市で導入されている。反対する人は自分のゴミではないなどと抗議するが、環境は改善されてきた。ただ、徴収のための、パトロールなどコストがかかり、あまり税収は期待されないが、目的は市内美化なのでやむを得ないものと考えている。

市民の税に関する評価は、前述の非市民行動税には反対もあるが、駐車税なども批判が強かった。

(地方化の動きについて)

地域政府への権限移譲の方向は歓迎している。現在、固定資産税の制度は連邦が所管しているのでいろいろと時間もかかり、権限移譲でより迅速な対応が可能となるのではないかと思う。

○ 参考文献等

- ・「イタリアの地方制度と分権政策：州の変遷と 2001 年憲法改正」(2009) 中央大学法学部教授 工藤裕子
- ・ Tax revenue statistics website (Italian Ministry of Economy and finance)
http://www.finanze.gov.it/export/finanze/Per_conoscere_il_fisco/studi_statistiche/index
- ・ Sub-central taxation legislation website: (Italian Ministry of Economy and finance)
http://www.finanze.gov.it/export/finanze/Per_conoscere_il_fisco/studi_statistiche/index
- ・ <http://www.federalismi.it/>
- ・ “Structure and operation of local and regional democracy—Italy situation in 1999”, Report adopted by the Steering Committee on Local and Regional Democracy (CDLR) in December 1999
- ・ Italy in Figures 2009, Istat
- ・ “Financing Regions And Communities In Belgium : The Way Forward” Dirk Heremans, Theo Peeters, Annelore Van Hecke, CES and VIVES, KULeuven
- ・ “Ville de Bruxelles Stad Brussel Rapport Verslag Budget Begroting 2010”
- ・ EU sub-national governments: 2008 key figures 2009/2010 Ed., DEXIA
- ・ Network on fiscal relations across level of governments, which operates comparison and studies on this topic.
<http://www.oecd.org/dataoecd/55/31/44797240.pdf>
- ・ Network website
<http://www.oecd.org/ctp/federalism>
- ・ “Revenues Statistics”: Tax Revenues Data in OECD in
http://www.oecd.org/document/4/0,3343,en_2649_34533_41407428_1_1_1,1,00.html
- ・ “Taxation trends in the European Union”
http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/gen_info/economic_analysis/tax_structures/index_en.htm
- ・ “Taxes in Europe Database”
http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/gen_info/info_docs/tax_inventory/index_en.htm

○ 參考資料

- “A Focus on the taxing power of the Italian Regions”, Rome, 23th Sept. 2010, Ministry of Economy and Finance, Italy
- “Developments in the Member States Italy and Belgium”, eurostat European Commission, Taxation and Customs Union
- “A Focus on the taxing power of the Italian Regions”, Rome, 23th Sept. 2010, Ministry of Economy and Finance, Belgium
- “Tax Survey” Nr.22 2010 Research and Information Department Federal Public Service Finance pp.5,7,111–1197

ITALY	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
A. Structure of revenues										
Indirect taxes	15.2	14.7	14.7	14.3	14.3	14.4	15.1	15.0	14.0	12 220.6
VAT	6.5	6.3	6.2	5.9	5.9	6.0	6.3	6.2	5.9	26 92.8
Excise duties and consumption taxes	2.6	2.5	2.3	2.4	2.3	2.2	2.2	2.1	1.9	27 30.4
Other taxes on products (incl. import duties)	2.7	2.5	2.6	2.5	2.9	2.8	3.0	3.0	3.0	3 46.9
Other taxes on production	3.4	3.5	3.6	3.5	3.3	3.5	3.6	3.7	3.2	3 50.5
Direct taxes	14.5	14.8	14.1	14.7	13.9	13.4	14.4	15.1	15.4	6 241.9
Personal income	11.5	11.0	10.7	10.6	10.5	10.5	11.0	11.4	11.7	5 184.3
Corporate income	2.4	3.2	2.7	2.3	2.4	2.3	2.9	3.3	3.2	12 49.6
Other	0.6	0.6	0.7	1.8	1.1	0.6	0.5	0.5	0.5	18 7.9
Social contributions	12.1	12.0	12.1	12.3	12.3	12.5	12.5	13.0	13.4	9 210.3
Employers'	8.4	8.3	8.4	8.7	8.6	8.8	8.7	8.9	9.1	5 143.7
Employees'	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	2.4	19 37.4
Self- and non-employed	1.4	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.6	1.8	1.9	6 29.2
Less: amounts assessed but unlikely to be collected	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
TOTAL	41.9	41.5	40.4	41.1	40.4	40.4	42.0	43.1	41.9	6 392.3
Cyclically adjusted total tax to GDP ratio	41.2	40.7	40.5	41.5	40.4	40.2	41.1	41.6	41.9	
B. Structure by level of government										
Central government	55.6	55.1	54.0	53.5	53.2	52.5	54.1	53.5	52.7	18 354.7
State government ²⁾	n.a.	n.a. n.a.								
Local government	14.4	14.9	15.5	16.0	15.8	15.8	15.5	15.7	15.3	6 102.8
Social security funds	28.9	28.8	29.6	29.8	30.4	31.0	29.7	30.1	31.2	14 210.2
EU institutions	1.2	1.3	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.8	19 5.1
C. Structure by economic function										
Consumption	10.9	10.4	10.2	9.9	10.0	10.0	10.4	10.2	9.8	26 154.1
Labour	19.9	20.2	20.2	20.3	20.1	20.4	20.5	21.2	21.6	8 340.0
Employed	17.9	18.0	18.1	18.2	18.0	18.2	18.3	18.8	19.2	9 301.3
Paid by employers	10.0	10.1	10.2	10.4	10.3	10.5	10.5	10.7	10.8	4 169.3
Paid by employees	7.9	7.9	7.9	7.8	7.7	7.7	7.8	8.1	8.4	13 131.9
Non-employed	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.4	2.5	7 38.7
Capital	10.9	10.9	10.5	11.1	10.5	10.0	11.2	11.7	11.4	3 178.7
Capital and business income	8.3	8.4	7.6	8.5	7.7	7.4	8.4	8.9	8.9	3 139.7
Income of corporations	2.9	3.7	3.1	3.5	3.1	2.9	3.5	3.9	3.7	6 58.5
Income of households	2.1	1.4	1.3	1.1	1.1	1.2	1.4	1.4	1.4	3 22.7
Income of self-employed (incl. SSC)	3.3	3.3	3.2	3.8	3.5	3.3	3.5	3.6	3.7	1 58.4
Stocks of capital / wealth	2.6	2.5	2.8	2.6	2.8	2.6	2.7	2.5	2.5	9 39.1
D. Environmental taxes										
Environmental taxes	3.1	3.0	2.8	2.9	2.8	2.7	2.7	2.6	2.4	14 38.2
Energy	2.6	2.4	2.3	2.4	2.2	2.2	2.2	2.1	1.9	12 29.9
Of which transport fuel taxes	:	:	:	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	13
Transport (excl. fuel)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	15 7.8
Pollution/resources	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17 0.5
E. Implicit tax rates										
Consumption	17.9	17.3	17.1	16.6	16.8	16.7	17.3	17.2	16.4	25
Labour employed	42.2	42.1	42.0	41.9	41.6	41.3	41.1	42.6	42.8	1
Capital	29.5	29.0	29.1	31.5	29.8	29.5	33.8	35.3	35.3	
Capital and business income	22.4	22.4	21.2	24.1	21.8	21.7	25.5	27.0	27.6	
Corporations	19.2	23.6	20.9	24.6	21.3	20.7	27.0	30.0	31.5	
Households	16.7	14.4	14.1	16.1	15.0	15.1	16.5	16.8	17.4	
Real GDP growth (annual rate)	3.7	1.8	0.5	0.0	1.5	0.7	2.0	1.6	-1.0	

See Annex B for explanatory notes. For classification of taxes please visit: <http://ec.europa.eu/taxtrends>

1) The ranking is calculated in descending order. A "1" indicates this is the highest value in the EU-27. No ranking is given if more than 10 % of data points are missing.

2) This level refers to the *Länder* in AT and DE, the *gewesten en gemeenschappen / régions et communautés* in BE and *comunidades autónomas* in ES.

n.a. not applicable; ; not available

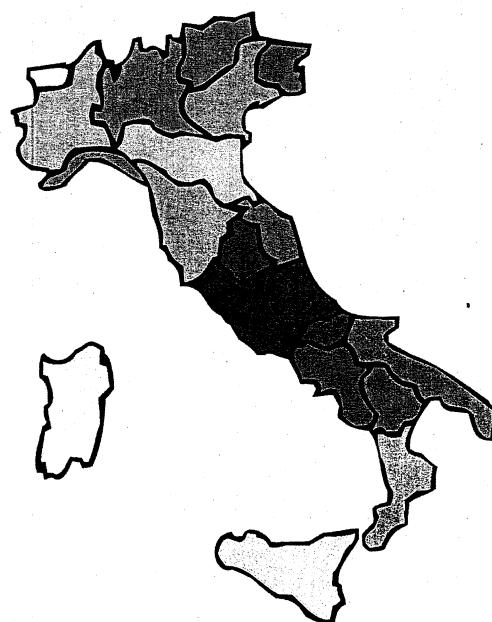
Source: Commission services

"A focus on the taxing power of the Italian Regions"

Rome, 23th September 2010

The Italian federalism: territorial political subdivisions

- 20 Regions
(5 with Special Statute)
- 110 Provinces
- 8100 Municipalities



The Italian federalism: main chronological steps

- 1948: Constitution
- 1993-97: institution of new local taxes
- 1997: devolution to Regions of functions and resources
- 2001: Constitutional Reform (Title V)
- 2001-2009: "continuous lack of implementation" of the fiscal federalism
- 2009: legislative framework for implementation of the fiscal federalism

3

The legislative competences of the Regions (Art. 117 Const.)

1948 Constitution:

- General attribution of competences to the State
- Concurrent competences in listed matters (*State*: general principles; *Regions*: implementing legislation)
- Attribution of exclusive competences to Regions with Special Statute in listed matters
- Parallelism between legislative and administrative competences (with faculty to transfer competences to Provinces and Municipalities)

4

The legislative competences of the Regions (Art. 117 Const.)

2001 Constitutional Reform:

- Exclusive competences of the State in listed matters (i.e.: defence, foreign policy, immigration, competition, administrative and judicial organization, etc.)
- Concurrent competences State/Regions in some listed matters: *State*: general principles; *Regions*: implementing legislation (i.e.: trade, education, health protection, seaports and airports, innovation for enterprises, etc.)
- Residual competences of the Regions (non-listed matters)
- General attribution of administrative powers to Municipalities (with faculty to transfer them to Provinces, Regions or State)

5

The distribution of competences in tax matters (new Art. 117 Const.)

- Exclusive competences of the State on the "general tax system of the State" and the "equalization" system
- Concurrent competences State/Regions on the "coordination of the tax system" (with attribution to the State of the power to establish "fundamental principles")
- Exclusive competence of the Region on tax matters not explicitly attributed to the State, upon some conditions:
 - the taxes must be related to the territory of the Region
 - the taxes cannot entail restrictions to free circulation of persons and goods

6

The fiscal federalism (Art. 119 Constitution)

- "Financial autonomy" (revenues and expenditures) for Regions, Provinces and Municipalities
- Attribution of autonomous resources: own taxes, share of State revenues relating to the regional territory
- Equalization fund, for territories with less fiscal capacity per inhabitant
- Autonomous resources shall allow to entirely finance the functions attributed to Regions, Provinces and Municipalities
- Faculty to assign to local entities additional resources or special contributions to achieve specific objectives (economic development, cohesion, social solidarity)

7

The Italian fiscal federalism: evolution and current structure

- Predominance of financial transfers from the State (1948-92)
- Progressive establishment of new taxes by State legislations to finance the exercise of regional and local functions (1993-97)
- Lack of implementation of new article 119 Const. by the national legislator: as consequence, absence of "authentic" own Regional taxes, i.e. established by the Regions (2001-2009)

Meanwhile, the Constitutional Court has stated that Regions cannot:

- introduce new taxes without State legislation on principles of coordination of the tax system
- establish own taxes with the same basis of national taxes
- legislate on existing regional taxes established by State legislation

These restrictions do not apply to Regions with Special Statute

8

Regional and local revenues: current situation

- (authentic) own local taxes (not any today, with few minor exceptions)
- local taxes established by State legislation, with faculty for local entities to regulate the implementing provisions
- share of the revenues from State taxes relating to the territory
- financial transfers (equalization fund, special contributions, etc.)

9

Main local taxes established by State legislation

Regions:

- Regional tax on productive activities (IRAP)
- Annual Circulation Tax
- Regional surtax on State personal income tax (IRPEF)
- Regional tax on waste disposal

Provinces:

- Car registration tax
- Surtax on tax on consumption of electricity
- Tax on circulation insurances

Municipalities:

- Municipal surtax on State personal income tax (IRPEF)
- Municipal tax on immovable properties (abolished in 2008 for the main dwelling)
- Municipal tax on waste disposal
- Municipal tax on advertising in public areas
- Municipal tax on occupancy of public areas

10

Structure of the regional budget: revenues from regional taxes

Year 2007 – Amounts in EUR million (Source: ISTAT)

<i>Regional taxes</i>	
IRAP	77.662
Circulation tax	40.931
Surcharge on personal income tax	4.647
Excises on fuel	7.420
Regional tax on waste disposal	1.923
	217
<i>Provinces and Municipalities</i>	23.892
Car registration tax	1.290
Surtax on tax on consumption of electricity	1.469
Tax on circulation insurances	2.130
Municipal surtax on State personal income tax	2.240
Municipal tax on immovable properties	11.436
Municipal tax on advertising in public areas	411
Others	3.399

11

Regional taxes (examples): IRAP

Regional tax on productive activities (IRAP):

- Levied on the value of business production relating to the territory of the Region
- Regions can modulate the rate between 3.9% and 4,82% of the tax base and grant exemptions or incentives to certain categories of taxpayers
- The room of manoeuvre may be restricted in situation of regional budgetary deficit (automatic application of the maximum rate)
- Represents more than 50% of the total tax revenues of the Regions.

12

Regional taxes (examples): regional surtax on IRPEF

Regional surtax on personal income tax:

- **Mandatory component:** established by State legislation, which sets also the range for the rates applicable to the optional component
- **Optional component:** Regions can modulate the rate level (between 0.9% 1.4%)
- Represents 7% of the total revenues from taxes attributed to the Regions

13

Regional sharing of State taxes

■ VAT

A quota of VAT revenues is attributed to Regions (44.7% of total VAT revenues of the previous year) and:

- in part is distributed between Regions on the basis of indicators of final consumptions
- in part finances the equalization fund

■ Excises on fuel

A quota of excises revenues on fuel is attributed to Regions and distributed on the basis of effective regional consumption

14

Limits to regional taxing powers and expenditure

- Coherence with the national tax system
- Need to comply with EU legislation and international agreements
- Constitutional principle of balancing of accounts
- Need to contribute to national budgetary objectives (*Domestic Stability Pact*)

15

Structure of the regional budget

<i>Revenues</i>	%	<i>Expenditures</i>	%
Regional sharing of VAT	34.3		
IRAP	30.0	Healthcare	66.0
Excises on fuel	1.7		
Specific and EU contributions	11.0	Specific expenditures	11.0
Surtax on IRPEF	4.7		
Circulation tax	4.7	Autonomous expenditures	23.0
Equalization fund	8.9		
Regional own taxes	4.7		
Total	100	Total	100

Law 42/2009: framework for implementation of the fiscal federalism

General principles:

- Enhanced financial responsibility of Regions
- Correspondence between resources and expenditures within the regional territory
- Shift (in 5 years) from "historical cost" to "standard cost" as method to identify the financial requirements needed to finance the essential functions of the Regions
- Involvement of local institutions in the fight against tax evasion
- Incentives and sanctions linked to the regional/local budgetary discipline

17

Law 42/2009: classification of regional taxes and expenditures

Taxes:

- own taxes, established by the Regions
- taxes established by State legislation whose revenues are attributed to Regions ("derived financing")
- regional surtaxes on State taxes

Expenditures:

- expenditures for essential functions (healthcare, education, social assistance): fully financed by derived financing, regional surtax on IRPEF, sharing of VAT, equalization fund
- autonomous expenditures (not linked to essential functions): financed by own taxes, derived financing, regional surtaxes, equalization fund
- Expenditures financed by special and EU contributions¹⁸

Law 42/2009: principles and limits of the regional taxing power

Principles:

- territoriality
- progressiveness
- simplification
- coherence of regional taxes with the general tax system
- faculty to modulate rates and grant exemptions/deductions on regional taxes established by State legislation
- faculty to modulate rates of regional surtaxes on State taxes

Limits:

- (enhanced) coordination to achieve national budgetary targets:
Convergence Plan (with the existing *Standing Conference State/Regions*)

19

Perspectives: outstanding issues

- **Which new resources?**: increased sharing of VAT and excises (distribution on the basis of the principle of effective collection)
- **Which new regional and local taxes?**:
 - on immovable properties (registration or inheritance, flat tax on houses rentals)
 - targeted tax (on specific goals)
 - on tourism
 - on specific services to citizens
 - on road mobility

20

BELGIUM		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
% of GDP Ranking ¹ €bn											
A. Structure of revenues											
Indirect taxes	13.7	13.2	13.2	13.3	13.4	13.5	13.7	13.3	13.1	14	45.2
VAT	7.2	6.9	6.9	6.8	6.9	7.1	7.1	7.1	7.0	21	24.1
Excise duties and consumption taxes	2.4	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.2	2.2	2.1	25	7.1
Other taxes on products (incl. import duties)	2.2	2.2	2.1	2.2	2.2	2.3	2.4	2.4	2.3	6	7.8
Other taxes on production	1.9	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.9	1.6	1.8	8	6.1
Direct taxes	17.5	17.7	17.5	17.1	17.4	17.5	17.2	17.0	17.2	5	59.4
Personal income	13.2	13.5	13.3	13.0	12.9	12.9	12.3	12.2	12.6	4	43.5
Corporate income	3.2	3.1	3.0	2.9	3.1	3.2	3.6	3.5	3.3	11	11.5
Other	1.1	1.1	1.2	1.2	1.4	1.4	1.2	1.2	1.3	5	4.4
Social contributions	13.9	14.1	14.3	14.2	13.9	13.6	13.5	13.6	13.9	7	48.0
Employers'	8.3	8.5	8.6	8.6	8.4	8.2	8.2	8.2	8.4	8	29.0
Employees'	4.3	4.5	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.2	4.2	8	14.6
Self- and non-employed	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	10	4.5
Less: amounts assessed but unlikely to be collected	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
Total	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	3	138.9
Cyclically adjusted total tax to GDP ratio	44.1	44.7	45.1	45.2	44.7	44.6	43.7	42.4	43.0		
B. Structure by level of government											
											% of total taxation
Central government	36.8	34.9	34.8	33.6	32.8	32.1	31.6	30.3	29.6	27	45.2
State government ²⁾	22.9	24.3	23.1	24.1	23.6	24.1	24.1	24.4	24.7	1	37.7
Local government	4.3	4.6	4.9	5.2	5.0	5.0	5.1	5.3	4.6	18	7.0
Social security funds	34.3	34.6	35.8	35.8	37.4	37.6	38.0	38.7	39.9	3	60.8
EU institutions	1.7	1.6	1.3	1.4	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	4	1.9
C. Structure by economic function											
											% of GDP
Consumption	11.3	10.9	10.9	10.9	11.0	11.1	11.2	10.9	10.7	20	36.7
Labour	24.2	24.7	24.8	24.6	24.0	23.8	23.0	23.0	23.6	4	81.3
Employed	22.2	22.6	22.7	22.4	22.2	21.9	21.3	21.3	21.8	3	75.2
Paid by employers	8.3	8.5	8.6	8.6	8.4	8.2	8.2	8.2	8.4	10	29.0
Paid by employees	13.9	14.2	14.1	13.8	13.8	13.7	13.1	13.0	13.4	2	46.2
Non-employed	2.0	2.1	2.1	2.1	1.8	1.8	1.7	1.7	1.8	9	6.1
Capital	9.5	9.4	9.3	9.2	9.7	9.9	10.1	10.0	10.0	6	34.6
Capital and business income	6.2	6.1	5.9	5.7	5.9	6.2	6.4	6.3	6.3	8	21.8
Income of corporations	3.2	3.1	3.0	2.9	3.1	3.3	3.5	3.5	3.3	13	11.5
Income of households	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	16	2.1
Income of self-employed (incl. SSC)	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.4	5	8.2
Stocks of capital / wealth	3.4	3.3	3.4	3.5	3.8	3.7	3.8	3.7	3.7	3	12.8
D. Environmental taxes											
											% of GDP
Environmental taxes	2.3	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	23	6.8
Energy	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	26	4.3
Of which transport fuel taxes	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1	24	
Transport (excl. fuel)	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	12	2.0
Pollution/resources	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	7	0.5
E. Implicit tax rates											%
Consumption	21.8	20.9	21.4	21.4	22.1	22.3	22.5	22.1	21.2	11	
Labour employed	43.6	43.3	43.3	43.1	43.8	43.6	42.5	42.4	42.6	2	
Capital	29.6	29.5	30.7	31.6	32.7	32.8	33.1	31.8	32.7		
Capital and business income	19.1	19.2	19.5	19.5	20.0	20.6	20.8	20.1	20.6		
Corporations	24.4	24.2	23.2	22.3	22.0	22.0	22.7	20.9	21.4		
Households	12.9	13.0	13.8	14.2	14.9	15.6	15.2	15.3	15.7		
Real GDP growth (annual rate)	3.7	0.8	1.4	0.8	3.2	1.8	2.8	2.9	1.0		

See Annex B for explanatory notes. For classification of taxes please visit: <http://ec.europa.eu/taxtrends>

1) The ranking is calculated in descending order. A "1" indicates this is the highest value in the EU-27. No ranking is given if more than 10 % of data points are missing.

2) This level refers to the *Länder* in AT and DE, the *gewesten en gemeenschappen*/régions et communautés in BE and *comunidades autónomas* in ES.

n.a. not applicable; : not available

Source: Commission Services

Personal Income Tax				
Legal base	Income Tax Code 1992, articles 3-178. Law of 10.08.2001 (BOJ 20.09.2001) with reform of personal income tax.			
Who sets	the tax rate	the tax base	reliefs	Central authority (*)
	Central authority	Central authority		Central authority (*)
Beneficiary	(*) Comments about reliefs: lump sum credit granted by the Flemish Region			
Central authority	Regional authority (*)			
	Local authority (**)			
	Social security			
	Others (***)			
	Securitisation since 2005-2006 (for withholding tax on earned income, assessment rolls and fines and miscellaneous)			
	(*) A substantial part of the revenue is earmarked and transmitted to regional authorities (Regions and Communities).			
	(**) Municipal surtaxes are calculated at rates specific to each municipality.			
	(***) Since 2005 a small amount has been allocated to the "household fuel oil fund" and since 2007 another small amount has been allocated to the "Fonds MEVA / MMA-Fonds", i.e. the "environmental measures relating to motor vehicles" fund.			
	Since 2009, part of the withholding tax on earned income has gone to the alternative financing of social security.			
	Remark: Regional tax rebates have been introduced in the Flemish Region (applicable from income year 2007 onwards).			
Tax collector	Federal Public Service Finance			
Tax revenue	2009 tax revenue in millions of euro		Tax revenue as % of GDP	Tax revenue as % of total tax revenue (*)
	Withholding tax on earned income	37,586.5		
	Advance payments	1,691.7		
	PIT assessment roll	-5,399.1		
	Non-resident PIT assessment	(on		
	Others (fines and miscellaneous)	119.3		
	Special social security contribution	75.30		
		261.56		
TOTAL PIT	34,335.26		10.2%	39.9%

(*) Total tax revenue levied by the Federal State and by the Flemish Region (for the withholding tax on real estate)

Withholding tax on real estate			
Legal base	Income Tax Code 1992, article 7 to 16, 251-260ter and 471-504.		
For rates:	<ul style="list-style-type: none"> - Decree 22.10.2003 (BOJ 19.11.2003), 27.04.2006 (BOJ 15.05.2006) and 10.12.2009 (BOJ 23.12.2009) for the Walloon Region; - Decree 19.12.2003 (BOJ 31.12.2003) for the Flemish Region; - Order 08.12.2005 (BOJ 02.01.2006) for the Brussels-Capital Region. 		
Who sets	the tax rate	the tax base	reliefs
Beneficiary	Regional authority	Regional authority	Regional authority
Comments:	The local surtax is a multiple of the revenue perceived by regional authorities. Both provinces and municipalities receive surtaxes.		
Tax collector	<p>The withholding tax on real estate is not levied in the same way in the different Regions. Since 1999, the withholding tax on real estate has been levied by the Flemish Region itself. As far as the Walloon Region and the Brussels-Capital Region are concerned, the tax is still levied by the Federal State.</p>		
Tax revenue	2009 tax revenue in millions of euro	Tax revenue as % of GDP	Tax revenue as % of total tax revenue
	125.2	0.04%	0.15%

CHAPTER FIVE WITHHOLDING TAX ON REAL ESTATE

What is new?

- *In the Walloon Region: introduction of a reduced rate of withholding tax on real estate for passive houses; more restrictive conditions in the framework of the rebate for unproductiveness and in the framework of the reduction for modest dwelling.*
- *In the Brussels-Capital Region: the application of the reduced rate of withholding tax on real estate to social dwellings has been extended.*
- *In the Flemish Region: partial exemption in case of demolition work in order to build a replacing construction.*

5.1. Tax base, rates and surcharges

The rate of the withholding tax on real estate income is based on the index-linked cadastral income. For income earned in 2010, the index coefficient is the same as in 2009 because indexation has been frozen. It has been set at 1.5461.

The rate of the withholding tax on real estate income includes the basic rate and the provincial and municipal surcharges.

The Regions are competent to determine the basic rate and the exemptions in respect of that withholding tax. The applicable rates are the following:

Table 5.1.
Rates of withholding tax on real estate

	Flemish Region	Walloon Region	Brussels-Capital Region
Basic rate	2.5	1.25	1.25
Social dwelling	1.6	0.8 (b)	0.8 (e)
Material and equipment	1.95 (a)	1.25 (c)	1.12 (f)
Passive houses		reduced rates (d)	

In the Flemish Region:

- (a) For income earned in 2010, the rate is the same as in 2009 because of a frozen indexation and its impact on the coefficient used to calculate this rate.
The rate amounts to 2.5% multiplied by a coefficient obtained by dividing the average of the price indices of 1996 by the average of the price indices of the year preceding the year in which the income was received, which resulted in a rate of 1.95 for income earned in 2009.

In the Walloon Region:

- (b) The reduced rate of 0.8% applies to houses belonging to the SRWL (a regional housing board), to companies recognised by it and to houses belonging to the FLFNW (a cooperative housing company with limited liability). This rate also applies to dwellings leased or managed by a real estate manager in conformity with the Walloon Housing Code (e.g. by a social real estate agency).

- (c) The 1.25% rate applies to the cadastral income indexed until 2002. The indexation has been frozen since 1 January 2003.

- (d) As from tax year 2010, a reduced rate temporarily applies to real estate renewed in order to convert it into a passive house. The rate amounts to 0.25% for the first tax year following the year during which it is established that the dwelling is a passive house. For the second, third and fourth tax years, the reduced rate amounts respectively to 0.5%, 0.75% and 1%. As from the fifth tax year, the normal rate of 1.25% applies again.

In the Brussels-Capital Region:

- (e) As from 1 January 2010, the application of the reduced rate of 0.8% has been extended to the building (or part of the building) put on lease by social real estate agencies located in the Brussels-Capital Region.
- (f) For income earned in 2010, the rate is the same as in 2009 because of a frozen indexation and its impact on the coefficient used to calculate this rate.
The 1.25% rate is multiplied by a coefficient obtained by dividing the average of the price indices of 2004 by the average of the price indices of the year preceding the tax year, which resulted in a rate of 1.12 for income earned in 2009. This amounts to freezing indexation as from 1 January 2005.

All these rates are to be increased by the provincial and municipal surcharges. If the basic rate is 1.25%, for instance, then a surcharge of 3,000 centimes will generate an additional rate of 37.5%, the total rate of the withholding tax on real estate thus amounting to 38.75%.

5.2. Reductions, rebates and exemptions for built real property

5.2.1. Common provisions

- Is not chargeable to withholding tax on real estate income, the cadastral income of:
- immovable property or parts of immovable property used, outside any profit seeking, for education or for the establishment of hospitals, rest homes and holiday homes for children or elderly people,
- immovable property used by foreign states for the establishment of their diplomatic or consular missions,
- immovable property that belongs to the national domain, yields no profit by itself and is used for a public service or a service of public utility.

5.2.2. Flemish Region

REDUCTION FOR A MODEST DWELLING

A reduction is granted for the dwelling which is, according to the population register, the main residence of the taxpayer where the **non-indexed** cadastral income of the taxpayer's global real estate situated in the Flemish Region does not exceed 745 euro. The standard rate of this reduction is 25%.

In the case of the construction of a new dwelling house or the acquisition of a newly built dwelling house, the reduction amounts to 50% during the first five years in which the withholding tax on that real estate is due. The taxpayer is not granted this increased reduction if he has received a subsidy for the construction or the acquisition of that dwelling house.

REBATE FOR DEPENDENTS

Rebates for dependents are granted as a lump sum and are independent of the concept of "dependent children" used in respect of personal income tax. In order to entitle to this rebate, a child must entitle to child benefits and be part of the household in 1 January of the tax year. A disabled child counts for two.

These rebates are granted, from two children onwards, according to the following scale.

Table 5.2.

Rebate of withholding tax on real estate income for dependents – Flemish Region

Number of children taken into consideration	Total amount of the rebate (in euro)
2	6.90
3	10.93
4	15.30
5	20.06
6	25.16
7	30.65
8	36.51
9	42.73
10	49.35

Ministerial Decree of 2 April 2010 (BOJ of 9 April 2010).

These rebates apply to withholding tax on real estate due to the Region and thus have to be multiplied by the rate of the surcharges.

Example

Cadastral income: 1,000 euro	
Surcharges: 3,000	
Dependent children: 2	
Computation withholding tax on real estate due to Region: $(1,000 \times 0.025) - 6.90 =$	18.10
Computation withholding tax due to local authorities: $18.10 \times 30 =$	543.00
Total withholding tax:	561.10

DISABILITY AND INFIRMITY

War invalids are granted a 20% rebate.

The rebate for disabled people (110) (other than children) is granted as if the disabled were children. A family with one (not disabled) child and a disabled adult, is entitled to a rebate of the withholding tax on real estate for a disabled person, which is equal to the rebate for two (not disabled) children (see Table 5.2).

REBATE FOR UNPRODUCTIVENESS

The rebate for unproductiveness is granted proportionally to the period of non-occupation or unproductiveness of the property. In order to entitle to this proportional rebate, the unproductiveness or non-occupation must be of not less than 90 days in the year. The rebate stops being granted as soon as the period of unproductiveness exceeds 12 months combined over the current and the previous assessment period. So, in order to entitle to the proportional rebate, the period of unproductiveness must be of not less than 90 days and not more than 12 months.

This limitation does not apply to built real property which is the object of an expropriation project, to real property with a social or cultural end and which are renovated or transformed on behalf of a public body by social housing agencies. It does not apply either where the taxpayer is unable to exercise his right in rem because of a disaster or because of a case of force majeure.

REDUCTION ON ENERGY SAVING BUILDINGS

Since tax year 2009, a new reduction of the withholding tax on real estate for energy saving buildings has been introduced in the Flemish Region.

This reduction applies to the following three building categories:

- a dwelling house with an energy level (E-level) of maximum E60 on 1 January of the tax year;
- a building other than a dwelling house (e.g. an office) with an E-level of maximum E70 on 1 January of the tax year;
- a building (dwelling house or other) with an E-level of maximum E40 on 1 January of the tax year.

The E-level of the building is mentioned in an energy report – or EPB-report (111) – which must be drawn up for each new construction.

The reduction amounts to 20% of the withholding tax for the first two categories and to 40% for the third category. It is granted for a period of ten years and can be combined with the rebates for dependents, for a modest dwelling house and for disability and infirmity (112).

EXEMPTIONS

- Is exempted from the withholding tax in the Flemish Region, the cadastral income of:
 - under certain conditions, real estate used for facilities and/or services for elderly people;
 - real estate that is within the scope of the forest decree of 13 June 1990, and that is recognised as a nature reserve or as a forest reserve.

Moreover, two other exemptions are in force: the first is granted where premises used for commercial purposes are converted into dwelling houses; the second is granted in respect of renovation of houses unfit for human habitation (partial exemption limited to the part of the CI exceeding the CI fixed before the start of the renovation work) or in case of demolition work in order to build a replacing construction. Both exemptions are granted for three or five years but they cannot be granted concurrently.

5.2.3. Wallonia Region

Since 2004, the rebate of withholding tax on real estate has been applied to only one dwelling, to be designated by the taxpayer. Only the reduction for a modest dwelling is still expressed as a percentage of the cadastral income. The other reductions are lump sums, applied to the global withholding tax on real estate, i.e. provincial and local surcharges included.

REDUCTION FOR A MODEST DWELLING

A reduction is granted for the dwelling which is the taxpayer's sole dwelling on 1 January of the tax year and which is personally occupied by the taxpayer on the same date, where the **non-indexed** cadastral income of the taxpayer's global real estate located in Belgium does not exceed 745 euro.

To determine whether the dwelling is or not the sole dwelling, the real estate located in Belgium or abroad must be taken into consideration, with the exclusion of certain dwellings (other dwellings of which the owner is only bare owner, dwellings for which the taxpayer has actually granted his right in rem, dwelling which is not personally occupied because of legal or contractual obstacles, or because of the progress of building or renovation work).

The standard rate of the reduction for a modest dwelling is 25%. It is not granted in respect of the part of the dwelling house that is used for the purpose of a trade or business, where that part exceeds one fourth of the cadastral income of the dwelling house.

In the case of the construction of a new dwelling house or the acquisition of a newly built dwelling house, the reduction amounts to 50% during the first five years in which the withholding tax on that real estate is due. The taxpayer is not granted this reduction if he has received a subsidy for the construction or the acquisition of that dwelling house.

110 People suffering from a handicap of at least 66% due to one or several complaints.
111 "EPB-regulations" means regulations relating to energy performance in buildings.

112 For further information about the new reduction of withholding tax on real estate:
www.onroerendgoedheffing.be (only available in Dutch).

REBATE FOR DEPENDENTS

This rebate is granted for each person dependent on the taxpayer, the taxpayer's spouse or legal cohabitant. The rebate amounts to 125 euro per dependent person. It is doubled (250 euro) for each disabled dependent person or for the disabled spouse.

Spouses or the legal cohabitants (not disabled) do not entitle to the rebate.

Example

Cadastral income: 1,000 euro

Surcharges: 3,000

Dependent children: 2

Computation withholding tax on real estate due to Region: $(1,000 \times 1.25\%) =$

Computation withholding tax due to local authorities: $30 \times 12.50 =$

Rebate for dependent children: $2 \times 125 \text{ euro} =$

Total withholding tax: 137.50 euro

DISABILITY AND INFIRMITY

War invalids are granted a 250 euro rebate for the dwelling they occupy as owners or tenants; a disabled taxpayer is entitled to a 125 euro rebate. These rebates cannot be granted concurrently.

REBATE FOR UNPRODUCTIVENESS

The rebate for unproductiveness is granted proportionally to the period of non-occupation or unproductiveness of the property. In order to entitle to this proportional rebate, the unproductiveness or non-occupation must be of not less than 180 days in the year.

The unproductiveness must be involuntary. The only fact that the real estate has been simultaneously put on lease and on sale by the taxpayer is not sufficient to prove the unproductiveness.

The rebate or reduction for unproductiveness is now only granted for maximum 12 months. This limitation does not apply where the taxpayer is unable to exercise his right in rem because of a disaster or a case of force majeure.

EXEMPTIONS

Is exempted from withholding tax in the Walloon Region, the cadastral income of:

- service-flats, child care facilities for children under three years of age and care and accommodation facilities for disabled persons;

- real estate situated in the Walloon Region and recognised as a "Natura 2000" territory, a nature reserve or a forest reserve;
- dwellings owned by a natural person and leased or managed by a real estate manager in conformity with the Walloon Housing Code, provided a written agreement has been concluded between the taxpayer and the real estate manager, determining the period during which the dwelling is made available, the amount of the rent asked by the natural person and, if need be, the description of the work to be done.

It should also be mentioned that, certain economic sectors excepted, SMEs having established their seat in the Walloon Region, can be exempted from the withholding tax (from 1 July 2004 on), if they realise certain investment programs.

5.2.4. Brussels-Capital Region**REDUCTION FOR A MODEST DWELLING**

A reduction is granted for the dwelling entirely occupied by the taxpayer himself where the **non-indexed** cadastral income of the taxpayer's global real estate located in Belgium does not exceed 745 euro. The standard rate of this reduction, which applies to the withholding tax on the main residence, is 25%.

In the case of the construction of a new dwelling house or the acquisition of a newly built dwelling house, the reduction amounts to 50% during the first five years in which the withholding tax on that real estate is due. The taxpayer is not granted this reduction if he has received a subsidy for the construction or the acquisition of that dwelling house.

REBATE FOR DEPENDENTS

A 10% rebate is granted for each dependent child, provided the head of the family who claims the rebate has at least two children alive on 1 January of the year.

Example

Cadastral income: 1,000 euro

Surcharges: 3,000

Dependent children: 2

Computation withholding tax on real estate due to Region: $(1,000 \times 1.25\%) =$

12.50 euro	<u>375.00 euro</u>
375.00 euro	<u>387.50 euro</u>
-250.00 euro	<u>-77.50 euro</u>
137.50 euro	<u>310.00 euro</u>

Subtotal:
20% rebate for 2 dependent children:
Total withholding tax:

DISABILITY AND INFIRMITY

War invalids are granted a 20% rebate and disabled people a 10% rebate for the dwelling they occupy as owners or tenants. These rebates cannot be granted concurrently.

REBATE FOR UNPRODUCTIVENESS

The rebate for unproductiveness is granted proportionally to the period of non-occupation or unproductiveness of the property. In order to entitle to this proportional rebate, the unproductiveness or non-occupation must be of not less than 90 days in the year. In the Brussels-Capital Region, this reduction is only granted under specific conditions (113).

EXEMPTIONS

Is exempted from the withholding tax in the Brussels-Capital Region, the cadastral income of goods that are part of the protected patrimony and that are neither let nor exploited.

¹¹³ The conditions were set in the ordinance of 13 April 1995 amending the ordinance of 23 July 1992 concerning withholding taxes on real estate (BOJ of 13 June 1995). In its judgment of 19 December 2002 the Constitutional Court considers this ordinance to be in conflict with the articles 11 and 12 of the Constitution.

5.3. Crediting of withholding tax on real estate

Only the withholding tax paid in respect of the taxpayer's principal private dwelling is creditable against PIT liability. The creditable amount is strictly limited to 12.5% of the part of the cadastral income included in the taxpayer's tax base.

Where the taxpayer is entitled to the deduction for sole own dwelling under PIT, the cadastral income of the building whose acquisition entitles to the deduction, is not included in the taxable base. Consequently, it no longer entitles to the crediting of withholding tax on real estate.

5.4. Withholding tax on real estate for investments in material and equipment

5.4.1. Definition

"Material and equipment" means devices, engines and other facilities useful for commercial, industrial or craft enterprises, except from premises, shelters and their necessary accessories (cf. article 471 §3, Income Tax Code 1992).

Where material and equipment are housed in built or unbuilt real property, the Cadastral administration fixes a separate cadastral income for those elements.

5.4.2. Flemish Region

NEW INVESTMENTS OR INVESTMENTS AIMED AT REPLACING MATERIAL AND EQUIPMENT

Until tax year 2008 included, a distinction must be made between *totally new investments* in material and equipment (i.e. placed on plots where there were no material and equipment on January 1st, 1998) and *replacement investments* (i.e. investments in new material and equipment, aimed at replacing existing material and equipment).

A total exemption from withholding tax on real estate was granted on the CI (cadastral income) of totally new investments. On the contrary, a partial exemption was granted for replacement investments leading before 1 January 2008 to an increased CI in comparison to the CI existing on 1 January 1998; it was limited to the portion of the CI exceeding the CI fixed on 1 January 1998.

EXTENSION OF THE EXEMPTION FOR REPLACEMENT INVESTMENTS

As from tax year 2009, a total exemption is granted for every investment in new material and equipment (as well totally new as replacement investments) for which a CI has been fixed as from 1 January 2008.

However, for companies belonging to the target group to the attention of which the Flemish Government drew up an energy agreement, the new exemption is granted provided that these companies accede and comply with this agreement. Failing that, the previous exemption (with the abovementioned limitation as regards the CI on 1 January 1998) still applies to their replacement investments. As far as companies not belonging to the target group are concerned, the exemption is total and unconditional.

5.4.3. Walloon Region

The CI of material and equipment is exempted from withholding tax on real estate where the CI of the assets existing on 31 December 2004 is lower than 795 euro per cadastral parcel.

The CI of material and equipment is also exempted from withholding tax on real estate for new investments acquired or constituted as new as from 1 January 2005. This exemption is total or partial depending on whether, on 31 December 2004, material and equipment had already been housed on the cadastral parcel (on which the new investments are acquired or constituted as new). In the event of an affirmative reply, the exemption only applies to the part of the CI of material and equipment of that parcel exceeding, after 1 January 2005, the CI which exists on 1 January 2005.

Finally, a new unconditional exemption from withholding tax on real estate applies to investments in material and equipment acquired or constituted as new from 1 January 2006 on. (cf. article 471 §3, Income Tax Code 1992).

5.4.4. Brussels-Capital Region

Since 1 January 2006, a tax credit has been granted by the Brussels-Capital Region to natural persons or legal entities liable to withholding tax on material and equipment. This tax credit is totally chargeable to the Brussels-Capital Region.

This tax incentive for businesses is granted as a tax credit, so as to allow local entities and the urban area of Brussels to keep on collecting additional surtaxes on the withholding tax on real estate.

「この報告書は競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。」